

## もくじ

はじめに	2
第1章 「総合的な学習の時間」とは	3
第2章 現状と課題	8
第3章 連携事例の紹介	15
<b>第4章 行政と学校の連携の在り方</b>	
1 行政への提言	26
2 学校への提言	38
3 教育委員会への提言	53
4 行政と学校の連携の在り方	67
第5章 ケーススタディ～「税」と「総合的な学習の時間」	69
「税」にかかる「総合的な学習の時間」仮想プラン	75
おわりに	79
<b>巻末資料</b>	
1 アンケート調査結果について	81
2 「行政と学校が連携した人づくり」シンポジウム	94
3 主要参考文献	103
研究員名簿	105

この報告書では、学校と行政との連携の在り方を検討する上で、主に教育部局以外の首長部局を「行政」と呼び、首長部局に配属する職員を「行政職員」と呼ぶこととした。また教育職について「行政職員」と対比する際は「教職員」、子どもとのかかわりの際は「教師」と呼ぶこととした。

## はじめに

この報告書「行政が変わる！ 学校が変わる！ ~『総合的な学習の時間』を通じた学校と行政の連携～」は、平成14年9月からはじまった、平成14年度行政課題研究プロジェクトチームの成果です。

この研究プロジェクトチームは、平成14年度から各学校で行われることになった「総合的な学習の時間」について、学校を通じて地域の子どもたちが地域のことを考える絶好の機会ととらえ、行政はどのようにして学校との連携を図りながら、より良き人材の育成に関わっていけるのかということを、県・市町村職員と教職員とが、初めて共同で研究を進めてきました。<sup>1</sup>

この報告書は次の5章と巻末資料で構成され、主に地方自治体職員及び小中学校の教職員を対象として書かれています。

【第1章 「総合的な学習の時間」とは】制度の説明と研究会のねらい

【第2章 現状と課題】アンケートなどから現状と課題を分析

【第3章 連携事例の紹介】行政と学校の連携についての先進事例を紹介

【第4章 行政と学校の連携の在り方】行政と学校の在り方についての政策提言

【第5章 ケーススタディ】「税」をテーマとした具体的な検証

巻末資料には、アンケートや当研究プロジェクトチームが関わったシンポジウムの概録などの資料を掲載しています。

本報告書が今後「学校と行政の連携を通じた地域づくり」への一助となることを期待します。

平成14年度行政課題研究プロジェクトチーム一同

<sup>1</sup> 研究員は県職員、市町村職員、教職員から構成し、「学校への提言グループ」、「行政への提言グループ」、「教育委員会への提言グループ」、「ケーススタディグループ」の4つのグループに別れ、それぞれの立場から連携の在り方について研究した。



### 研究会こぼれ話① ー相手を尊重して！ー

研究会1日目「自己紹介と問題把握（BS法）」を行い、研究会2日目に「コミュニケーション概論」と題して講義をメンバーに聴いてもらった。メンバーからは「どんどん、行政と学校における連携の問題を探り、その解決策の検討などを進めた方が良いのではないか。」という意見も出ていた。

今回のテーマ「行政と学校との連携の在り方」は、両者の関係が上手くいっていないことにその原因があると考えていた。そして、これは決して組織的な問題ばかりでなく、ある面その組織の中にいる「人」の問題でもあると考えていた。

そこで、今回初めて「行政職員と教職員」が同じ研究会を進めるにあたり、まず、自分たちのチームの中でのコミュニケーションの上手な取り方を学ばなくてはと思い、研究会の初期にこの講義の時間を設けたわけである。

講義の中で、講師からは「コミュニケーションを上手く進めるには、自分の考え方を捕らわれず、相手の考え方を尊重しながら、相互理解を深めことが重要。」との話があった。

このときから研究会を通じて、メンバーの共通認識は「相手の弱点は、攻めるのではなく、どうしたら助けられるかを考える」「自分の弱点は、真摯に受け止め、どうしたら直せるのかを考える」となったのである。



## 第1章 「総合的な学習の時間」とは

### 1 「総合的な学習の時間」の概要

#### (1) 「総合的な学習の時間」の創設

平成14年4月から、完全学校週5日制の下、新しい学習指導要領が全面実施となった。学習指導要領は、各学校が教育計画を編成する際の基準となるものである。新しい学習指導要領では、各学校が「ゆとり」の中で「特色ある教育活動」を展開し、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を子どもたち一人一人にはぐくむことをねらいとしている。その中心的な役割を担う時間として、新たに「総合的な学習の時間」が創設された。「総合的な学習の時間」は、今回の学習指導要領の改訂の目玉であり、その死命を制するとまでいわれている。

「総合的な学習の時間」は、平成12、13年度の準備期間を経て、現在、小学校においては、年間を通し、第3・4学年ではそれぞれ105時間、第5・6学年ではそれぞれ110時間を標準として実施されている。

「総合的な学習の時間」は、これまでと大きく画一的といわれる学校の授業を変えて、

- ア 地域や学校、子どもたちの実態に応じ、学校が創意工夫を生かして特色ある教育活動が行える時間
- イ 国際理解、情報、環境、福祉・健康など従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行える時間

として設けられたものである。そして、この時間において、子どもたちが各教科の学習で身に付けた個々の知識を結び付け、総合的に働かせることができるようすることを目指している。

各学校では、「総合的な学習の時間」を通して創意工夫を生かし、「特色ある教育、特色ある学校づくり」を進めることになる。「特色ある学校づくり」というと「他と違うこと」「何か新しいこと」を行わなければならないのではないかという考えにとらわれることがある。しかし、ここでいう「特色ある学校づくり」とは、各学校が、地域や学校、子どもたちの実態を十分踏まえ、「私たちの学校では、こんな教育活動をしています。どうぞ、安心して学校に子どもたちを通わせてください。」と胸をはって保護者や地域の方々にアピールできる学校を目指すということである。そうした学校づくりを進める時間として、「総合的な学習の時間」が期待されているのである。

また、「総合的な学習の時間」では、「国際理解」「情報」「環境」「福祉・健康」などの教科を超えた課題を取り上げる。これらの課題は、子どもたちの身の回りで現実に起こっている課題であり、地域に子どもたちが出て行けば、多くの場合、出会い見いだすことでの

きるものである。「総合的な学習の時間」を創設したことによって、こうした課題を取り上げ、まとまりのある形で学習していくことが可能となった。何を取り扱うかは、各学校のおかれている状況、子どもたちの実態等を踏まえ、各学校で決めることとしている。

### (2) 「総合的な学習の時間」のねらい

「総合的な学習の時間」においては、知識を教え込む授業ではなく、自ら課題を設けて行う学習や将来の生き方を考える学習が積極的に行われる。学習指導要領では、「総合的な学習の時間」のねらいを、次のように示している。

総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。

- (1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
- (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようすること。

激しい変化が予想される今後の社会を、子どもたちが主体的、創造的に生き抜いていくためには、自分で課題を見付け、自ら学び自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決する資質や能力を身に付けさせることが必要である。また、様々な調査の結果から、子どもたちの現状として、「学ぶ意欲が足りない」「学習習慣が身に付いていない」等々の課題が挙がっている。「総合的な学習の時間」は、その足りないところ、伸ばしたいところの育成を目指して取り組んでいく時間でもある。

### (3) 「総合的な学習の時間」の展開

学校の教育活動は、学習指導要領に示された目標や内容を基準として計画、実行されるが、このたび創設された「総合的な学習の時間」は、これまでの教科等と異なり、具体的な目標や内容が学習指導要領に示されていない。したがって、各学校において、地域や学校、子どもたちの実態を踏まえ、「総合的な学習の時間」の目標や内容を定めることになる。また、従来の教科のように教科書もない。まさに、各学校の創意工夫が求められる時間なのである。

「総合的な学習の時間」で育成する「自ら学び、自ら考える力」「問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度」などは、教師が教えただけでは身に付かない。子どもたちが、自ら行うことによって、実感を伴って身に付いていくものである。したがって、「総合的な学習の時間」では、体験的な学習活動や問題解決的な学習がこれまで以上に重視されることとなる。

- ・自分の取り組みたいことに夢中になる
- ・自分が調べたいことについて納得がいくまで繰り返し取り組む
- ・自分の考え方や学習活動の成果をいろいろな方法で表現し伝える

「総合的な学習の時間」では、体験的な学習活動や問題解決的な学習を通して、このような子どもたちの姿が求められる。そのため、「総合的な学習の時間」では、次のような学習活動が展開される。

具体的な体験や事物とのかかわりをよりどころとし、感動したり、驚いたりしながら、様々なことを考え、それを深める中で、実際の生活や社会、自然の在り方を学んでいく。

特に、小学校では「感動したり、驚いたり」といった心の動きを大切にした学習活動が重視される。「総合的な学習の時間」では、「自然体験や社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動などの体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れる必要がある」とされているが、子どもたちが学習の対象に直接かかわり、「感動したり、驚いたり」する学習活動が、それぞれの学校で積極的に展開されることになる。

現在、「総合的な学習の時間」の取組において、子どもたちが学校内にとどまらず、学校を中心とした地域に出かけて学習活動を展開する例が多く報告されている。子どもたちが、地域で現実に起きている問題に直接かかわり、自分の目で確かめたり、直接関係者から話を聞いたりする活動が重視されているからである。

今後、このような学習活動を一層充実させるために、各学校においては、心の動きや実感を伴った学習活動を展開するまでの学習過程の検討や学習環境の整備等を進める必要がある。教師自らが地域に出て、子どもたちが直接かかわる対象として何がふさわしいかを探るとともに、地域の人々の参加による学習や地域の自然や施設を生かした学習などを積極的に進めることができることが求められている。

#### (4) 「総合的な学習の時間」と地域

「総合的な学習の時間」では、地域の特色を生かした学習活動が展開される。地域が違い、学校が違えば、そこで展開される学習活動は、それぞれ異なり、その学校ならではの特色あるものとなる。

子どもたちの生活実態が一人一人異なり、地域の範囲を具体的に示すことは難しいが、この時間で学習の対象とする地域は、学校を中心として、次のような範囲と考えることができる。

##### ア 通学区域としての地域

小学校において、多くの場合、地域は通学区の範囲としてとらえることができる。通

学区の範囲は、子どもたちの日常生活の場であり、自分たちの諸感覚を通して直接体験できる学習の場や学習の素材がある。また、地域の人々は、子どもたちにとって情報提供者となり、良き指導者となるのである。

#### イ 行政区域としての地域

通学区域よりもやや広い範囲であるが、市町村や県という行政の範囲も、学習の対象として考える必要がある。なぜならば、子どもたちの学校生活や地域住民の生活は、こうした行政単位で行われることが多いからである。行政区域の範囲においては、行政職員からの情報提供を欠かすことはできない。行政区域での出来事は、行政職員が一番把握しているからである。

さらに、行政区域を超えて産業、交通、自然条件等で結び付きの深い地域についても必要に応じて取り上げていくことになる。

「総合的な学習の時間」において地域を学習の対象として取り上げるのは、地域における生活者としての子どもたちの学びを大切にするからである。教師は、学習の対象であり、学習の場である地域が、教材としてどのような特色があり、価値があるかを見抜く確かな目をもつことが求められる。そのためには、教師自ら地域の生活者、地域社会の教師として地域に入り、次のような視点から地域をとらえることとなる。

- ア 子どもたちにとって興味・関心が高く、意欲的に取り組める対象であるか。
- イ 観察や体験を通して、実践的に学ぶことができる対象であるか。
- ウ 体験することにより、喜びや感動を味わえるものであるか。

このような視点で地域を取り上げることによって、地域が、子どもたちにとって大事な学習の場となる。「総合的な学習の時間」の学習活動においては、子どもたちが、自然や文化財、公共の施設などだけでなく、地域の人から話を聞いたり一緒に活動したりし、直接かかわる機会を意図的に設けることが強く求められている。

### 2 連携の“千載一遇のチャンス”

本研究会では、「総合的な学習の時間」の創設を、学校と行政が良好なパートナーシップを結び、行政課題を解決するための“千載一遇のチャンス”ととらえた。

学校では、平成14年度から「総合的な学習の時間」が導入された。「総合的な学習の時間」は、従来の教師が教科書に書かれたことを子どもたちに一斉に教えるという学習スタイルとは異なり、子どもたちの興味・関心に基づき「自ら考え、自ら学ぶ」という学習スタイルであり、教師の役割は、学習の「支援」へと変容している。このような学習スタイルの変容に教師たちはとまどいながら試行錯誤をしている。今まででは教室内、学校内で自己完結していた学習の場が、学校を飛び出し、地域や行政とのかかわりを抜きにしては成

り立たなくなつた。「開かれた学校」づくりが求められるようになつたのである。また、従来の国語や算数といった教科に加え、「国際理解」「環境」「福祉」などの新しい領域や課題が取り組まれた。これらは、行政分野と密接に関連しており、今後ますます行政とのつながりが必要となる。

一方、行政では、地域課題の解決に向けた住民の協力という問題を抱えている。例えばゴミ問題等の行政課題の解決には、住民の理解と協力が欠かせない。ゴミの分別や減量など意識改革と行動の変容を促すものについて、これまで行政は、広報や説明会等の啓発活動を通じて住民へのアプローチを行ってきたが、十分な成果を得られていない。そこで、より効果的に地域社会における行政課題を解決するにあたり、研究会では、小さな市民であり、未来の市民である、「子ども」へのアプローチを試みることで、行政課題の解決ができるだろうかと考えた。

これにより、短期的には、子どもたちの発信により、家庭、地域、社会が地域の課題に気付かされ、解決に向けての取り組みが広がっていくことを期待した。さらに長期的には、将来の地域の担い手の育成として、子どものときから、例えばゴミ問題等の行政課題についての意識、並びに行動を身につけることで、課題解決につながっていくのではないかと期待した。すなわち、方法ではなく、アプローチの対象を子どもにすることで、課題解決に向けて住民の行動変容を促すのである。そのためには、子どもたちが長時間過ごし、地域とのかかわりも深い「学校」と連携し、行政課題に取り組んでいくことが大変重要である。

学校は、教育委員会の管理の下、運営されている教育機関であり、一般行政とのかかわりは薄く、組織的には行政から独立した存在である。しかしながら、学校における「総合的な学習の時間」の導入に伴い、これまで以上に学校側も、行政の各分野の担当窓口をはじめ、社会教育施設や保健センター、ゴミ処理施設などとのかかわりが必要となり、それに対応して行政側も学校への教育活動の支援や協力が課題となってきている。

だが、こうした中で、「同じような内容の質問や訪問が相次ぎ、平常業務がなかなかできない」、「突然の依頼で対応ができない、マナーが悪い」などの行政から学校への不満や、「行政の窓口がわからない、手続きが煩雑である」という学校から行政への不満なども聞こえてくる。なぜ、このような不満が生まれるのだろうか。何が問題なのであろうか。

学校と行政とが「総合的な学習の時間」における子どもたちの学習支援をスムーズに行うためにはどうすべきか、すなわち、いかに連携すべきかを検討する必要性がでてきている。そして行政は学校との連携を通じて、いかにして行政課題の解決につなげていけるか考えるチャンスがきた。

これらのことを踏まえ、本研究会は「総合的な学習時間」の導入を、行政にとっては学校との連携を通じた行政課題の解決のため、また学校にとっては行政を活用するための“千載一遇のチャンス”ととらえ、いかにして学校と行政が連携するか、すなわち「学行連携」の在り方を研究テーマとした。

## 第2章 現状と課題

### 1 「総合的な学習の時間」がはじまって

「総合的な学習の時間」の実施に伴い、「学校と行政」の間で様々な問題が生じている。

それは多くの学校が「総合的な学習の時間」において、環境や福祉、国際理解などをテーマに選んでいるところからはじまる。教師にとっては算数や国語などの教科を子どもたちに教えることはプロフェッショナルであっても、環境や福祉などの問題は未開拓の分野である。これらについての授業の充実を図るためにには、それぞれの分野についての専門家の話を聞く必要性がてくる。それでは、環境や福祉などについての身近な専門家といえば、それは行政職員であり、彼らに話を聽こうということになる。

しかし、このような行政に対する学校の意向は、現状では一方的なものが多く、結果として行政は学校に対して不満を抱くことになっている。

#### 行政の「総合的な学習の時間」への不満

…「琵琶湖に魚は何匹いますか」…小中学校からこんなファックスが多い日には数十枚も届く。「全部回答しますが、こんな形での利用では、博物館を利用してもらっているとはいえない。」…

(2002. 3. 5 朝日新聞より抜粋)

…学芸員をしていると、電話などで飛び込んでくる質問に答えることが多い。最近は、「総合学習の『調べ学習』をしています」という小学生が目立つ。…図鑑などで少し調べればわかりそうなものばかりだ。…図書室で調べ、それでもわからない部分なら、できる限り答えてあげたい。…学校の先生方は、「調べることは聞くこと」という指導をしているのだろうか。…これ以上自力で解決できない、となったら人に尋ねるよう指導してほしい。… (2002. 9. 25 朝日新聞より抜粋)

…「現状では、ただの職場訪問じゃないですか。」…子供たちからの質問は、図書館などで調べればすぐにわかるような単純なものばかり。…まず本などで調べ、その上で質問してくれるならこちらも協力のしがいがあるのに」…「一通り説明しても反応がないケースも多く、教師に『学校の外で何かを勉強してきなさい』と言われてしぶしぶ来ているという感じ。」… (2002. 9. 30 産経新聞より抜粋)

さらによく行政からは、学校の「総合的な学習の時間」への協力依頼について、「直接言わなくても困る。市長宛で文書を出してから来てください。」とか、「その件は、先日別の小学校のお子さんが聞きにきました。またですか、もっとまとまって来て下さい。」といったように行政が冷たい対応を取るケースもある。挙げ句の果てには、「『総合的な学習の時間』は失敗なので、何年後かにはなくなる。」といった教師のあきらめの声が、早くも新聞記事に掲載される始末である。

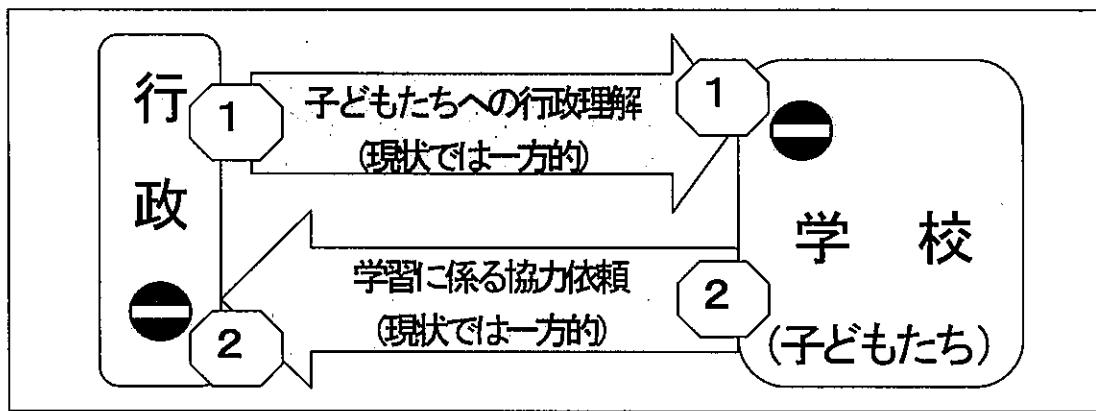
このような「学校と行政」の摩擦ともいえる状況の背景には、そもそも「総合的な学習の時間」に対する行政職員の認知度が低いこと、また認知はしていてもそれはあくまで「教育部局」のことであり、行政にとって関係のないことのように認識していることも要因の一つとしてある。しかしながら、「総合的な学習の時間」を通じて、学校が行政にかかわることは、1章で述べたとおり、行政にとって「小さな市民であり、未来の市民である子どもたち」へアプローチできる絶好の機会であり、決して行政に無関係なことではない。

これらのこと整理すると、「総合的な学習の時間」のはじまりを契機に、まず学校は未開拓の分野への専門性を求め行政へアプローチをし、行政はこのアプローチをうまく活用して地域の財産とすべく、学校との協力関係を築く必要性が生じている。しかし、現実には「学校と行政」とが、今まで協力関係を築く経験やノウハウも少ないとから、躊躇や、場合によってはすれ違いによる摩擦まで生じてしまう。「総合的な学習の時間」がはじまって、いかにして良好な関係を築くかが大きな課題となっているのである。

## 2 行政における現状と課題

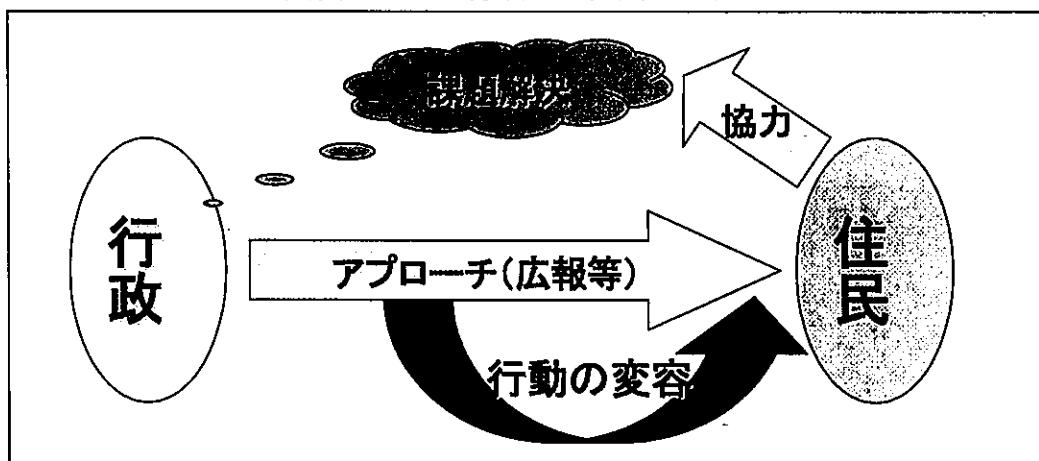
「総合的な学習の時間」に係る行政としての学校とのかかわりは二つの視点がある。1点目は、行政からのアプローチである「子どもたちへの行政理解」としてのかかわり、2点目は、学校からのアプローチである協力依頼の受け手としてのかかわりである。

図表2-1 「学校と行政」とのかかわり



1点目については、従来からも行政は住民理解を図り、「住民がまちづくりの受け手から担い手に意識を変えてもらうために<sup>1</sup>」、様々な広報業務を行ってきており、広報誌の配布、住民説明会、行政主催のイベントなどがこれにあたる。

図表2-2 行政から住民へのアプローチ



<sup>1</sup> 「地方自治を創る」石崎宣雄著

その一環として、今まで子ども向けの教材やパンフレットの配布も行なっている。

しかし、子ども向けの教材等を作成するにあたり、教師や子どもたちと調整をしたケースが、現状では少ない。そして、学校には、行政からの様々な教材等とともに、日々多種多様かつ大量の資料が届く。その中で行政より配布された教材等は、子どもたちの手に渡らずに、破棄されることも少なくはない。この場合当然のことながら、子どもたちへの行政理解を得られる余地も失われているわけである。

また2点目である「総合的な学習の時間」に係る学校からの協力依頼については、行政が十分に対応できていないのが現状である。行政も通常業務があり、「総合的な学習の時間」を契機とした新たな学校からの協力依頼に、容易に対応できる時間的余裕と受け入れ態勢とが不十分であるがゆえのことである。

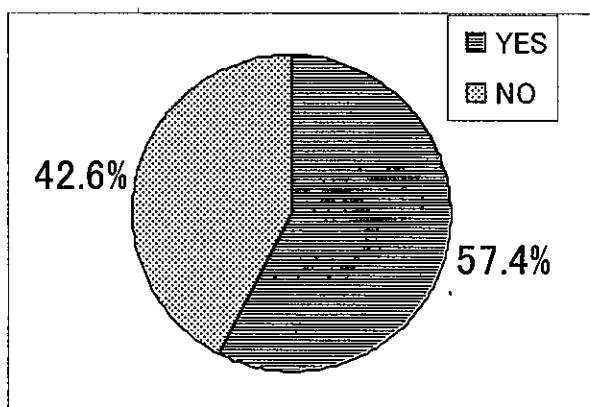
先に述べたが、行政は従来から「住民に行政運営に対する理解を深めてもらいたい」とのねらいがありながらも、すべての部所において、このような意識付けが十分にできているとはいえない。それゆえ、「学校や子どもたちが行政について理解を深めたいと」求めてきても、これにうまくこたえられず、結果として行政理解を得る機会を失ってしまっている。これは、一担当者の意識の問題だけではなく、組織としての問題でもある。

つまり、「総合的な学習の時間」の始まりは、行政が業務の啓発活動の重要性を再確認するとともに、その一つの方法としての学校とのかかわり方を見直す機会として捉える必要がある。

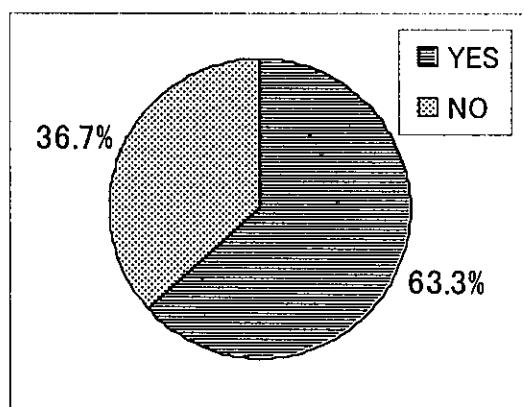
とりあえずは、行政について二つの視点から現状と課題を取り上げたが、これら以外にも主に意識的な面での課題を提起する必要がある。そこで本研究会では、このような「学校と行政」とのかかわりについての意識を把握するため、行政、学校、そしてこれらの仲介的存在である教育委員会に対して、アンケートによる意識調査を行った。

まず、行政が行う啓発活動と学校との関係については、図表2-3、2-4のとおり、行政は子どもへの啓発活動を約57%の課所で実施している。そのうち約63%の課所が学校との連携を持っている。

図表2-3 子どもへの啓発実績

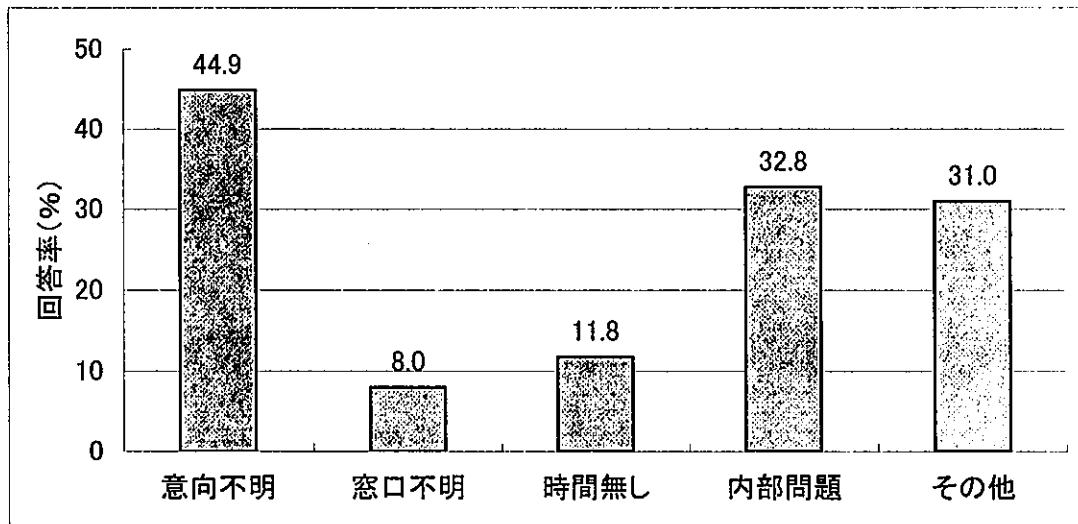


図表2-4 学校との連携の実績



また、学校との連携を図るにあたっての課題については、図表2-5のとおり約45%の課所が、「学校側の意向が不明」と回答しており、また約33%の課所が「内部的に整理できていない」と回答している。これらのことから、行政が学校との連携を図る必要性は感じつつも、組織内部において学校とかかわることについて、その意義や必要性を整理ができていない状況が分かる。また、学校との連携を実施するときになると、相手先の意向や窓口が分からぬとの状況も分かる。

図表2-5 学校との連携を進めるにあたっての課題は何か？（複数回答可）



### 3 学校における現状と課題

学校としての立場での「総合的な学習の時間」に係る行政とのかかわりは、図表2-1の逆の視点で、やはり二つある。1点目は行政からのアプローチである子どもたちへの行政理解の受け止め方、2点目は学校からのアプローチである行政への協力依頼としてのかかわりである。

1点目の子どもたちへの行政理解の受け止め方については、従来から様々な形で、学校教育の中でこたえてきている。一例として「交通安全教育」や「税」「環境」などの標語や作文の応募を挙げると、行政側の各課から一つの募集であっても、学校にとっては様々なところからの募集を受け、結果としてまとまった応募になってしまう。学校によっては「すべてに対応できない。行政から依頼されるとつい警戒してしまう。」との場合もある。

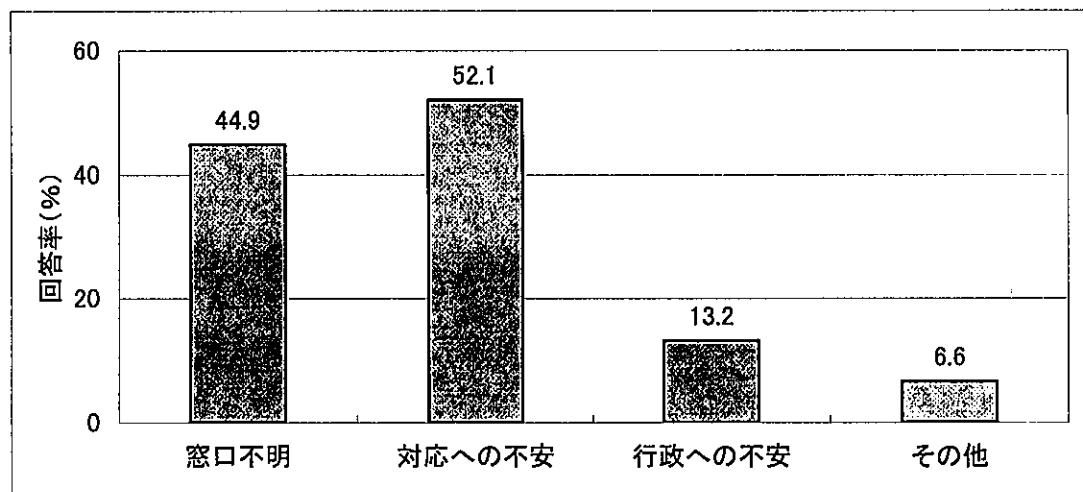
このことに対して行政は気づいていないことが多い。学校としても、できるだけ応じる努力はするが、アプローチとしては行政からの一方的な状況と言える。

2点目である「総合的な学習の時間」についての協力依頼については、学校にとって、行政のみが外部情報提供の素材となるわけではないが、地域に係る情報を持つものとして行政は有効な素材であるといえる。しかし、教師にとって、行政はある面未知の分野であり、行政に連絡をするのに「どこに連絡すれば良いのか分からない」というケースが多い。

実際、学校の隣を流れる川について、質問するのに「市役所に聞くのか、県なのか、国なのか。また、河川課なのか、環境課、農政課なのか。」が分からぬ。学校としてはどこを窓口にすれば良いのか、どのような手順で相談すれば良いのかが分からぬ状況なのである。

学校へのアンケート結果からもこの状況が把握できる。図表2-6にあるとおり「行政への協力を求めたいときに困ること」については、約45%の学校が「窓口不明」と回答しており、さらには約52%の学校が「対応への不安」を回答している。

図表2-6 行政への協力を求めたいときに困ること（複数回答可）



#### 4 教育委員会における現状と課題

「学校と行政」とのかかわりを考えた場合、両者の橋渡し役となる教育委員会の役割は非常に大きい。それは、教育委員会が行政職員と教職員の両者から構成されていることにも起因する。

しかし、行政の部所によっては教育委員会とまったくかかわりを持たない場合もあり、教育委員会を理解していないことも少なくはない。一方、学校は、教育委員会とは必ずかかわりを持つものの、学校を管理・指導する立場としての意識が根強い。

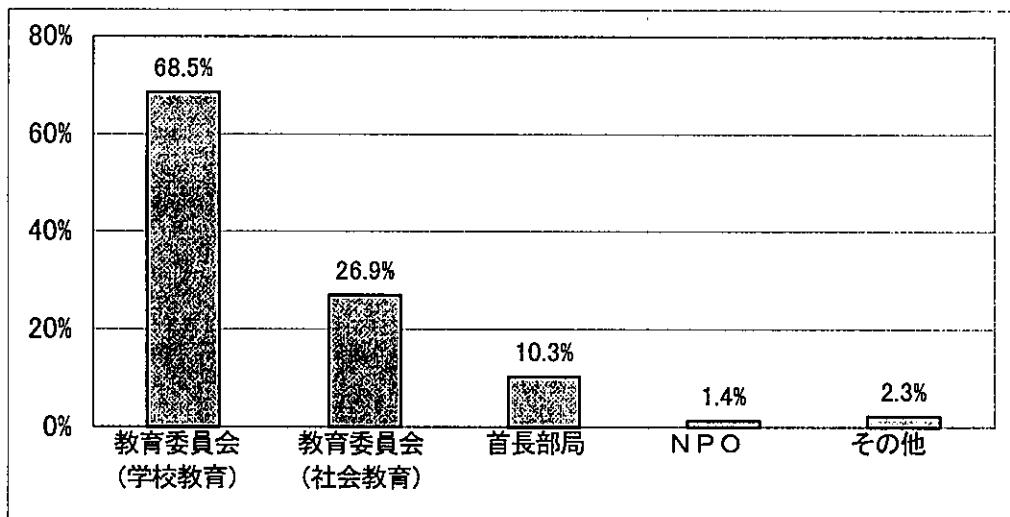
先に述べたとおり、「学校と行政」の関係については、「総合的な学習の時間」のはじまりから、様々な課題が生じている。これらの課題の多くは、それぞれの理解や認識不足、経験やノウハウの不足に起因している。そして今、「学校と行政」の協力関係を築くため、これらの課題の解決に努めなければならないが、課題解決を円滑に進めるためには、両者との一定のかかわりを持つ教育委員会の役割が「鍵」となる。

教育委員会には、「学校と行政」と調整する橋渡し役として大きな期待が寄せられている。このことは学校や教育委員会へのアンケート結果からも分かる。

図表2-7のとおり「行政とのかかわるときどこに調整機能を求めるか？」との問い合わせに、

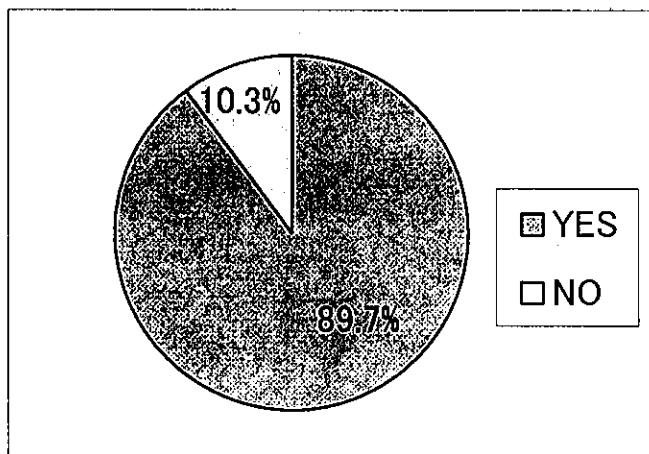
約87%の学校が教育委員会を窓口として回答している。

図表2-7 どこに調整機能を求めるか? (学校へのアンケート・複数回答可)



また、教育委員会へのアンケートの中でも、図表2-8のとおり教育委員会自身が「学校と行政」との調整の必要性があると、約90%の教育委員会が考えていることが分かる。

図表2-8 教育委員会が調整する必要があるか? (教育委員会へのアンケート)

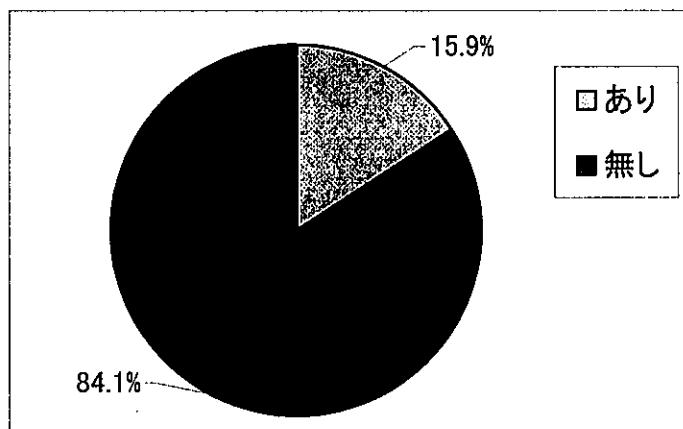


では、実際に教育委員会内部に「学校と行政」との連絡調整を図る組織を設置しているかとの問い合わせに対しては、図表2-9のとおり、約84%の自治体で設置していないとなっている。

以上のように、教育委員会としては、「学校と行政」との調整役を担う意識はありながら、実際にはあまり取り組んでいないのが実情である。

また、教育委員会組織の中でも主に教職員からなる「学校教育部門」と行政職員が多い「社会教育部門」との間において、連携不足が指摘されている。「総合的な学習の時間」を契機とした「学校と行政」の連携を図る上で、教育委員会内部における「学校教育と社会教育」の連携を図ることも大きなテーマである。(詳細は63ページ参照)

図表2-9 連絡調整組織の設置状況



## 5まとめ

本章では、行政、学校、教育委員会におけるそれぞれの現状と課題を取り上げてきた。それぞれが、新たにはじまった「総合的な学習の時間」を活かすために、苦戦を強いられている様子がうかがえる。では「どこに苦戦しているのか」といえば、アンケート結果からも、「学校と行政」とのかかわりにあることが分かる。お互いに、相手と良好なかかわりを持ちたい意向がありながら、良好な協力関係を築けていないのが現状であり、課題でもある。行政からは「学校の意向が分からぬ(44.9%)」、学校からは「窓口が分からぬ(44.9%)」など、良好な協力関係を築けない要因として、双方とも「相手のことが分からぬ」ことを挙げている。

そこで、この現状と課題を解決するために、まず相手のことを理解し、関係を深めることが必至ということになる。

「学校と行政」はどのようにして相手のことを理解し、協力関係を築いていくか、また教育委員会は「学校と行政」の仲介的な位置にある組織として、両者の相互理解を深め、相互の連携を図るために、どのような役割を果たすことができるのか。

第3章の先進事例調査等を参考にしながら、第4章において行政、学校、教育委員会、それぞれの在り方を提言していくこととする。

### 研究会こぼれ話② 一始めて、初めて…-

研究会を始めて、行政職員と教職員の立場はずいぶん違うことが分かった。ちょっと驚いたのは、教職員は研究に来る時間がほとんど取れないということだ。当センターでは月2回の研究会は例年通りのスケジュールであるが、教職員の世界では考えられないペースと言われた。子どもたちを預かっている教師が、1日中出張で学校を留守にすることができないからだ。教師にとって、月に2日の研究会への参加は至難の業とのことであった。しかし、そんなことも研究会をやって初めて分かったことであった。

## 第3章 連携事例の紹介（先進事例のヒアリング調査結果）

### 1 ヒアリング調査の目的

本章では、行政と学校の連携が行われている先進的事例を調査し、各事例における連携の経緯、連携時の苦労、解決方法や連携における効果等を明らかにし、今後連携を推進するための参考とするものである。

ヒアリング調査先一覧

No.	調査地	担当	概要
1	静岡県 静岡市	静岡市広報課、情報政策課、 学校教育課	市役所の全課が協力して、子どもたちの学習をサポートする体制をとるため、「静岡市子ども担当」を設置
2	東京都 日野市	日野市環境共生部緑と清流課、日野市立潤徳小学校、旭が丘小学校、日野第五小学校	行政が学校敷地内に水路を設置し、水辺づくり、ビオトープを通した河川環境教育を実施
3	群馬県 前橋市	群馬県商工労働部商政課、 前橋市立中央小学校、商店主	県がコーディネーター役となり、商店街と学校が連携し、「街」を子どもたちの「学習の場」とする、体験学習「街なかワクワク探検隊」を実施
4	埼玉県 八潮市	八潮市生涯学習まちづくり 推進課	全国に先駆けて設置した生涯学習まちづくり「出前講座」（行政編）を学校における「総合的な学習の時間」にも活用
5	愛知県 一宮市、 稻沢市	一宮税務署、稻沢市教育委員会社会科副読本委員会 (稻沢市立の7小学校)	「税」をテーマとした「総合的な学習の時間」のための教材『税金ってなーんだ?』を税務署と学校（社会科副読本委員会）で作成
6	埼玉県 川口市	(社)川口青年会議所、川口市立原町小学校	地域の青年会議所が「総合的な学習の時間」を通じて学校と連携
7	東京都 北区	荒川知水資料館（国土交通省、北区）	「総合的な学習の時間」を支援するための教材や人材の整備を行政機関が行った
8	愛知県	愛知県生涯学習推進センター	「総合的な学習の時間」の学習教材検索にも応用可能な生涯学習情報の検索機能を持つホームページ「学びネットあいち」を設置
9	北海道 苫前郡 苫前町	苫前町社会教育課	教育委員会と学校とで学社融合推進プロジェクトを設置

### 2 ヒアリング結果

以下に、平成14年12月から平成15年2月にかけて実施したヒアリング調査結果を掲載する。

## 先進事例ヒアリング調査結果（1）

調査先	静岡市広報課、情報政策課、学校教育課
事業名	静岡市「子ども担当」事業
対象	小・中学生及び教職員
事業内容	静岡市「子ども担当」事業は、出先機関を含むすべての課所室へ行政側の窓口となる「子ども担当」職員を1人ずつ配置し、子ども向けホームページの充実、学校や子どもからの問い合わせや支援に応じるなど、子ども向け支援体制の充実強化を図った取り組みである。
調査目的	行政のすべての課室所に配置された静岡市の「子ども担当」は、学校からの問い合わせや支援依頼などに対する行政側の連絡調整窓口として機能している。本研究会のテーマである「学校と連携した行政の課題解決方策」を研究するに当たり、行政のモデルケースのひとつと考えられるため、「子ども担当」の設置経緯等について調査する。
<b>調査結果</b>	
1	静岡市では子どもと市役所との良い関係を構築し、子どもをターゲットとした取組を積極的に進めるため、行政側の意向により平成12年4月から「子ども担当」事業の検討を開始し、3か月後の同年7月にスタートした。本事業は同市が全国に先駆けて始めた制度であるが、事業に取り組んだ背景として次の2点が挙げられる。 (1) 新学習指導要領への移行に伴い、「総合的な学習の時間」など「学校との連携」を意識した支援体制を構築する必要があった。 (2) 子どもを「小さな市民」と位置付け、市の仕事を平易な言葉で紹介・説明し、子どものころから地域における市の役割を知ってもらうとともに地域への関心を広げてもらうことにより、将来を担う社会性を身につけた市民を育成する必要があった。
2	本事業は経費負担を要せずに、短期間で全庁的に「子ども向け支援体制」の仕組みを構築した先進事例といえる。
3	推進メンバーは、情報政策課、広報課、教育委員会学校教育課の3課であったが、学校教育課が行政との十分な意見交換を図るとともに、学校との太いパイプにより校長会を通じた学校への周知徹底や意見集約などの事前調整に積極的に関わっていた。  同市の場合、行政、教育委員会、学校の各組織が連携し、綿密な連絡調整や協議を重ねることで相互の信頼関係を構築したことが、短期間で事業を立上げる大きな原動力となつた。
4	今後はホームページのさらなる充実、「総合的な学習の時間」への「子ども担当」の参観や派遣、学習プログラムの作成などが事業展開として計画されている。
5	本事業は学校から好意的に受け止められており、学校や子どもをターゲットとした取組として行政サービスの向上に寄与している。  埼玉県内では熊谷市に同様の制度があるが、経費負担もほとんどかからず、責任の所在が明確な組織体制であるため、学校と連携した行政の取組を進めるに当たり、行政側の窓口の在り方を検討する場合のモデルケースになる。

## 先進事例ヒアリング調査結果（2）

調査先	日野市立潤徳小学校、旭が丘小学校、日野第五小学校
事業名	学校ビオトープ事業
対象	小学校1年～6年
事業内容	日野市には、身近な自然や水辺環境の保全と創造に取り組む「環境共生部緑と清流課」が置かれ、同課と各学校は、市教育委員会を介さずに、直に連携を図る体制が確立している。
調査目的	学校ビオトープを活用した教育活動に積極的な日野市における、行政と学校の連携について調査する。
<b>調査結果</b>	
<b>日野市立潤徳小学校</b>	
【概要】	
学校に隣接する向島用水を学校の敷地内に引き込み、教育活動に活用。	
平成12年に第一回全国学校ビオトープコンクールにおいて、計画部門と協力部門の二部門で優秀校に選ばれた。	
平成13年に、国土交通省によって「水辺の楽校プロジェクト」に学校周辺の地域がモデル地域に指定された。	
【連携における長所】	
連携初期には市教育委員会を介していたが、現在では、講師依頼等の連絡は、緑と清流課と学校が直接行っている。学校側の利点は、気軽に依頼でき、対応も迅速であることで、行政側の利点は、子どもや教師と交流が深まり、行政課題を盛り込んだ学習プログラムが作成しやすいことである。	
【連携における問題点】	
担当課職員と教師の個人的資質に依存するところが大きく、人事異動などにより核になる人がいなくなると、事業全体に影響してしまう可能性がある。	
<b>日野市立旭が丘小学校</b>	
【概要】	
学校内に雑木林の斜面林があり、体験学習の場としている。	
【連携における長所】	
行政側にとって、保全緑地の問題点を子どもに提起できる。また、学校との連携は、保護者や地域住民の協力が得られやすい。学校側にとって、雑木林が教材となり、その管理作業などの面で、市職員の助力が得られる。	
<b>日野市立第五小学校</b>	
【概要】	
学校の近くに黒川清流公園があり、「総合的な学習の時間」の中で活用している。	
【連携における長所】	
行政側からみると、公園の活用が図れ、管理・運営への理解が得られる。学校側からみると、身近な自然環境を活用でき、公園を通じて地域とのコミュニケーションが生まれる。	
【連携における問題点】	
設備の整った公園では子どもの活動は制限され、管理者の行政と利用者の学校との相互理解が不可欠である。	

## 先進事例ヒアリング調査結果（3）

調査先	群馬県商工労働部商政課商業振興係、前橋市立中央小学校、商店主
事業名	街なかワクワク探検隊
対象	小学校5年生
事業内容	「街びと」※の交流と連携を通じた、中心市街地・商店街活性化への具体的な取組をモデル事業として支援し、その成果の定着と他地域への波及を図る目的で、平成13年度より実施。県がコーディネーター役となって商店街と学校が連携し、「街」を子どもたちの「学習の場」として、各商店の仕事などの体験学習を実施。これにより中心市街地にある商店や商店主と子どもたちとの交流やふれあいを図り、街の価値や魅力を再認識してもらう目的で実施。 ※「街びと」とは…「街に住む人、街に訪れる人、街に愛着を持っている人」を総称した言葉（造語）
調査目的	行政、商店街、学校の3者が連携している事例であり、連携の仕組みや調整方法、成果などについて調査する。

## 調査結果

## 【街なかワクワク探検隊を始めたきっかけについて】

行政：商政課では、商店街活性化のために、街に住む人、訪れる人、愛着を持っている人を「街びと」として、会議や交流会を開催していた。商店街の活性化のためにはいろいろな人が関わった方がよく、特に子どもたちにも街へ興味を持つてもらいたいと考え、平成13年度より実施した。

学校：生きる力の育成には、座学ではなく体験学習を重要と考え、地域や商店街で子どもたちが課題を見つけるといふかと考え、以前に商店街について地域学習を実施していたことや、良い体験の場となると考え、行政からのアプローチに賛同した。

商店：商店街について、子どもたちに興味を持つてもらいたいと考えた。

## 【連携の仕組みについて】

連携の始まりは、商政課内の発案であり、「学校と何かできないか」といったようなことから始まった。小学校の選定に関しては、県教育委員会と調整し、小学校を決定した。商店の選定については商店街の理事長と相談し、子どもたちがあまり寄らない店や興味を持てるところに協力をお願いし、店舗を決定した。全体的に商政課がコーディネーター役として実施。

## 【連携にあたり苦労した点や工夫した点について】

行政：学校の年間カリキュラムに入れてもらうのに苦労した。また商店街のイベント（お祭り等）や学校の日程を調整するのに苦労した。

商店：事前の調整が大事である。店舗の選定にあたり、通常では子どもたちが寄らない店などを選び興味を持ちやすくした。

## 【教育委員会との関わりについて】

小学校選定の時に県教育委員会と相談している。その後は、事業の節目に報告している程度であり、連絡調整は学校と直接行っている。

## 【連携の問題点について】

行政：学校に頼りにされすぎているように感じる。

商店：学校と商店が直接連絡調整をした方が、早いのではと思うこともある。

## 【連携の成果について】

行政：商店主と子どもたち（学校）との自主的な交流が始まっている。

学校：行政にコーディネートをしてもらい助かった。成果発表会が報道され子どもたちの励みになり、保護者の関心も高まった。これも、行政と連携していたからだと考える。また、事前に調べ学習を行ったことにより、子どもたちが考えて行動するようになり、問題意識が広がった。体験学習後も、そこから新たに興味を持った事を調べるといった、体験学習から調べ学習へと、つながりのある学習ができた。

商店：街の活性化にもつながるし、子どもたちが街に貢献している（役立っている）という認識が生まれた。

## 【今後の発展について】

行政：平成13年度は、実施後の問題点などの話し合いの場を持たなかったが、平成14年度は、そういう場を設けたい。また今後は、学校に直接商店街と展開をしてもらいたい。

学校：これからも課題として、直接、商店街などと連絡調整をしていきたい。そういったことができれば、直接、子どもたちが交渉段階から進められると思っている。

## 【その他】

街なかワクワク探検隊を平成13、14年度と実施したことにより、商店街と学校のパイプができ、子どもたちの絵を商店街の店舗やギャラリーに展示するなど、行政抜きでの交流・連携が始まっている。

## 先進事例ヒアリング調査結果（4）

調査先	八潮市生涯学習まちづくり推進課
事業名	八潮市生涯学習まちづくり「出前講座」の学校での利用
対象	制限なし
事業内容	一般市民への生涯学習サービスとしての「出前講座」が学校における「総合的な学習の時間」にも活用されている事例。八潮市生涯学習まちづくり出前講座では学校と行政との連携を生涯学習まちづくり推進室（首長部局）が取り持ち、窓口となっている。
調査目的	出前講座の先駆けである八潮市において、生涯学習まちづくり出前講座が学校における「総合的な学習の時間」でいかに活用されているかについて電話ヒアリング調査する。（平成14年12月11日10時頃）
<b>調査結果</b>	
<b>【経緯】</b>	
学校の方から話があり、平成13年度から試みとして利用している。 今年度に入ってから他の学校からも依頼がある。	
<b>【利用状況】</b>	
6割ほどが行政編の利用である。 内容は「交通安全教育」「環境」「ボランティア」などが多い。	
<b>【利用件数】</b>	
平成15年1月16日現在、学校関係は64件ある。 (出前講座全体では年間約240件) 講師料もかからないので再度利用されている。	
<b>【学校へのアピールについて】</b>	
行政（推進課）より「教職員編」の協力依頼と併せて、年度当初にPRを行っている。	
<b>【効果と課題は】</b>	
出前講座を体育館などで行う場合には、子どもたちが集中できずざわつくときもあるが、少人数のクラスではよく聞いてくれる。 環境問題などについて、深刻な状況を子どもたちに知ってもらうことができた。 (コメント：児童（=小さな市民）への教育ができているのでは)	
<b>【一般利用としては】</b>	
行政編が多く、なかでも家庭教育学級からの申込みが多い。 利用者は継続的に申し込んでおり、再利用している。	

## 先進事例ヒアリング調査結果報告（5）

調査先	一宮税務署・平和町立六輪小学校（当時：稻沢市立稻沢北小学校教諭）
事業名	「総合的な学習の時間」用ガイド『税金ってな～んだ？』作成
対象	小学校1年生～6年生
事業内容	H12年～H14年にかけて、一宮税務署と稻沢市社会科副読本委員会プロジェクトチームとで、「総合的な学習の時間」に活用できる教材を作成。
予算	2,800千円
調査目的	行政において大切なテーマである「税」を、どのようにして実際に授業で活用できる教材にしたのかについて調査する。

## 調査結果

## 【教材作成についての経緯】

平成3年消費税導入を契機とし「租税教室」が税務署主体で行われていた。その後、平成14年度より「総合的な学習の時間」が実施されることを受け、平成11年度から「総合的な学習の時間」のために、「税」をテーマとした教材の作成を始めた。

当初、税務署側が単独で教材を作成したが、学校の現場では使いづらいとの話が教師側からあたったため、稻沢市教育委員会の協力を得て、稻沢市の教師で構成される社会科副読本委員会内に、プロジェクトチーム（プロジェクトチームは社会科副読本委員会の主要メンバーで構成）をつくり、そこが教材作成を担当した。当初より約2年間をかけて、「総合的な学習の時間」用教材が作成された。

作成の分担については、指導案（ケーススタディ等）はプロジェクトチームが、資料等については税務署が担当した。税務署とプロジェクトチームでは初期に3回程度の打合せを行い、プロジェクトチーム内では、10回程度の打合せが行われ、最終的な完成となった。

また資料等の収集については、教育委員会を通したことによって、地域を対象とした教材作成に必要な、様々な資料を県や市の首長部局からスムーズに提供してもらうことができた。

## 【税務署・学校は、教材内容についてどのように考えていたのか】

税務署の目的は、子どもたちに「税金の存在を意識し、興味をもってもらう」ことであり、最終的な目的は、「子どもたちに消費税を納得して払ってもらいたい」ことをあげていた。

学校（社会科副読本委員会）は、子どもたちに「ものを大事にする心」を育くむ場として、「税」が「総合的な学習の時間」のひとつのテーマとして可能性があるのではないかと考えていた。

## 【税務署が想定していた内容が、完成時、ガイドブックに十分反映されていたか】

税務署が当初作成し提示した内容は、実際に学習に取り入れられるレベルになかったと税務署は自覚している。プロジェクトチームが作成した教材は、使い勝手などについて税務署の想定以上の出来であり、内容についても税務署側の意見を十分反映したものである。税務署側があまり口を出さずに、プロジェクトチームがある程度内容について自由に教材作成を行えたことが、良い教材の作成につながったといえる。

## 【実際にガイドブックを活用している学校はどの程度あるのか】

ガイドブックでは、学習の各テーマから派生して「税」と関係していくスタイルをとっているため、全体のどの程度の教師が活用しているかは不明である。

ガイドブックを活用している教師は、10時間を1クールとした単元で授業を構成するケースが多い。

## 【ガイドブックの管理はどこがどのように行っているのか】

発行後は、稻沢市の各学校に配布し（一学年に一冊）、各教師が個人で活用している。

## 【ガイドブックが発行されて以降、学校と税務署で何らかの活動等を行っているのか】

現在、特に連携して活動などは行っていない。ガイドブックの完成度が高いため、教師は税務署の助けがなくても、ガイドブックさえあれば授業に望むことができるからである。しかししながら、税務署は、要望があればいつでも学校からの依頼に対応する準備はある。

## 先進事例ヒアリング調査結果（6）

調査先	社団法人川口青年会議所（略称：川口JC）、川口市立原町小学校
事業名	川口共生環境プログラム（通称：3Kプログラム）
対象	小学校5～6年生
事業内容	川口JCが提案した「3Kプログラム」をもとに、環境やゴミ問題をテーマとした「総合的な学習の時間」の学習指導を川口JCと原町小が共同で進め、また授業の中で川口JCのメンバーがゲストティーチャーとして学習支援を行う。
調査目的	川口JCのねらいが、この研究会の当初のねらいと同じ「子どもたちを通じた地域の活性化」であることから、学校と連携をする趣旨、経緯、実践内容などについて調査する。

### 調査結果

#### 【「3Kプログラム」とは】

小学校高学年を対象にした、環境教育プログラムで、2部構成になっている。第1部は「気づきのプログラム」と題して、ゲームを通して自然環境の大切さを、子どもたち自身に気づかせる事を目的とし、第2部は「実体験プログラム」と題して、第1部で気付いたことを「実際に行動に移そう」という内容になっている。

#### 【「3Kプログラム」作成の目的】

子どもが「環境」についての意識を子どものころから持つこと。川口JCが子どもを主体とした活動により、学校、PTA、行政、NPOなどとの積極的な交流を通して、地域を活性化させること。

#### 【「3Kプログラム」の「総合的な学習の時間」への活用】

「3Kプログラム」は平成11年に作成したものであるが、当初から「総合的な学習の時間」向けを意識して作成し、平成14年度に原町小で「総合的な学習の時間」で実際に活用するまでの間、原町小を含めた市内の8つの小学校に持ちかけ、試行錯誤を繰り返し、その都度見直しをかけている。

#### 【学校へのアプローチの工夫】

- ・教師へのアプローチは電話やメールではなく直接会って話をすることを心がける。
- ・校長に話が通ったからといって実行に移せるとは限らないので、担当の教師への直接のアプローチを行った。
- ・プログラムの提案は文字よりも図、表、写真等の目にうつたえ、分かりやすいもので示した方が良い。川口JCでは「3Kプログラム」のCD-ROMを作成して、各学校へ配布している。
- ・他の学校での実績を示すことが効果的。
- ・最初のアプローチだけでなく継続して携わっていくことが大切。

#### 【行政との関わり】

- ・行政とは広報誌に活動内容を掲載してもらうことで関わりがある。
- ・現在は、行政の担当者からは理解が得られているが、組織としての理解までに浸透しないと感じることがある。部所によっては「総合的な学習の時間」自体への認識や理解がないこともある。
- ・川口JCは「行政にとって仕事の内容を理解してもらうチャンスだ」と考えている。

#### 【子どもたちとの関わり】

- ・子どもは身近な話題に興味を示す。そういう意味では川口JCのメンバーは地域の住民でもあるので、話がしやすい。
- ・教師と同じことだが、子どもたちも目にうつたえる情報に興味を引く。
- ・子どもたちは、だませない。教える側が手を抜くと子どもたちはついてこなくなる。
- ・子どもの活動から今まで動かなかった大人たちが動き出す。このことが川口JCのねらいであり「子供力」と名付けた。

## 先進事例ヒアリング調査結果（7）

調査先	荒川知水資料館（国土交通省荒川下流工事事務所・東京都北区共同施設）
事業名	荒川を活かした水辺環境教育
対象	制限なし
事業内容	荒川を活用した「総合的な学習の時間」を支援するためにワークシート集等の教材を作成。来館時の受け入れ体制として環境学習コーディネーター等の人員を配置。
調査目的	行政機関が「総合的な学習の時間」支援用の教材や人材を整備した経緯、目的、活用状況、課題について調査する。

## 調査結果

## 【「総合的な学習の時間」支援の経緯】

平成11年に国土交通省荒川下流工事事務所、荒川知水資料館及び荒川下流域沿岸の2市（川口、戸田）8区（板橋、北、足立、葛飾、江戸川、墨田、江東、荒川）の教育委員会で「荒川下流水辺環境教育懇談会」を組織し、水辺環境教育の具体的な施策として荒川知水資料館における「総合的な学習の時間」の支援体制の整備を進めてきた。

## 【行政機関としてのねらい】

公共事業（治水、環境整備）の周知、住民参加、河川についての地域交流の促進（親水、関心、河川敷の活性化）について、水辺環境教育を通して推進していくことがねらい。

## 【主な支援内容】

学習支援ツールとして「ワークシート集」を作成。ホームページ「荒川探検わくわくネット」を開設。この「ワークシート集」は地元北区教育委員会の協力を得て、内容について教師が検討したものなので、完成度の高いものとなっている。

また、常勤の職員が「環境学習コーディネーター」として学校との連絡調整等を行い、さらには教師OBで構成する「学習指導員・教育ボランティア」が学習支援等を行うことで、学校の受け入れ体制を整えている。

## 【活用状況】

「総合的な学習の時間」を目的としたものは、ヒアリング日（平成14年12月3日）の時点で80校、約6,000人の来館があり、遠くは愛知県や宮城県からの訪問もある。この盛況ぶりは、河川をフィールドとした「総合的な学習の時間」がもともと多いことに加え、充実した教材や円滑な受け入れ体制に起因しているようである。

## 【課題と対策】

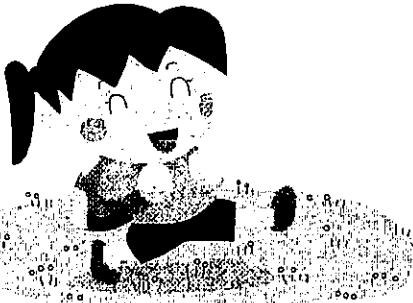
教師の学習テーマ設定が不明確な場合が多くある。このため利用申込みの際は、教師に事前の実地踏査を必ず行ってもらっている状況である。

## 先進事例ヒアリング調査結果（8）

調査先	愛知県生涯学習推進センター
事業名	愛知県生涯学習情報システム「学びネットあいち」
対象	制限なし
事業内容	生涯学習情報や学習教材をインターネットで提供するシステム「学びネットあいち」を設置。
予算	85,879千円（基本計画策定、システム設計・開発、機器整備に要する額）
調査目的	今後、生涯学習ツールの「総合的な学習の時間」への応用を検討するにあたり、各都道府県のホームページに設置されている生涯学習情報提供システムの中で、幅広い情報フィールドを持ち、検索機能に優れている「愛知県の『学びネットあいち』」について、担当職員に開発時の経緯等を調査する。
<b>調査結果</b>	
<b>【システムの特徴】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供元を登録制により公募しているので、分野が多岐に渡り、豊富な情報量を持ち、随時情報が追加・更新されている。</li> <li>・従来のツリー状のカテゴリー検索方式ではなく、複数のキーワードを組み合わせることにより、様々な形での情報検索が可能。</li> <li>・機関情報だけではなく、教材や講座の情報及び学習内容そのもの（講演録や文化財の動画など）も掲載している。</li> <li>・情報提供元の情報を自動的に更新する機能がある。</li> <li>・自らのホームページがない情報提供者のために、レンタルホームページを設けている。</li> <li>・子ども向けのページもある。</li> </ul>	
<b>【システム工夫についての経緯】</b>	
<p>生涯学習情報提供システムとしては全都道府県で最後発の事例であるからこそ、他都道府県の同様のシステムを比較検討し、今までにないシステムを開発することができた。</p>	
<b>【県で行う意義】</b>	
<p>市町村単位では網羅しきれない広域的な情報提供が可能であることが一番の理由である。</p>	
<b>【「総合的な学習の時間」についての利用状況】</b>	
<p>アクセス件数や情報登録件数はホームページ上に公開しているが、「総合的な学習の時間」についての利用状況は把握していない。</p>	

## 先進事例ヒアリング調査結果（9）

調査先	北海道苫前郡苫前町社会教育課
事業名	学社融合推進プロジェクト
対象	小学校1年生～6年生
事業内容	<p>社会教育部局を中心とする教育委員会と学校とで学社融合推進プロジェクト※を設置している。</p> <p>プロジェクトは、当初全小中学校（5校）で3～5事業程度だったが、平成14年度は、約100事業まで拡大された。また、これらの授業の9割は教育課程に位置付けられ、「総合的な学習の時間」においても活用されている。</p> <p>※組織構成は、代表に教育長、座長に町内小中学校長会会長を置き、教頭、学社融合担当教諭（実務担当者）、教育委員会学校管理課長、社会教育課長、社会教育主事、地域の講師で組織されている。</p>
調査目的	この推進プロジェクトを調査し、「総合的な学習の時間」に対しての教育委員会の係わりや教育委員会と学校、行政との連携の在り方の有効性について調査する。
調査結果	
【学社融合推進プロジェクト設置の経緯】	
<p>学社融合を生涯学習社会の基盤整備（開かれた学校）の方策としてとらえ、学習成果を活かす機会（成人教育）及び地域の人材や教職員の専門性を活かす場としてとらえ組織作りを行った。</p>	
【事業の成果】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが体験的活動から得る「生きる力」の育成に大きく貢献した。</li> <li>・教師、教育委員会職員の意識改革（資質の向上）ができた。</li> <li>・地域の講師（おじさん、おばさん）が生きがいを高めた。</li> </ul>	
【問題点の克服】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育からのアプローチについて、学校が持つた「不安、理解不足」等の問題点を克服する鍵。</li> <li>・窓口となる先生を探す。（必ずキーマンとなる先生はいる。）</li> <li>・まずは実践あるのみ。（すぐに融合できる事業は必ずある。数多くの会議は禁物。）</li> <li>・共通理解を図る。社会教育担当者は学校教育について学習する。教職員は社会教育について学習する。</li> </ul>	
【学校現場における反応】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習面では、子どもたちが「夢・あこがれ」を持つようになり、「学習活動の活性化、多様化」により「マンネリの打破」、「子どもの喜び、満足感、充足感、成就感」を増すことができた。</li> <li>・運営面では、学校の校務分掌に学社融合の窓口が位置付けられ、学校における外部からの受け入れ条件の充実、学社融合における体験活動の運営の効率化が図れた。</li> <li>・教師の中に、「学社融合活動を効果的に進めるための、教育課程への位置付けの明確化」といった、学社融合の良さを活かす取組を続けてみようという雰囲気ができた。</li> <li>・学校現場では、「開かれた学校や指導方法等に関する教師の意識改革」といった、「閉鎖性、硬直性からの脱却」が図れた。</li> <li>・地域とのつながりでは「地域教育力の活性化」につながった。「教育諸要素のリンク化」が図れた。</li> </ul>	
【今後の課題】	
＜学習の場面では＞	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習の単元や授業のどの場面で、学社融合における体験活動に、講師の方の力を借りるか。</li> <li>・体験活動における教育的意義や活動のねらいを明確にし、それを講師の方にいかに伝えるか。</li> <li>・子どもの姿勢が受け身になる時もある。そのため教師がどのように事前の意欲付けをするか。</li> <li>・講師の方の中には、授業で話したり、教えたりするのが不得意な方もいる。その場合、教師は「その講師の技術や知識」をどのように子どもに伝えるか。</li> <li>・活動体験の方法もいろいろ考えられる。教師はその活用方法をどうするか。（例えば1時間全部任せる、一部分だけお願いする、情報だけ与えてもらうなど。）</li> </ul>	
＜学校側の意識の面では＞	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、委員会、地域ぐるみで取り組んだこの活動を、学校はどのようにもっとPRするか。</li> <li>・学校はどのようにして積極的にアンテナを伸ばすことができるか。提供されたメニューの中から選ぶのではなく「こんな人はいないか？こんなことはできないのか？」など、行政や地域に直接働きかけをどのようにするか。</li> <li>・本年度から本格的に開始した「総合的な学習の時間」と「学社融合事業」の関わりをどのようにしていくか。</li> <li>・どのようにして学社融合体験活動の授業時数の確保や財源の確保をするか。</li> </ul>	



### 研究会のこぼれ話③ 一ヒアリングにて

某県の環境課では立派な環境学習資料を作成している。そこで、その資料についての活用実績を尋ねた。「きっと使ってくださっていると思いますよ。」との返事だった。

さらに、「資料の説明を学校側にしましたか?」と尋ねた。その答えは「そこまではしていません。当課では、作ったので、あと活用するかしないかは学校の判断ですから。」今までのお役所らしい発言とガッカリした。

確かに最後は学校の判断だが、学校の実情を知らないようだ。既に述べたとおり学校にはたくさんの資料が配布され、どれがどのくらい重要で、役に立つものなのかゆっくり吟味する時間はないようだ。

行政は立派な資料を作ることが目的ではないはずだ。資料を通じて子どもたちに理解を促し、自分たちの生活へ反映してもらうことが、最終目的のはずだ。それならば、「あとは学校の判断ですから」と簡単に言ってしまっていいのだろうか。学校関係者に十分説明をし、理解をしてもらい、その上ではじめて「あとは学校の判断に任せせる」といえるのではないだろうか。

某県だけの話ではないけど。自戒も含めて…。



## 第4章 行政と学校の連携の在り方

本章では「総合的な学習の時間」を通じた学校と行政の連携の在り方について、「行政への提言」「学校への提言」「教育委員会への提言」というそれぞれの視点から提言を行う。

### 1 行政への提言

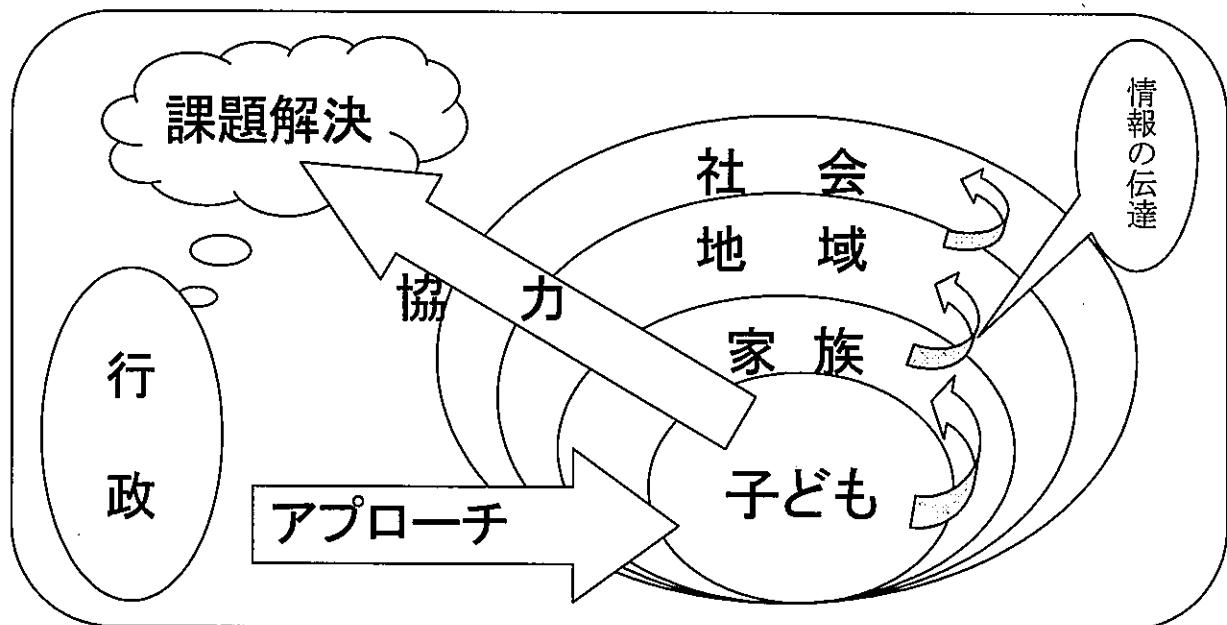
#### (1) 行政環境の変化とパートナーシップの形成

平成12年の地方分権一括法の施行や厳しい財政状況の中で、地域独自で住民に満足をしてもらえる行政サービスを展開するには、住民との協力は必要不可欠なものとなってきている。住民の協力を得るには、行政と住民との信頼関係を築くことがその根幹になくてはならない。

このため、行政はサービスの受け手である「住民」の協力を得るひとつの方法として、住民に対して情報を提供し、住民の意見を聞く（広報紙の配布、住民説明会、講演会の開催など）広聴広報業務を行ってきた。だが、この業務が十分に機能してきたかを見直してみると、行政情報の公開が十分でなく、住民とのパートナー関係が良好に築けていない等、行政への理解を得て、住民の協力を十分得るまでには至っていない。

これらの反省から、昨今は「開かれた行政」が叫ばれ、積極的に情報を公開し、行政の活動へ住民が参加してもらう仕組みづくりが進められている。また、サイレントマジョリティー(silent majority)<sup>1</sup>と呼ばれる人々の意見を吸い上げ、多くの住民からの協力を得る取組が求められている。

図表4-1-1 行政が子どもたちとかかわる効果



<sup>1</sup> 選挙などでよく使われる表現であるが、これは「自らの意思を明確に示さない中道的な多数派、物言わぬ大衆」という意味で使われている。行政において、「声の大きな人や苦情を言う人 (noisy minority)」の意見に、行政の対応が向かいがちになるが、「物言わぬ大衆」がいることに目を向け、客観的に対応することの重要性を示している。

そこで、小さな市民である子どもたちに目を向けてみた。（図表4-1-1）子どもたちを将来の住民と考えれば、子どもたちとのパートナーシップを築くことは、将来の行政と住民との連携協力への担保となる。特に子どもたちが多くの時間を過ごす「学校」との連携を図り、市民の育成に取り組んでいくことがまちづくりにおいて重要となる。また、小・中学校期は「人格形成期」でもあり、自主性・創造性豊かな時期である。その子どもたちが地域、または更に大きなエリアで抱える問題について、現状を把握し、原因を見つけ出し、それらの解決策について主体的・行動的に取り組むことは、行政が願う住民の主体性（補完性の原則）<sup>2</sup>を促す効果的な方法でもある。

### 教師だって初めての経験

「総合的な学習の時間」が始まって、教師たちは子どもたちのために悪戦苦闘している。新聞等では、教師の対応の悪さを批判するものが多く、教師の中には、「仕事が大変で困るので早くこの時間がなくなることを願っている」との掲載もある。しかし、教師だけを非難しても何も始まらない。

「総合的な学習の時間」がうまくできないのは、この時間がねらう「自ら学び、自ら考える力（自主性や創造性）」を伸ばす授業を、私たち大人の多くは、学校の授業として習ってきていないのである。体験してきていないのである。

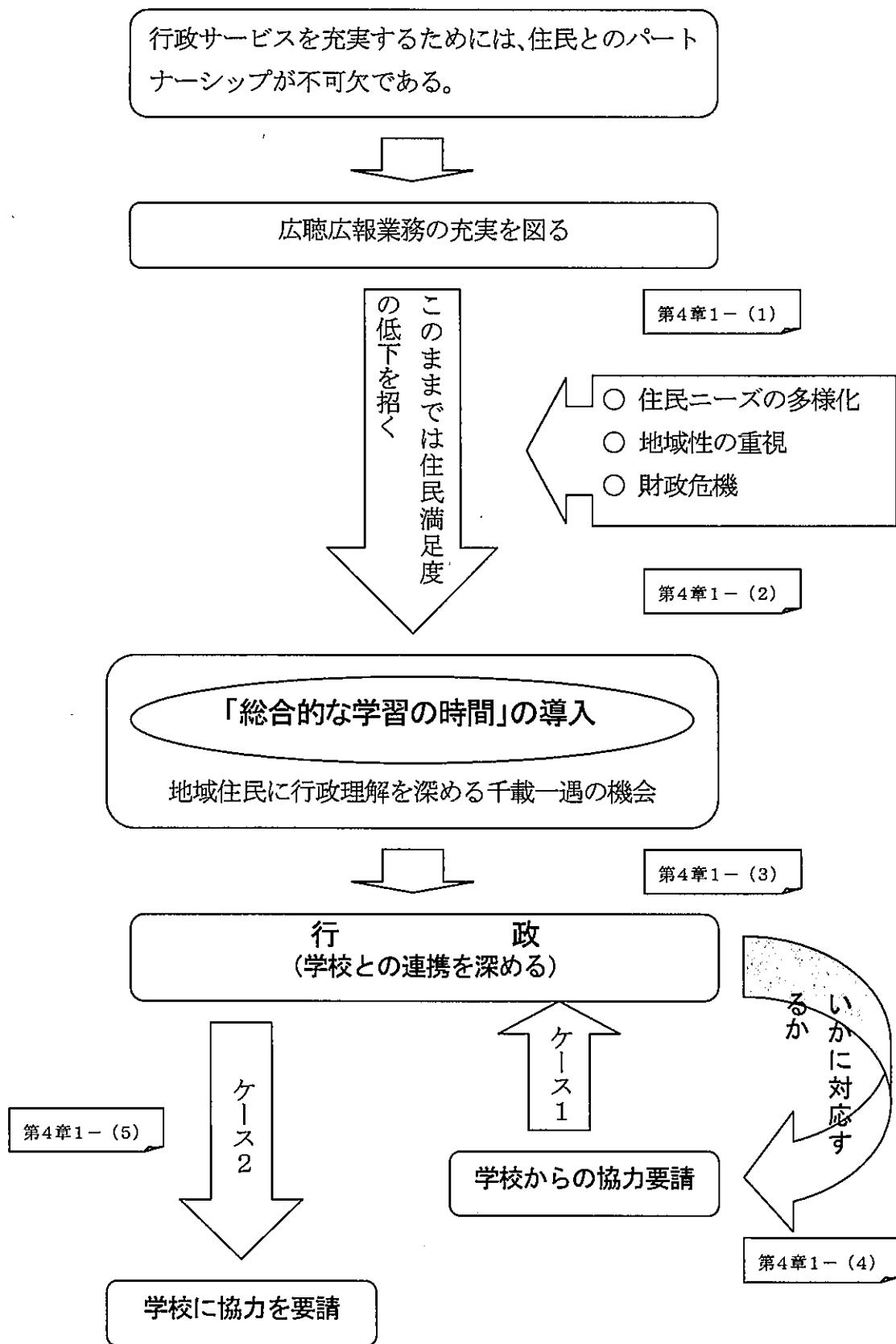
つまり、今の教師たち自身も「総合的な学習の時間」という、体験したことのないものを、子どもたちに伝え、感じてもらえるよう努力しているのである。子どもたちの、一生に一度しかないこの時期に、多くのことを学んでもらおうと、真剣に試行錯誤の中で努力しているのである。

教師がうまくできてないところのみを非難することは簡単である。今学校の外にいる人に求められているのは、非難することではなく、自分たちの子どものためにどれだけ不足分をフォローできるかである。

ここでは行政が学校と連携をとる場合のステップを、図表4-1-2のようにまとめ、順を追って説明する。

<sup>2</sup> 「補完性の原則」とは、「家族や地域などの小さな単位で可能なことはそこにまかせ、そこでは不可能もしくは非効率的なものだけを、より大きな単位が行う」つまり、「自分たちでできることは自分たちでやる」という基本原則である。行政が行う住民サービスを、個人や家族が行えるものは、その単位で行い、できないことは最も住民に近い自治体である市町村が補完し、市町村にできない事務を都道府県が補完し、都道府県にできない事務を国が補完するという考え方です。（基礎自治体優先の原則）

図表4-1-2 「行政」が「学校」と連携をとる場合のステップ



## (2) 学校との連携の必要性

「総合的な学習の時間」の趣旨については、第1章で述べたとおりであるが、行政においては、まだまだ認識が浅いものと思える。そのため、新聞報道などからも分かるとおり、行政が学校への対応の改善を求めるものや、これを契機に積極的に学校へアプローチしようとするものなど、様々な連携が模索されている。

しかし、現状では公的機関や行政は子どもたちに必要と思われる情報を提供する十分な準備ができていない。また、行政職員は、子どもたちが理解しやすい資料の用意や説明の仕方の準備はほとんど出来ていない状況である。言葉遣いにおいては、俗に言われる「お役所言葉」から脱却がしきれていいくことが多い。

行政にとってこれから社会を担っていく子どもたちを、行政が育てていく意識の高揚を図り、日常の行政運営に当たることが重要である。つまり、「総合的な学習の時間」を契機として、行政は積極的な受け入れ態勢の整備を考えるとともに、積極的な情報の売り手（提供者）としての姿勢を持つことが大切なのである。

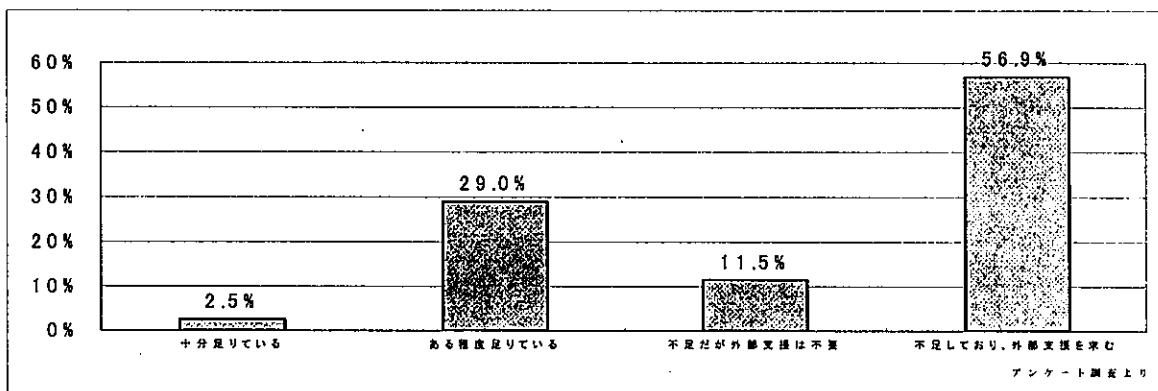
## (3) 学校を活用する

行政は今まで学校との関係を持とうとし、もって来た部分も多い。しかし、多くの場合が行政から一方的な依頼や資料提供で、学校からの要望に基づくものではなかった。また、学校でも通常の学習カリキュラムがあり、行政の要望を受け入れる時間的なゆとりがなかった。しかし、「総合的な学習の時間」の開始により、そのテーマとして、地域の課題など行政がかかわる話題を対象とすることが多くなり、学習の充実を図るために学校としても、大量の情報を持つ行政との連携・協力を求める必要が出てきた。

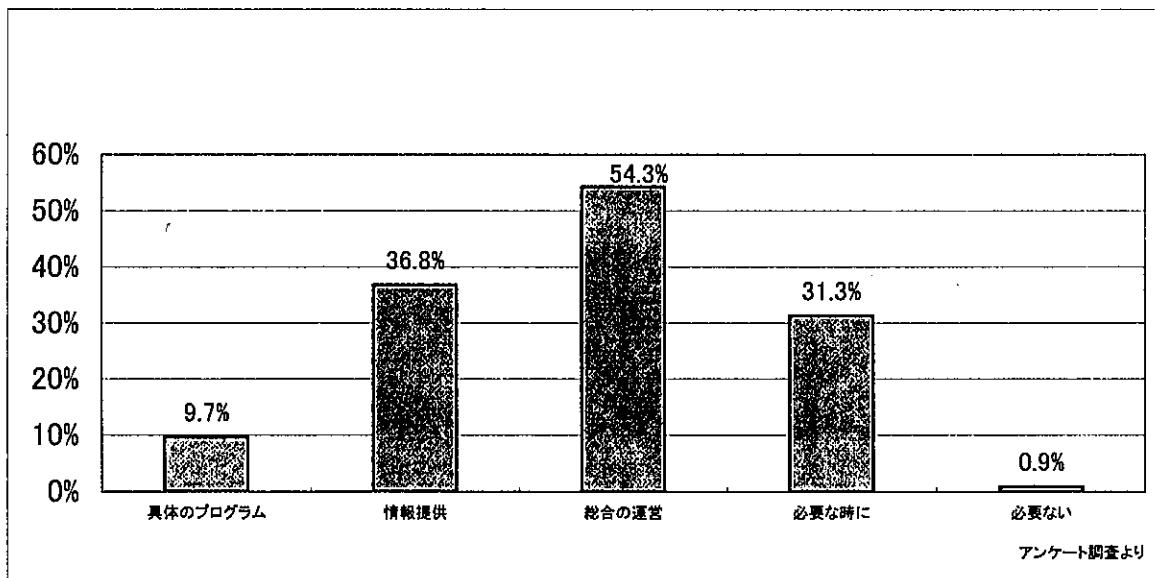
つまり、行政は「総合的な学習の時間」にかかわることによって、従来の一方的な広報広聴業務の発信ではなく、積極的な受信の意志のある窓口を得ることができるのである。

これはアンケート調査からもみることができる。約57%の学校が外部からの支援を求めしており（図表4-1-3）、行政に求める項目としては、約54%の学校が「学習への運営支援」を求めている。（図表4-1-4）

図表4-1-3 「総合的な学習の時間」に活用するテーマや教材が十分か？



図表 4-1-4 これから行政に協力を求めたいことがありますか？



まさに、行政は学校との連携・協力を、学校も行政との連携協力をと双方が求める状況となつたのである。

では、行政と学校の連携が進んだ場合、どのような効果が現れるのであろうか。

第一に、対外的には子どもたちへの情報提供の場の確保ができることや子どもを通じた家庭、地域、社会への情報の波及効果が望めるということである。

第二に、行政内部的に得られる効果として、職員および組織の意識改革が挙げられる。子どもたちが理解できる言葉で説明することは当たり前のことであるが、なかなかできない職員が多い。これは住民に対しても同様である。すなわち、相手に分かりやすい説明や応対をする意識改革が生まれる。

第三に、情報、資料の整備の充実を図ることによって、幅広い層への情報の提供が可能となることが挙げられる。そして、子どもたちが知りたい、学びたいということに対して、要点を押さえた資料の提供によって、より潤滑な情報の提供が可能となるはずである。

これらのことから、初期において「総合的な学習の時間」のテーマ探しに奔走する教育現場に、細かな選択肢を示すことができるようになり、教育現場の負担の軽減や、子どもたちを通じて住民に行政の在り方や実態を知る機会を増やすことができるようになる。

#### (4) 学校への協力方策

ここでは、前述した行政内部での意識作りから学校への積極的な行政のかかわり方を考察する。「総合的な学習の時間」は、将来を担う子どもたちが自ら考え、研究し、実践することにより、「生きる力」を養い、地域や社会生活に役立てていこうとする時間である。この時間を実施するための参考となる出版物などは、昨年度までは基本的な考え方を紹介したもののが多かったが、本年度に入ってからは、マニュアル本的なものが多く発行されている。のことからも、教育現場において、学習のテーマ作りを手助けするものが必要になってきていると推察される。また、アンケート調査からも外部支援を求めていることが分かる。

そこで、行政側から教育現場に向けて、積極的に提案し協力していく必要があり、以下にその方策を述べる。

##### ア 子ども担当の設置

従来の行政は、大人のみを広報の対象として、行政理解を求めてきた経緯もあり、子どもへの対応は本務との認識が薄いようである。これは、今までその需要もなくやむを得ない部分でもある。しかし、「総合的な学習の時間」が完全実施され、子どもたちが関心を持ったテーマにおいて、行政から情報提供を求める機会は、今後ますます増えるものと考えられる。その際に、適切にかつ的確に情報の提供ができる態勢を作つておくことが、子どもたちの教育環境を充実させることに繋がり、行政理解を深める機会にもなる。

コラムの中でも紹介するが、静岡市では平成12年度から各課に「子ども担当」を配置し、子どもへの対応についてルール付けをしている。静岡市では、行政側が「子どもを小さな市民」と位置付け、積極的にかかわっていこうとしている。

##### 研究会こぼれ話④ 一子どもの創造性の芽を伸ばすには『タイミング』が重要一

研究会の中で学校の先生方といろいろな話をした。その中で「子どもたちが急に役所に来て質問されても用意ができない」との苦情があるとの話になった。よく聞く話であり、学校側は事前の調整が足らないとの話でまとまった。しかし、その後の話が大事だった。「子どもたちは、いつ疑問（創造性の芽）を感じるのか？また、感じた疑問を、調整した1週間後に聞いて、疑問に感じたものを解決できるのであろうか？子どもたちの自主性や創造性を伸ばすには、感じた疑問をそのときに解決するタイミングが重要なのだ。」との話だった。行政の都合も分かる、学校の都合も分かる。だからこそ「子どもたちのすばらしいワガママ」をいくらかでも受け入れられる態勢を作りたいものである。

## 積極的にかかわる事例（静岡市）

先進的な取組を行っている静岡市に着目し、一部特徴的なところをここに事例として紹介する。

静岡市では、人格の尊重を基本理念として、「子どもたちを『小さな市民』と位置付け、自治体の仕事を『子どもにも分かる言葉』で紹介、説明し、子どもに社会学習の機会を提供するとともに市民としての意識(郷土愛、義務と権利)の醸成を図る。」ことを目的とした「子ども担当」事業に取り組み、行政側から積極的に学校との連携を図る体制をつくっている。事業目的にあるように、子どもたちを「小さな市民」と位置付け、「市民としての意識(郷土愛、義務と権利)の醸成を図る。」ことを行政の役割として明確に位置付けているが、この役割を教育部局だけでなく、行政全体の役割と位置付けて体制づくりを進めたことは、教育部局と教育部局間での縦割りの弊害が指摘される中で、特筆すべきことである。

### ・「学校との連携」を始めたきっかけ

静岡市においては、市のホームページに子ども向けの情報が少ないとからホームページを所管する情報政策課が広報課や教育委員会学校教育課の協力を得て、平成10年6月に市の仕事や役割などを分かりやすく紹介する子ども向けのホームページ（キッズページ）の作成を提案し、平成11年9月に完成した。

### ・ホームページ（キッズページ）作成の反応

子どもたちの窓口訪問や電話の問い合わせ、メールなどによる問い合わせが増加した。回答に当たっては、訪問等を受けたものが個々に、迅速なできる限りの対応に努めてきた。

### ・問題点の整理

精一杯な対応をしてきたが、突然の窓口訪問や、ほかの課との連携がすぐにはとれないため、資料や説明者の確保が十分にできないなどの問題が発生したので、一定の「ルール化」を求める声が強くなった。

そこで、平成12年4月に情報政策課がキッズページ作成の主要メンバーである広報課や学校教育課へ協力求め、三課体制で「ルール」を定め子ども向けの施策の充実を図るために「学校との連携」も含めた「子ども担当」事業を立ち上げた。

### ・事業の立ち上げと『子ども担当』の役割

本事業の立ち上げに際しては、平成12年4月から7月という短期間で事業を開始した。

「子ども担当」の役割としては、出先機関を含むすべての課所室に子どもをサポートする窓口となる「子ども担当」を1人ずつ配置し、役割と責任を明確化した。役割としては、子どもの学習コーディネーターとして、また体験的、探求的な学習を深めるパートナーとして位置づけ、以下の業務に携わる。

ア. 静岡市子ども向けホームページ（キッズページ）に関すること

イ. 「総合的な学習の時間」や校外教育活動など各学校の教育課程の円滑な支援

ウ. 子どもの自宅からの問い合わせに関する支援

## 誰が「子ども担当」しているの？

新たに「子ども担当」を作るにあたり、「役所の中では通常業務があり、忙しくなるからと反対意見が多かったのではないか！」と思った。そこで、「立ち上げに当たりいろいろご苦労があったのでは？」と静岡市の方に伺った。

静岡市の場合は、「子ども担当」は職員の「30、40才代の小中学校に自分の子どもがいる世代」が、子ども担当をしているそうだ。これは、企画者の智慧だと思った。新たな取組をする時、多くの場合に反対者がいる（静岡市の場合ほとんどいなかったようである）。如何に反対者を少なくし、賛同者を増やすか、企画を実現するポイントである。

子どもを持つ公務員の皆様、自分の子どものためですよ。余計な仕事と思わず、「子ども担当」を立ち上げ、学校と積極的にかかわることが、回りまわって自分の所に帰ってくるのではないでしょうか。

## イ 学校向け情報提供

### ① 子ども向けパンフレットの作成やホームページの作成

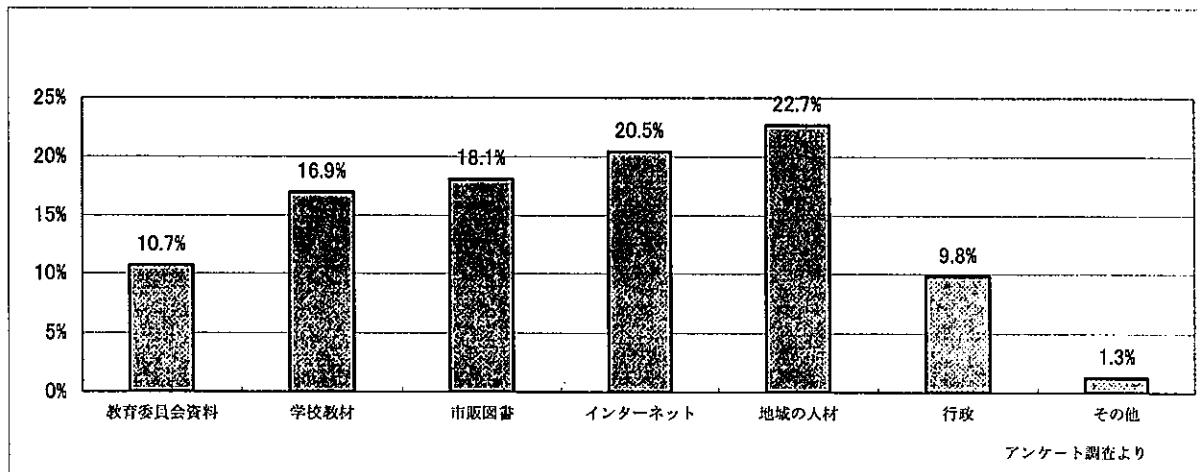
現在の情報提供は、一般用の行政情報のパンフレットや冊子はあるが、子ども向け刊行物が非常に少ない。これは刊行物に限らず、ホームページによる情報提供環境においても同様である。静岡市では学校においてコンピュータが導入されインターネットの授業において安心して見られるコンテンツが少ないという学校からの要望に応え、子ども向けホームページが作成されている。このように各自治体においても子ども向けの資料作成やホームページ作成に取り組んでいく必要がある。

### ② 事前情報提供の重要性

学校は「総合的な学習の時間」のテーマ設定や調べ学習などにおいて、その情報を何から集めているのだろうか。学校向けアンケート結果からは、「『総合的な学習の時間』の活動内容はどのように探していますか」の問いに、地域の人材から約23%、インターネットから約21%、市販図書から約18%というような結果となっている。また、行政から探すという回答は、10%にも満たない状況であり、行政からの情報提供の不十分さがうかがえる。(図表4-1-5)

そこで、行政は学校に対して、地域に関することや高度で専門的な情報などを有していることをアピールし、積極的に提供していくことが求められている。また、行政側は事前に情報提供することによって、学校側の要求に応えるだけでなく、行政自身、学校からの突然の資料要求に対し、とまどいを軽減することにもなる。しかし、行政側の一方的な資料の垂れ流しは、学校側が行政を活用する機会を失うおそれがあるので、学校がどのような情報を必要としているのか十分に意向を把握することが重要である。

図表4-1-5 「総合的な学習の時間」の活動内容はどのように探していますか？



### ③ 情報提供窓口の設置

実際に「総合的な学習の時間」に必要な情報の提供を行うに当たり、その窓口をどのように設定すれば良いのであろうか。学校へのアンケート調査において、「行政との連携における課題」を尋ねたところ、約45%の小学校が「窓口が分からない」との回答があった。(図表2-6) このことからも、実際に連携を進めるに当たっては、「窓口」をどうするかが大きなポイントとなる。ここでは窓口の一元化をはかった場合の「総合的な窓口」について述べる。

総合的な窓口を設けた場合、教職員・子どもたちが行政を利用する際に、戸惑うことなくその場所に行くことができる。これは、情報公開における窓口と同様の考え方である。例えば、学校が環境問題に関する情報の提供を事前に窓口に依頼しておき、窓口ではその情報を関係課所から取り寄せ、提供するというものである。そして、学校が更に詳しい説明をうけたいときは、行政側職員との日程等の連絡調整を行うものである。この総合的な窓口の長所は、提供する側の場所がひとつであるため、あちらこちらに確認しながら情報を収集するという不便さが解消できるということである。

## ウ 行政が考える受け入れ方

それでは、実際の場面として、学校側が行政へ情報の提供を求める際の関わり方について述べる。これはあくまで行政側から見たものであるが、行政が積極的に情報を提供する場合に、重要であると考えたうえで述べるものである。

まず、学校側（あえて現場と教育委員会を分けない）から行政側に対して、事前に連携・協力及び情報提供の必要性について、庁内の部長会議等で正式に求めてほしいと行政は考えている。なぜなら、行政が個別で学校側への協力するにあたり、行政に対して正式に大枠で協力を求めたものが、その後の関わりの裏付けとなるからである。

この場合、協力要請は学校と行政の両面の性格（組織・知識・資料・人材）を持つ教育委員会が行なうことが望ましいと考えている。

このように述べると、教育委員会の役割が大きくなるが、行政は積極的に教育委員会と関わり、十分な事前調整をすることが大切である。行政がその事前調整（根回し）を行うことが、教育委員会が動き出す原動力になることが多いのである。

これでは、従前の教育と行政の関係（目に見えない壁がある）がそのまま残っていくようだとられがちだが、同じ役所とは言え、違う部所であるからこそ、正式な依頼の場面も必要なのである。そして、正式な依頼の後については、お互い性質こそ違え、行政事務に携わるものとして、同じ気持ち（「総合的な学習の時間」の意義）を持ち、相手の立場を尊重しながら業務に当たることが重要である。（コラムP62参照）

### 学校と連携する時はここに注意！

学校との連携を深めるなら、学校のシステムをまず知ることが必要です。教育課程をしっかり勉強して、学校のシステムを理解しましょう。これが基本です。でも、そこまでするの…と言う人は、せめて、このくらいは知っておいてください。

学校の教師は子どもたちから目が離せませんので、教師は忙しいです。学校と打合せをしたいとき、教師と連絡の取りやすい時間帯は、6時間目の授業が終わる15:45以降か、お休みの13:00～14:00ごろ（12:00ごろは4時間目の授業中ですよ）のようです。当然授業中は電話には出られません。また、多くの学校が、月曜日の午後（3:00以降）に職員会議を開きます。この日の午後は連絡がつきづらいですよ。

### （5）行政から学校へのアプローチ

今まで、主に学校からの依頼に対しての行政側の受け入れ態勢としての考え方を述べてきた。ここでは、行政から学校への協力依頼をするときのアプローチの方法について検討する。

「総合的な学習の時間」を契機として、学校からの依頼に対し積極的にかかわることの重要性は既に述べたが、行政はもともと行政理解を深めるために既に様々な取組をしてきている。

しかし、第2章の3「学校における現状と課題」で述べたとおり、アンケート結果からも、学校側は行政に対して、情報等がほしい反面、必要な時にのみ支援が欲しいと、学校は行政からの過度のアプローチに対して、警戒心を感じている場合があることもわかる。

それでは、このような学校の状況を踏まえ、どのようにして学校と良好な連携関係を持ちながら、子どもたちに行政理解を深めることができるのか、学校とかかわる手順やその際の注意点について考えて見ることにする。

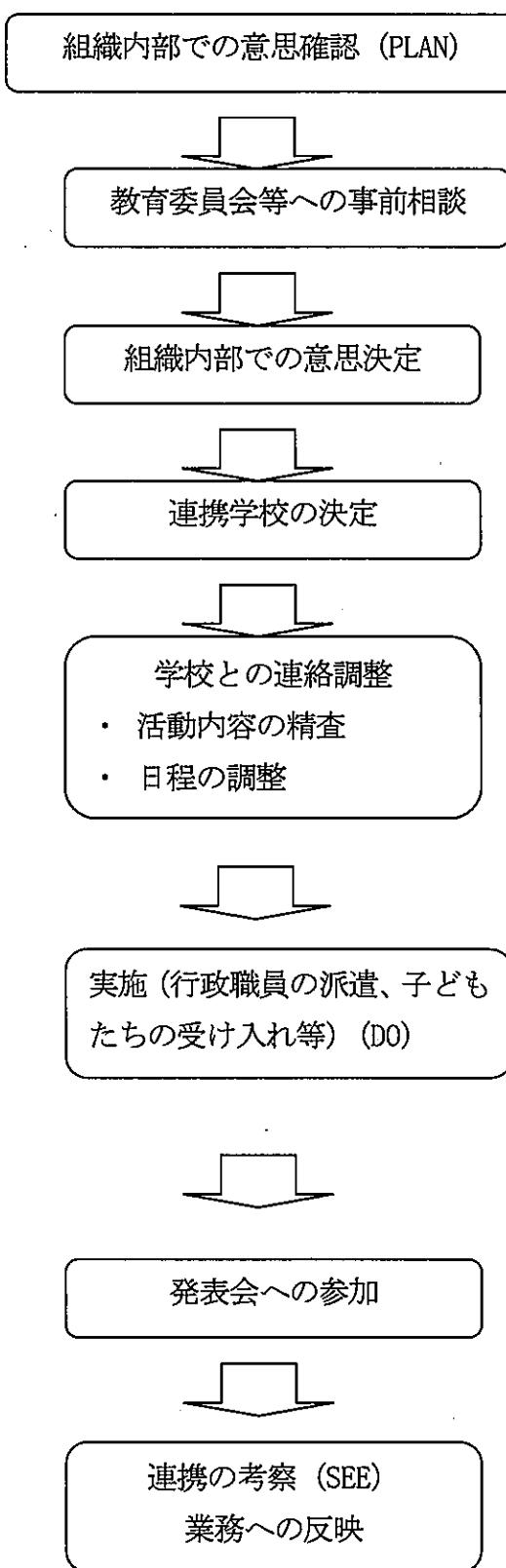
### 研究会こぼれ話⑤ 一子どもへの押し付けは「ダメ、ダメ」一

今回の研究を進める中で、県庁や市町村役場、学校、教育委員会にアンケート調査を行った。その回答の中で、「行政が子どもたちを利用して行政の課題解決を押し付けることは、『総合的な学習の時間』の趣旨に反するし、『総合的な学習の時間』以外だとしても、子どもたちの自主性や創造性を伸ばすことに役立たない。行政はその点を十分に注意する必要がある。」とのご指摘をいただいた。

このことは、研究会当初から多くの研究員の中からも指摘を受けており、注意しなくてならない。行政マンとしては、行政のことを子どもたちに知ってもらい、子どもたちが自ら考えることをサポートすることが大切であり、こちらが一方的に教えることとは違う。しかし、このことは行政人自身の力量も問われる。だからこそ、行政マンも努力が必要なのである。

### ア 学校に連絡したいときの手順

行政が、学校を通じて子どもたちにかかわりを持ちたいときの手順について考えてみる。



まず、行政組織内での意思決定をすることから始まる。行政へのアンケート結果からも約33%の組織で学校との連携の課題は、内部調整と回答しており、内部の意思決定が重要である。

ただし、行政組織としての意思決定と平行して、教育委員会へ相談に行くことが大切であり、教育委員会と協議しながら実施に向けた調整をすることとなる。

その後、実際に連携をする学校が決まり、各学校との連絡調整となる。

学校が決まった後は、その学校の教師との連絡調整をすることとなる。子どもたちの状況等を相談しながら、活動の時期や内容を決めることとなる。

内容を決めるにあたってのポイントは、

- ① 十分に行政側の趣旨を理解してもらえるよう誠意を持って説明すること。
- ② 学校の本来のねらいである「子どもたちにより良い成果が上げられるよう」計画すること。

これらのこと踏まえ、実施することになる。

次に、実施の後はその成果を十分に把握することが必要である。そのためにも、多くの学校で行う発表会に必ず参加することが大切である。そして、子どもたちの発表を参考にしながら、今回の連携の状況や行政からの情報提供の内容等を反省し次につなげることが大切である。

## イ 学校への協力時のポイント

学校に協力要請をするときに、どのような点に配慮することが重要ないくつかのポイントを示すことにする。

### ① 学校との連携依頼の時期

学校では翌年度の年間カリキュラムを2月から3月にかけて作成する。行政が学校に依頼する内容にもよるが、翌年度に実施をお願いしたい場合には、少なくとも年内には事前調整を図る必要がある。学校側の日程はきっちり決定しているので、年度途中での依頼は調整が難しいと思われる。事前調整は早めに行なうことが、その後の連携をスムーズにするためにも重要である。

### ② 行政の縦割り意識の排除と「総合窓口」の設置

学校への情報発信やかかわりを円滑に進めるため、行政は縦割り意識を排除し、関係各課が連携して対応できるように窓口の一本化を図る必要がある。行政のある課所からの要請は1つでも、学校にくる要請はその合計となっている。そこで、教育委員会や学校との交渉に当たっては、「総合窓口」をいずれかの課に設置し、行政内部の調整に時間要する場合は、部局横断的な推進組織を設置し対応方法を検討することが重要である。

### ③ 教育委員会との連携体制の構築

行政の「総合窓口」もしくは担当課は、「総合的な学習の時間」や「校外教育活動」など、学校の教育課程において「なぜ行政がかかわるのか、どのような支援ができるか」について、日ごろから教育委員会へ、十分な趣旨の説明と協力を求めておく必要がある。これが、信頼関係を構築し連携をスムーズに進める土壌を醸成することになる。

### ④ 校長会の活用による学校への要請

学校では、地域の校長が集まる校長会が定期的に開催される。行政からの学校への依頼は多くの場合、教育委員会が校長会などを通じて、行政がかかわる趣旨や支援できる内容を説明し、学校での活用を要請している。

ただし、教育委員会は行政の全体像が把握しにくいため、行政自らが校長会等に出向き直接説明することも、学校側の理解を得るうえで重要なことである。

### ⑤ 行政・教育委員会・学校との定期連絡会議の設置

行政は、一般的に学校の意向がどこにあるのかを明確には把握できていない。行政は学校の意向を把握するため、教育委員会と連携して、行政・教育委員会・学校の三者による実務者レベルの定期連絡会議を設定し、十分な意見交換を行った上で、どのような支援ができるか、どのような問題点があるのかなどについて、計画的に、定期的に調整することが重要である。

## 2 学校への提言

### (1) 学習を取り巻く環境の変化

これまでの学校における学習環境を考えると、40人近くの子どもたちが教室という限られた環境の中で、一人の教師が教科書を使って指導する一斉授業の形態が通常の姿であった。そして、授業は知識の獲得が主な目的であり、課題設定も教師が中心となって進めていた。しかし、今回の教育課程の改訂により、これまでの教科を中心とした学習とは違った「総合的な学習の時間」が導入された。

そこで、「総合的な学習の時間」の活動を進めていくと、子どもが教室を飛び出して直接外部との接触を図る場面が生まれてくる。学校内部にある情報だけでは足りず、学校外部に直接情報を求め、問題を解決していくことになる。その対象となるジャンルはあらゆるものに及ぶと考えられ、行政も対応を迫られることになる。特に教科書がないことから、学習を取り巻く環境は、ますます変化していくと考えられる。

#### これまでの学習環境

教科書に沿って教師が課題設定を行い、知識の獲得を主な目的とし、  
教室での学習が多かった。  
(閉鎖的な学習環境)



#### 「総合的な学習の時間」の導入

子ども自ら課題を見つけ、自ら学び自ら考え、問題を解決していく。

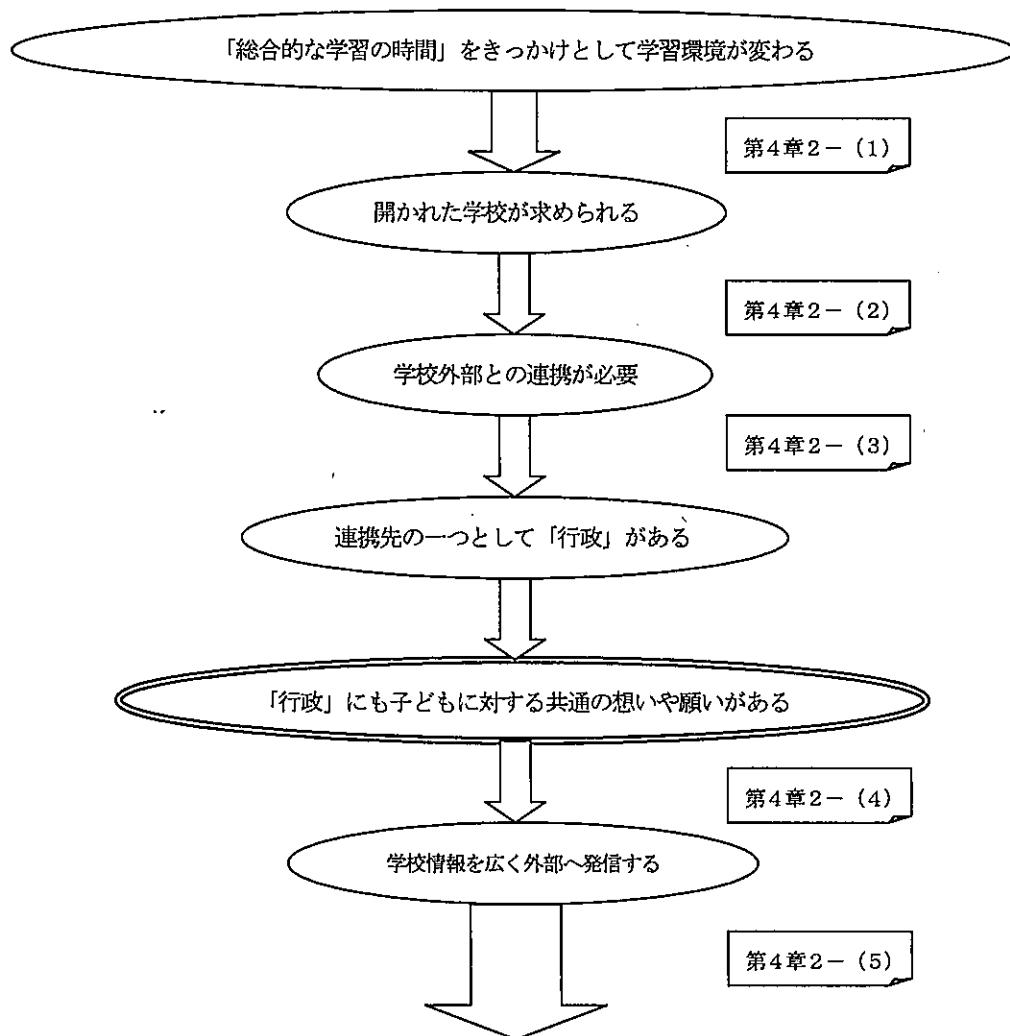
#### これからの学習環境

子ども自らが課題設定を行い、主体的に問題を解決していく過程を重視し、教室外での学習も重要な要素となる。学習の対象が広がり、教師の持つ情報量だけでは対応しきれなくなる。教科書もないことから、学校外部機関等を有効に活用する必要性がある。

(開放的な学習環境)

ここでは学校が行政と連携をとる場合のステップを、図表4-2-1のようにまとめ、順を追って説明する。

図表4-2-1 「学校」が「行政」と連携をとる場合のステップ



- ◇ 連携のルールづくり
- ◇ 支援要請のポイント
- ◇ 定例会議設置・開催
  - ・ 学校内担当者の決定
  - ・ 情報とりまとめ
- ◇ 意識改革から行動改革へ

## (2) 学校外部との連携の必要性

これまでも、社会科見学として教科書に沿った公共施設等の見学など、学校外部との連携は行われてきた。しかし、その内容は、見学として施設側の準備したコースに沿って子どもたちが一斉に見学して終了するということが多く見受けられた。その結果、施設側が見せたいものが中心となり、子どもたちの見たいもの、知りたいものと一致しない場合が多くあった。

これから「総合的な学習の時間」では、まず、身近な地域からの題材、その地域でなければできない題材を教師が選択しなければならない。その際、地域に対する教師の持つ情報量は限られたものである。そこで、学校外部との連携を図り、地域の情報を収集して「総合的な学習の時間」のねらいに適した題材を設定する必要がある。学校を取り巻く外部機関には、行政、地域、ボランティア、NPO、公益法人、大学、研究所等がある。これらの外部機関と積極的に連携を進め、「総合的な学習の時間」の活動の拡大化・効率化を図ることが今の学校に求められている。

さらに、「総合的な学習の時間」の活動では、子どもたち自らが興味を持ち、調べたいと思う所を選択し、見たい知りたいことを学校外部に直接的に要求することになってくる。つまり、これまでのように子どもたちが知りたいことに教師が答えるのではなく、子ども自ら調べる活動が中心となる。そこでは、教師は学校外部と子どもたちを結ぶコーディネーターの役割を果たすことが求められるのである。

### 【「総合的な学習の時間」の活動を進めるとき】

子ども：〇〇について調べたい

教師：教科書がない、〇〇についての専門的知識が少ない

子ども：調べる方法を考える

教師：子どもの活動を支援するための方策を持たなければならない

子ども：実際の調べる活動に入る

教師：学校外部との事前の連絡調整  
(コーディネーターの役割)

子ども：実地見学及び聞き取り活動

教師：事後指導

ファックス、メール等を使った情報収集

ホームページ検索による情報収集

### 学校外部との連携の必要性

「総合的な学習の時間」の学習を進めていくと、子どもたちの調べたいことに対して教師だけで対応することは不可能である。教科書もなく、教師に子どもたちが調べたいことに対する専門的な知識も少ない場合、学校外部との連携を図ることは必要不可欠となる。

これまでのように、何から何まで教師一人で指導するのではなく、指導できない分野については学校外部機関等を有効に活用することである。例えば、地域の環境については行政機関の中の担当課所に専門家が必ずいる。その専門家を活用することにより、学習効果も高まることがおおいに期待できる。

今後は、子どもたちの学習活動に対し学校だけで対応するのではなく、学校外部との連携を図って教育効果を高めていこうとする教師の意識改革はもちろんのこと、行政側にも「総合的な学習の時間」のねらいを理解し、子どもの発達段階に即した対応をどうするかという職員の意識改革も必要となる。

また、学校は外部との連携を進めると、次のような教育的効果が期待できることに着目するべきである。

- ① 学校外の活動を意識することにより、子どもたちが学校教育の内容や目的を社会の現実と結び付けてとらえられるようになる。
- ② 子どもたちが奉仕活動等の地域づくりにかかわることにより、子どもたちに地域環境の改善に自ら働きかける主体性と姿勢を身につけることができる。
- ③ 教師自身の社会的視野も広がり、教育内容の幅が広がる。

これまでの教師には、子どもを教える専門家としての意識が強く、学校外部に協力を求めようとしない傾向が見られた。しかし、「総合的な学習の時間」が始まり、学習を取り巻く環境が大きく変化している中で、アンケート結果を見ても、「外部の協力を得ようとしたときに連絡する先が分からない。どのように連携を図れば良いか分からない。」と学校外部との連携の方法などについて、教師にも様々な不安をもっている。これからの中学校教育では、学校外部との連携は必要不可欠なものとなっている。特色ある学校づくりを進め、真に地域に開かれた学校づくりを進めるためにも学校外部との連携に積極的に取り組むときである。

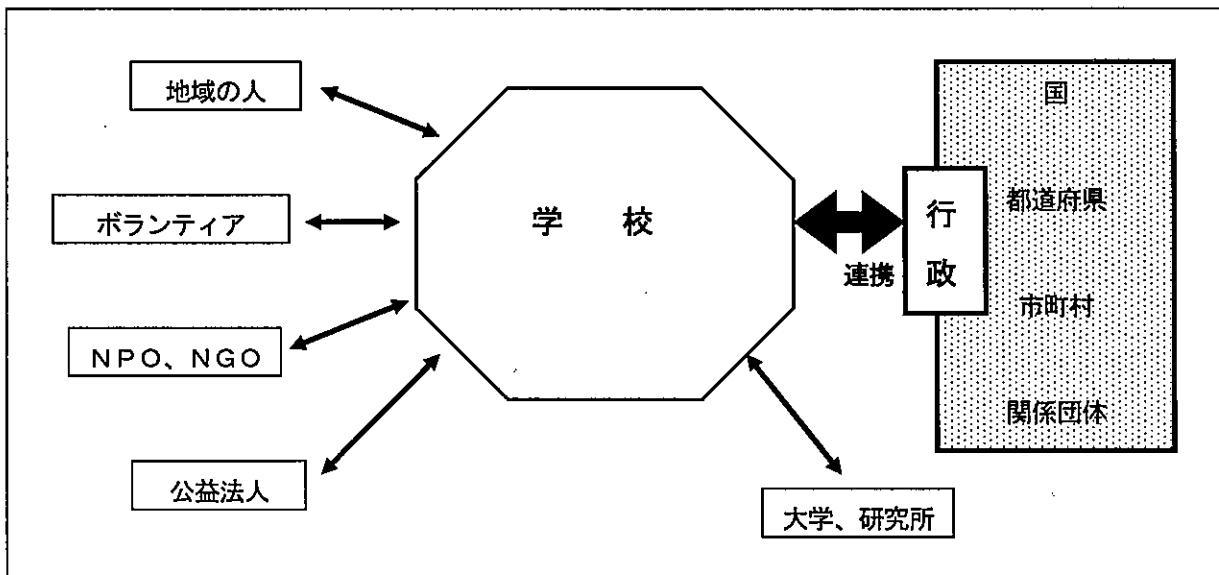
### (3) 行政を活用する

学校を取り巻く外部環境には、地域やボランティア、NPO、公益法人、大学・研究所など様々な機関が存在するが、最も身近で地域を愛し、地域を知っている連携先が「行政」である。(図表4-2-2)

「行政」には、国、都道府県、市区町村のほかに……事業団や……財団等多くの関係機関があり、学校は連携の相手先として「行政」を活用しない手はない。「総合的な学習の時間」を担当する教師は、これらの機関について知っておく必要があるが、現状は教師として教える専門家の意識が強く、効果的に「行政」が活用できない状況である。今後は外部指導者として「行政」を効率的に活用し、より多様で創造的な「総合的な学習の時間」の展開が望まれる。

一方、行政は、「総合的な学習の時間」の趣旨を十分理解し、学校のパートナーとして協力を申し出るスタンスをとる必要がある。また、今までのような社会科見学的なものではなく、子どもたちが実際の体験と考え方を基に問題提起を行い、その解決法について行政の位置付けや行政とのかかわり方を知り、子どもたち自身で考えていくような対応を推進していく必要がある。

図表4-2-2 学校を取り巻く外部環境のイメージ図



#### ア 行政を活用する意義

行政を活用する意義は、前提として、行政は最も地域を知っており、その地域とは身近に存在するものだということである。地域に存在する事象は、遠くに存在して伝え聞くものでもなく、擬似的なものでもなく、リアルな現実を提供してくれるものである。そしてこの地域は、リアルな現実を提供してくれるだけでなく、取り組み方によって、直接子どもたちが地域の発展や再編成のために行動し、働きかけることができる。

この地域のリアルな現実をとらえる教育的意義は、まずは科学や教科の体系性と総合

的な現実を含む地域との連携を図れるということである。地域の現実を通して、別々に学ぶ教科の体系性どうしの関連や、何気なく別々にとらえている現実の諸現象どうしの関連をとらえることができる。

そして、地域のリアルな現実を通じて文字認識と、体験的な認識との関連を図れるということである。すなわち、文字・言語でとらえられる認識の発展のみならず、いわゆる第六感といわれるような、直感的に正しいものを見分ける潜在的な能力を向上させ、また感性的な認識どうしを結びつけていくことができる。

また、新しい地域の人間の出会いや共同作業を通じて、人と人とのコミュニケーション能力の向上や、人間関係のネットワーク化を直接図れるということである。

このように地域は、総合的な内容を含み、体験的・感性的な認識を培い、人と人を結びつける可能性を有しており、「行政」を有効的に活用すれば、教科書だけではとらえられない幅広い発達が期待できる。



### 「総合的な学習の時間」展開のための役割

#### 《「総合的な学習の時間」に対する学校の視点》

- ・追求したい課題にどのように迫り解決していくかという学び方やものの考え方を習得させたい。
- ・自らの思いや願いを基に主体的に課題解決に向かう態度を育てたい。
- ・自分の学びと友だちの学びを比べ合い、互いのよさに気付き、よさを自分の活動に取り入れていくことができる力をつけていきたい。
- ・意図的に発表の場を設け、自分の活動を分かりやすく相手に表現することができる力を育てていきたい。
- ・地域のよさに気付き、環境をよりよくしていこうとする意識を育んでいきたい。

#### 《「総合的な学習の時間」に対する行政の視点》

- ・住民にとって行政を身近な存在に感じられるようにするための有効な方策として、学校（児童・生徒）とのふれあいは重要である。
- ・行政の役割を子どものうちから理解させることは、社会の仕組みを学習することにつながる。
- ・未来のまちづくりを支える子どもたちにも、行政にかかわる権利は当然にある。

#### 《「総合的な学習の時間」に対する学校・行政共通の視点》

- ・地域を築くものの一員として子どもたちに地域の未来を考えてもらい、地域を大切にしようとする気持ちを育てる。また、社会の仕組みを学習する。
- ・子どもの立場に立って、子どもが知りたいこと、見たいことだけで終わらせるのではなく、行政は、子どもに知らせたいこと、見せたいことを提起する。
- ・子どもとの関わりの蓄積がより効率的な対応を可能とし、子どもたちに地域のことを考えてもらうきっかけにつながる。そして、5年、10年後の地域の発展につながるものである。

## イ 行政による「出前講座」の活用とその意義

現在「総合的な学習の時間」の先進事例の多くは、教師の創造的・開発的な力量にゆだねられている部分が多い。しかし、「総合的な学習の時間」の研究が進み、発展的な段階になると、教師が自ら学習するための講座を開設・組織するだけでなく、社会教育・生涯学習や専門機関にある講座の情報を把握し、活用する力も重要ななる。そこで活用したいのが、行政職員による「出前講座」である。

博物館や郷土史料館などでは、地域の素材に関して独自の調査結果に基づき、その成果を公開講座にして住民に提供している。

「総合的な学習の時間」では、環境や福祉など地域の課題を題材とし、学校で授業を組み立てているが、行政側でも行政活動への理解を深める絶好の機会であるととらえ、積極的に学校とかかわる行政も出てきている。

このような「出前講座」制度の内容を学校全体として活用すれば、「総合的な学習の時間」を進める基本的な条件を保障することができる。行政職員が語ることによって、内容自体が身近な現実の問題であると同時に、教科書ではとらえられない物事の深みを感じさせることができる。いずれにおいても、まちづくりの一環を兼ねて行政と学校とを結びつけることができれば、「総合的な学習の時間」もいっそう現実味をおびた学習内容を構成できる。

#### (4) 学校情報の外部発信

昨今、「開かれた学校づくり」が求められている。学校では、学校評議員制度の導入や学校だよりの自治会回覧、ホームページの作成などに積極的に取り組む事例も増えてきている。学校が行政を含め、外部との連携を図っていくためには、学校の教育内容や学習内容、特に「総合的な学習の時間」のテーマ等をあらかじめ公開し、情報発信を行いながら協力を受け入れるための体制づくりが必要である。行政等の学校外の機関は、学校から発信された情報を検討し、協力可能なプランを作成することができる。

##### ア 情報の項目（内容）

ほとんどの行政職員は、今、学校でどのような教育活動が行われ、どのような支援を求めているのかが分からぬ状況にある。

学校が行政と良好な連携を行うためには、学校の特色ある教育活動である「総合的な学習の時間」のねらいや趣旨、支援を受けたい内容を主体的に発信することが重要である。例えば、学校が年度当初に作成する年間指導計画を行政担当部局にも提出し、情報の共有化を図ることなどが考えられる。教育委員会は、学校の年間指導計画をとりまとめ、分野ごとに集計し、支援を希望する関係課所に配布すればより効果的である。

また、学校での取組状況を知らない行政職員に、分かりやすく内容を知らせる手段として、シラバス<sup>3</sup>を作成し、公開することも効果的である。

---

<sup>3</sup> 教科・科目の目標や指導計画、学習の到達目標、評価方法等を記した学習案内。子どもたちにとっては、実際に学習をしていく上での道筋を知らせる手引きとなり、保護者や外部には、学校の経営方針等を示すことにより信頼関係を作ることができるために、作成する学校が増えている。

## イ 情報発信の手法

### ① ホームページによる公開

ホームページであれば、いつでも誰もが知りたいときに情報を入手することができる。また、活動状況の写真等、豊富な情報が掲載可能である。

### ② 市町村役場や教育委員会内のインターネットに公開

情報発信の相手方を行政（市町村役場）に限る場合は、より詳細な支援を受けたい内容も掲載でき、効果的である。

### ③ 紙媒体による資料公表

ホームページを作成するにあたり、作成する時間または予算の確保という現実的な問題がある。初動期においては、現在、学校で作成している翌年度の年間指導計画を教育委員会において、収集し、担当課に配布する。その後、各担当課で内容を確認し、支援・協力可能な学校に連絡をする。これにより、行政側にとっても学校と協働した行政課題解決が可能となるメリットもある。

### ④ 日常的な学校開放

「総合的な学習の時間」が発展的に展開するための基本的な条件は「開かれた学校」である。学校による日常的な地域への貢献、学校開放と相まって向上していくものである。学校の情報を地域に伝達し、学校の行事に地域を巻き込んで運営していくなど、学校開放が進展することにより、「総合的な学習の時間」を発展させていく条件が存在しているということである。そのためには、常置的な学校開放委員会や地域との学校運営協議会などを設置し、組織的に対応していく必要がある。

### 研究会こぼれ話⑥ 一創造性って…

研究会第2回目にコミュニケーションの講義があった。その中で「創造性」の話がでた。算数（足し算）の問題の出し方である。

日本は当然「 $3 + 4 = ?$ 」の問題である。答えは1つである。欧米は「 $\circ + \triangle = 7$ 、さて○と△は何でしょう？」との問題だそうだ。当然答えは無数にある。

「日本と欧米とどちらの教育のほうが『創造性』がですか？」との話であった。

今までの日本は戦後先進国に追いつくために、1つの答えを探して発展してきた。そしてバブル経済を迎え、先進国の中でもトップクラスになった。しかし、トップになって、今度は真似するところがなくなり、自ら今後の方向を探さなくてはならなくなってしまった。創造性が求められてきたのである。しかし、その創造性を今まで培ってきたのであろうか？

「総合的な学習の時間」の成果は、これから日本の社会の発展を支える重要なものではないでしょうか。

## (5) 連携に向けての具体的方策

では、「行政」との連携を円滑に行うためにはいったい「学校」はどうしたら良いのか。いくつかの事例をみながら考えてみることにする。

### ア 連携を円滑に行うためのルールづくり

#### ① 事前打合せ

学校が行政との連携を円滑に行うためには、入念な事前打合せが欠かせない。学校のねらいが明確であれば、行政の支援の内容も変わってくる。

特に授業への支援を要請する場合、事前打合せの充実は、当日実施する授業の学習効果に直接反映される。

#### ② 職員のモチベーション

多くの行政職員は、初めて授業を支援するときには、とまどいながらも子どもたちを小さな市民と認識し、支援を行っている。

時間を割くのは困難という職員も多いが、具体的な活動や体験の中で、子どもたちと共有した時間が長いほどモチベーションが高まる。

学習終了後は、その場で児童にお礼を述べさせたり、教師自らの所感を伝えたりするとさらに良い。また、指導者（職員）の感想を求めることも効果的である。

後日、職員に対し、子どもたちから礼状が届くことがあるが、職員にとっては励みとなり、その後も協力が得やすい。

すべての学習の終了後、児童の学習状況やその結果を職員の手元に送付し、外部発信への資料として活用できるようにする。

#### ③ 依頼時期を吟味する

行政の仕事にも、時期により閑忙の差がある。学校支援に対して、積極的な職員であっても日程の関係で支援できないことも起こりえることを考慮して、弾力的な計画を立てるようとする。特に、5、6、9、10月は学校からの依頼が集中する時期もあり、打合せ・依頼を早めに行うことが必要である。

#### ④ 授業の主体者は教師

あくまでも授業の主体者は教師であり、行政職員などのゲストティーチャーへの授業の丸投げは、支援を行う側のモチベーションを下げる原因にもつながる。



### 先生方が行政と関わるときの配慮事項

- ・教師は、資料の活用方法や体験学習の内容を考慮し、単元のどの段階で行政等を活用することが効果的か十分考慮する。
- ・教師は子どもたちの発達段階や学習状況を考え、資料の無理な提示や難しい扱い方にならないようとする。
- ・教師は行政職員に任せるのでなく、可能な限り教師の指導によって学習活動が展開していくようにする。
- ・教師は、行政職員による支援授業を補完するためのカードやプリント等を独自に工夫して作成することも検討する必要がある。また、事前・事後の学習とのつながりを持たせる工夫が必要である。
- ・教師は、学習課題や活用についてのテーマを持った取組を大切にする。子どもたちの驚きや発見・発想を生かした取組を考える。

### あんな事例こんな事例

K市立S小学校では、市内にある〇〇センターへ、電話で施設見学を依頼した。〇〇センターでは、社会科見学と認識し、館内案内を実施した。

一方、K市立M小学校では、総合的な学習のねらいや〇〇センターでの授業の内容の希望を作成し、〇〇センターを訪問し、事前打合せを行った。

学校での希望を元に、センターで学習指導案を作成し、施設見学で学んだ内容を隣接する公園で、センター職員とともに体験し、学習効果を高めた。

## 支援要請のポイント

### ① 事前打合せについて

#### 当日の日程、授業の時程

- ・ **活動内容** 体験学習、調べ学習等の内容と方法、野外学習の場合、雨天時の活動
- ・ **活用資料** 授業に必要な資料があるか
- ・ **職員の配置** 当日の職員の支援について
- ・ **借用用具** 備品等の活用について
- ・ **その他** 配慮を要する子どもについて等

### ② 授業計画書の作成

#### (1) 授業計画

「ゲストティーチャーに授業を依頼」でなく「ゲストティーチャーの専門知識を活かした授業を」という気持ちが、学習効果の上がる授業づくりの第一歩である。通常の授業づくりと同じように、先生方による授業計画書（学習指導案）に基づいて実施することが必要である。年間指導計画に位置づけられた支援授業は、どの段階で行えば効果的かは、教師自身が一番よく分かる内容でもあり、検討し決めていくことが大切である。貴重な機会の中で子どもたちが興味関心を抱き、学習意欲を高める効果的な活用は、先生方による工夫された授業計画書の立案によるところが大きい。

#### (2) 検討項目

- ・ 開始時刻と終了時刻の決定
- ・ 野外学習の場合、雨天時の予定について（室内における学習、雨天予備日の設定など）
- ・ 説明と学習の取り組ませ方
- ・ 児童、生徒の活動方法（クラス単位・グループ単位・個人で）
- ・ 教師と職員とのかかわり方について（職員の支援が必要となる場面）

### ③ 子どもたちが取材する際のマナー

- ・ あらかじめ質問内容を吟味させ、その場になって慌てることのないよう、事前の準備をしっかりとさせる。
- ・ 訪問先には事前に必ずアポイントメントをとり、自分の所属校・氏名・取材目的等を告げ、相手の都合を確認させる。質問内容を明確にして質問させる。
- ・ 取材が終了したら、感謝の気持ちが伝わるようお礼を述べさせる。

## イ 定例会議の設置・開催

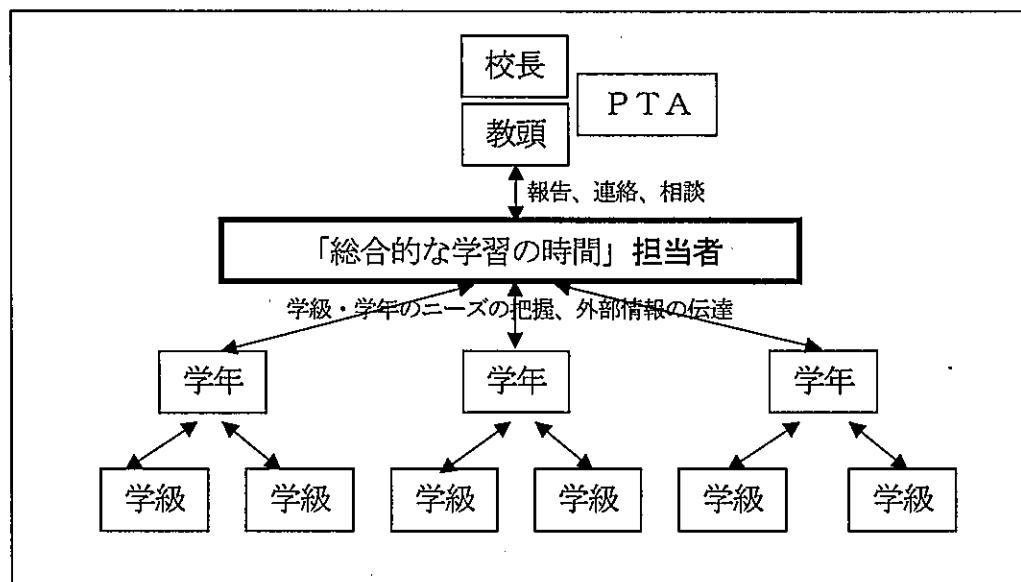
### ① 担当者の決定

学校・行政とも、「総合的な学習の時間」の運営に関し、相互コミュニケーションを図っていくことがきわめて重要である。その第一歩が、担当者を決定することである。

(図表4-2-3)

「総合的な学習の時間」に関する担当者が、学校内における情報のとりまとめ役としての機能を果たすことが望まれる。

図表4-2-3 学校内の担当者のイメージ



#### ◇学校内の情報のとりまとめ

各学級、各学年のニーズを常に把握し、校長・教頭等の指導の下、学校としての情報を集約しておく。このとりまとめ役を担当者が担う。

#### ◇学校情報を外部に伝える

担当者を中心に、「総合的な学習の時間」に関する学校ニーズ等を外部に発信する。その際は、担当者名、連絡方法（電話、FAX、Eメール）等を必ず明記する。

#### ◇外部情報を受け取る

担当者を中心に、「総合的な学習の時間」に関する外部情報を受信する。連携メニューの提供、個々の連携相談等外部から情報が入ってきたときは、それらの情報が担当者に集まるシステムにする。（情報の収集）

#### ◇情報の分析、整理

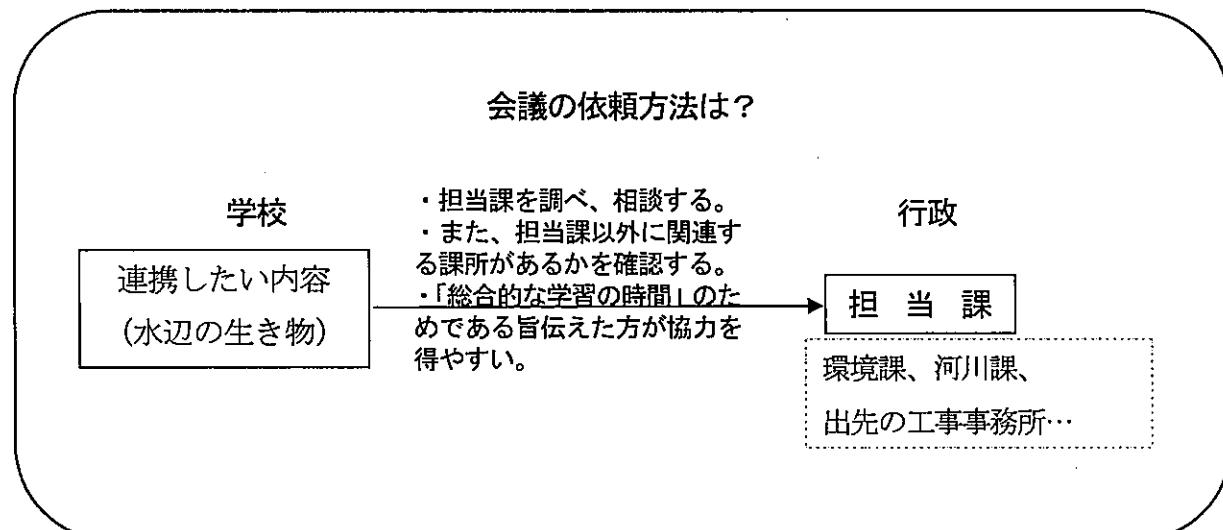
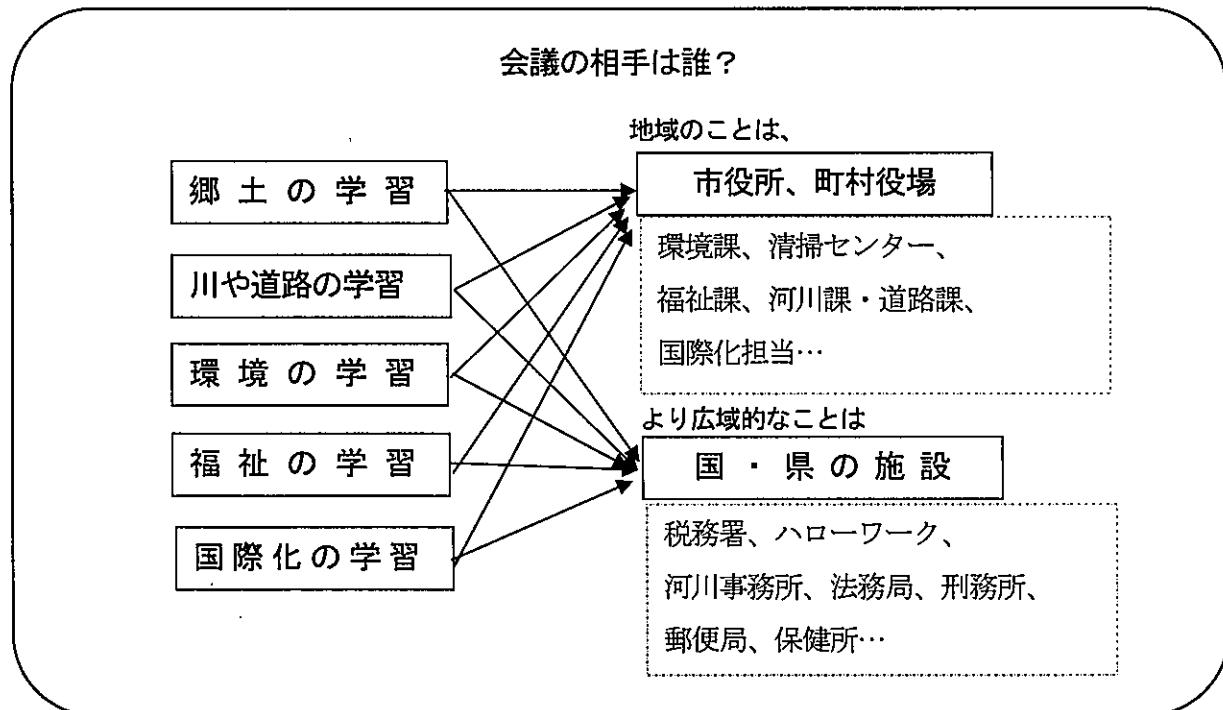
収集した情報は、学校目的や学校ニーズ等から分析を行い、整理する。

## ② 会議の開催

担当者の次の段階は、会議の開催である。ここでいう会議は、学校内部の会議ではなく、学校と行政の双方から担当者が出席する会議のことである。

これまで述べてきた個々の情報の発信、受信をさらに進めて、連携の相手方と一緒に会して、直接意見交換する機会を設けるのである。

会議の相手方は、学校が所属している市町村が最も重要である。次いで、国・県の出先機関や関係機関の順番になろう。



### ③ 会議の定例化

会議の開催を何度もすることができたならば、次の段階は、会議の定例化である。たとえ年1回の開催であっても、会議が定例化されていることの意義は大きい。会議が定例化することにより、互いのニーズを双方が共有することが可能となり、連携が円滑に推進される基盤がつくられる。たとえ、双方の各担当者が変更した場合であっても、会議の継続性が保たれる。

## ウ 意識改革から行動改革へ

### ① 「学校」のスタンス

教科書をもたない「総合的な学習の時間」は、今後、学校内の個々の教師の力量のみに依拠し、展開していくことは困難となるため、行政や学校による組織的な課題解決が不可欠となる。学校においては、学年や学級間の十分な調整機能が求められる。同一の学校内においても、ばらばらに教師が計画をたてれば、異学年で同じ課題に取り組んだり、「行政」への依頼についても別々になってしまうことになる。これでは受けける側も困惑することになる。また、担任教師が毎年代わるたびに、同じテーマ、単元が繰り返される可能性もある。このような、混乱を避けるためにも、学校内における「総合的な学習の時間」の展開内容の体系的な整理が必要になってくる。

そして、学校独自での人材・施設に関するリストづくりも重要である。それぞれの教師がコンタクトを取ってきたデータを、学校の共有財産として蓄積させていくことで、「総合的な学習の時間」の長期的な発展が可能となる。

### ② 学校外部の教育評価の導入

「総合的な学習の時間」においては、これまでの地域の協力だけでなく、行政人材・施設の協力に大きく依拠することとなる。したがって、学校と行政の関係をどのように改善していくかが重要である。学校と行政の関係の改善の第一歩は、学校外部による教育評価を導入していくことである。「総合的な学習の時間」のように、教科の内容を越えて、教育内容の専門性や領域が拡大すればするほど、教師だけの教育評価では対応できなくなる。すなわち、教師は、「総合的な学習の時間」の調べ方の度合い、取組の過程や姿勢に関しては評価できるが、内容面の専門性に関する評価については、その分野の行政職員や保護者等の評価の導入も重要なものとなる。子どもたちの成果発表会に、関係者・協力依頼者に講評をもらうことも良い。また、「総合的な学習の時間」に関する学校運営自体に対する評価も導入していくことである。学校と行政がうまく連携できたかどうか、行政からの協力度を高めるための学校運営は適切であったかどうかなどの評価を導入すべきである。

### 3 教育委員会への提言

#### (1) 教育委員会の制度と組織

教育委員会という組織は、住民はもとより行政職員にとっても教職員にとっても大変分かりにくい組織のようである。ここでは教育委員会の制度と組織について説明する。

#### ア 教育委員会の制度

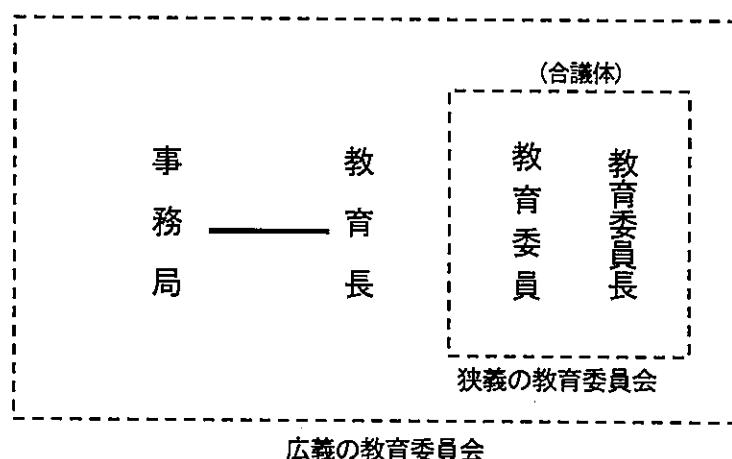
地方自治体が、教育・学術・文化に関する事務を行う場合は、その性質上「政治的中立を維持すること」「行政が安定していること」「住民の意思を反映すること」が求められる。これらに応えるため、都道府県及び市町村には、知事又は市町村長から独立した行政委員会として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいた教育委員会が設置されている。埼玉県教育委員会は6人の委員、各市町村教育委員会は5人の委員で組織され、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者の中から、首長が議会の同意を得て任命する。委員の任期は4年で、教育委員長は教育委員の中から選出される。教育委員長の任期は1年で、教育委員会の会議を主宰し教育委員会を代表する。教育についての方針・施策は、この教育委員会での合議によって決められている。

#### イ 教育委員会の組織

教育委員会は教育委員によって構成される狭義の教育委員会と教育長の下に置かれる事務局又は社会教育施設など出先機関を含めた広義の教育委員会ととらえる必要がある。ここでは広義の教育委員会について説明する。(図表4-3-1)

教育委員会には教育長とその事務局が置かれている。市町村の教育長は委員としての任期中在任し、教育委員会のすべての会議に出席し議事について助言する。また、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、所属の職員を指揮監督する。

図表4-3-1 教育委員会の組織



また、教育委員会の職務については地教行法<sup>4</sup>第23条に次のように規定されている。

(教育委員会の職務権限)

- 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
  - 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
  - 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
  - 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関するこ  
と。
  - 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関するこ  
と。
  - 六 教科書その他の教材の取扱いに関するこ  
と。
  - 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関するこ  
と。
  - 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関するこ  
と。
  - 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利  
に関するこ  
と。
  - 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関するこ  
と。
  - 十一 学校給食に関するこ  
と。
  - 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関するこ  
と。
  - 十三 スポーツに関するこ  
と。
  - 十四 文化財の保護に関するこ  
と。
  - 十五 ユネスコ活動に関するこ  
と。
  - 十六 教育に関する法人に関するこ  
と。
  - 十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関するこ  
と。
  - 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関するこ  
と。
  - 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関するこ  
と。

以上のように教育委員会の職務は大きく学校教育と社会教育の2つの領域にわけるこ  
とができる。学校教育行政については学校の設置や学区の指定、就学事務、教職員人事  
さらには学校施設設備の管理などといった学校教育の管理に関する事務と、学校における  
教育課程や学校経営の指導に関する事務がある。また、社会教育については生涯学習  
の推進、青少年や高齢者に関する社会教育、生涯スポーツや文化・芸術の振興、文化財  
保護などの社会教育に関する事務がある。

教育委員会事務局の職員には指導主事、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置くとしている。実際には職員は一般行政部局から出向されている行政事務職員、社会教育主事や学芸員、司書などの専門職、そして学校の教職員出身の指導主事から構成され  
ている。特に学校への指導に係る指導課や学校教育課などは教職員出身者が多  
い。それは指導主事の役割が学校における教育課程、学習指導その他の学校教育に関する専門的

<sup>4</sup> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日 法律第162号）

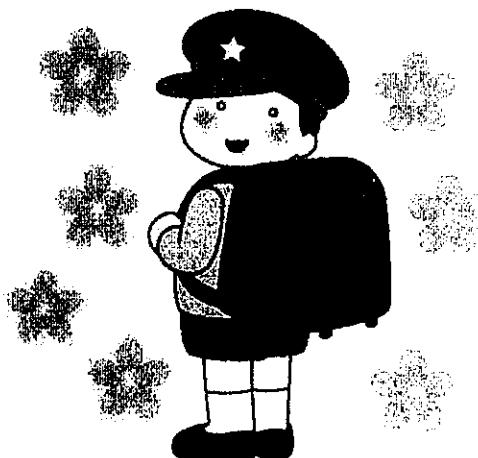
事項に関する事務を担うものであり、指導主事は「教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験があるものでなければならない」とされているからである。すなわち「総合的な学習の時間」の趣旨や評価についても当然ながら指導主事が専門的な立場から学校に対して指導助言、支援を行っている。したがって、学校との連絡調整を円滑に行うためにも教育委員会の職員の中でもとりわけ指導主事に相談することが望ましい。

### 指導主事の先生方

役所の中で、「先生」と呼ばれる方が結構いますが、指導主事も「先生」と呼ばれます。なぜなら、指導主事は、ほとんどが学校現場で10年以上教師の経験を積み、さらに昇格試験に合格した正真正銘の学校の「先生」なのです。教育委員会で行政経験をし、いずれまた学校へ帰っていきます。指導主事は教育委員会の中でも一番学校現場に近い立場にいるのです。

ですから、行政が学校との連携を考える上で指導主事といかに連絡調整を行うかが重要なポイントとなります。静岡市の子ども担当設立に関する情報政策課の担当者と指導主事との綿密な打合せがあったからこそ短期間で実現できたそうです。

ところが、指導主事は朝から晩までいつも忙しい。学校に出かけていたり、県からの調査に追われたり、教育委員会の会議に出たり…、そして、とても仕事熱心です。学校からの協力要請に基づき行政との連絡調整も図ってくださいます。学行連携のキーパーソンはやはり指導主事の先生方なのです。



なお、埼玉県川口市<sup>5</sup>では次のような組織構成<sup>6</sup>となっている。

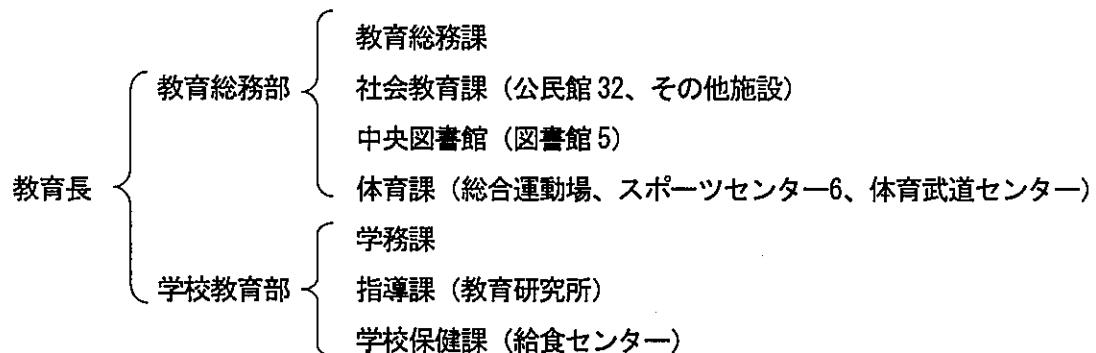
<川口市の事例>

① 施設数：小学校 47、中学校 24、市立高校 3、市立幼稚園 2

② 職員数<sup>7</sup>：597 人（教育総務部 351 人、学校教育部 246 人）

③ 組織

教育委員会



④ 業務内容

教育総務課…教育行政の総合計画・調整、学校施設の新・増・改築工事及び補修工事、  
教育局及び教育機関職員（学校教職員を除く）の人事・服務、職員の給与等  
社会教育課…社会教育事業の推進、人材バンクの登録、公民館・婦人会館等の管理運営、  
文化財の保護等  
体育課…体育指導者の研修指導、スポーツ・レクリエーションの普及振興、  
スポーツ団体・クラブの育成指導、スポーツ施設の管理運営等  
学務課…学校教職員の人事・服務、学校運営の監督、学校関係物品の購入、  
児童・生徒の入学・転校、奨学資金の貸付、学区の制定改廃等  
指導課…教科指導、教科外指導、教育研究団体に関する指導、教育研究、教材備品、  
修学援助、国際理解教育等  
学校保健課…学校給食、児童・生徒・教職員の健康診断、医療扶助等

⑤ 職員の区分

教育総務課…教育長は教員職、それ以外は行政からの出向

社会教育課、図書館…数名が専門職、それ以外は行政からの出向

体育課…教員職と行政からの出向

学務課…教員職と行政からの出向

指導課…大半が教員職（指導主事）

学校保健課…専門職と行政からの出向

<sup>5</sup> 人口 481,050(H15.2.1現在)

<sup>6</sup> 組織はH15.1.1現在

<sup>7</sup> 職員数はH14.10.1現在

## (2) 教育委員会と学校

### ア 学校が求めているもの

「総合的な学習の時間」への取組にあたっては、新しく創設された学習であることや、具体的な目標や内容にあたる部分は、各学校で計画していくことを求められているなどの理由により、学校は、「総合的な学習の時間」に活かせる情報を「たくさん収集したい」という願いをもっている。また、暗中模索の状態である現在、学校は「総合的な学習の時間」のテーマや教材を新たに開発していく必要性や、「総合的な学習の時間」の趣旨とねらいに迫り、子どもたちにより深い追究活動をさせるためには、地域の様々な人々の協力や、行政機関との連携・協力を求めていくことが不可欠であるという認識をもつようになってきた。

そして、子どもの多様な活動を支援する人材の確保や、行政との連携を図るという点において、今までの教材研究の方法や手段では対応しきれない状況が出てきた。実際に、どこに、どういう専門的な知識や技術をもつ人材がいるのか、行政各課所にはどんな支援をしてもらえるのか、依頼する場合の手続きはどうするのか、などの課題が生じたのである。例えば、学校が『福祉』をテーマとした「総合的な学習」を行うことにしたとする。子どもたちに、より良い課題づくりをさせるために、車椅子体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験などをさせたいと考えた。しかし、学校には車椅子をはじめ、疑似体験をさせる教材や道具がない。また、福祉に関する専門的な知識をもつ人材がいないという事実にぶつかる。そこで、学校外の教育力を活用しようということになるが、一体どこに問い合わせをしたら良いのか、という問題に行き当たる。そのとき、学校が頼みの綱となるのが、日ごろから学校に対して指導・助言・援助を行っている「教育委員会」ということになる。

アンケート結果からも、学校が行った「行政への協力要請の数」や「学校が行政に求めている内容（1位 学習への運営支援、2位 情報提供等）」からも裏付けられるように、学校が教育委員会に求めているものは、行政機関と連携していくための「橋渡し的（窓口的）」な役割と、「総合的な学習の時間」に活用できる人材に関する情報や、行政機関の情報提供及び支援ということが考えられる。

### イ 教育委員会から学校への支援

各学校が「総合的な学習の時間」を推進していく上で、行政の力を必要としているという実態から、教育委員会としては、行政と学校との間にたち、「橋渡し的な役割」を考えていかなければならない。

ここで、留意しなければならないことは、学校側の主体性を保持する点である。先進事例の中にも、連携が長期的になると、本来、学校の計画の中で、行政の力を借りていくものであるにもかかわらず、計画からすべて行政に依存してしまう傾向もみられる。

あくまでも、各々の学校の「総合的な学習の時間」のねらいを達成するための活動であり、主体は学校であるということについては、教育委員会としても各学校に指導していくなければならない。

### (3) 教育委員会と行政

これまで行政からの教育委員会への働きかけは、事業の対象が子どもとなったとき、子どもたちの作文や絵画募集などの「動員のお願い」や、ゴミの問題などの「啓発」が専らである。それは、個人への働きかけより、学校という組織を通じての働きかけのほうが、参加者の獲得が確実かつ容易なためである。そこで学校を指導監督する教育委員会へ事業参加の依頼となっていく。

しかし、これは多くの場合、一方的な行政の都合からの働きかけであり、相手の意向を閲知していない。そのため、摩擦が起きてきた。

では、「総合的な学習の時間」に関してはといえば、一部の先進自治体をのぞき、ほとんどの行政機関がその趣旨を認識していなかった。認識不足の中、学校や子どもからの働きかけを受け、戸惑いから摩擦が起きてきた。そして、行政からの苦情や要望が教育委員会へいくのである。

なぜ、苦情や要望が直接学校ではなく教育委員会へいくのか。それは、教育委員会が学校を指導監督する立場であると同時に、ひとつの「地方行政機関」であり、行政から見れば同じ行政職員も在職し、学校より近く感じる窓口だからである。

ところが、アンケートからも分かるとおり、教育委員会が行政に対して「総合的な学習の時間」に関する働きかけとして、趣旨説明を行っているところは約62%にとどまっている。行政に対して、積極的に情報提供をしているとは言い難く、主に学校に対する苦情等の対応窓口にとどまっている。

教育委員会は、行政からも学校からも橋渡し的役割を求められるのである。

### (4) 「橋渡し役」としての教育委員会

本来、学校と行政の連携がスムーズに行っていれば、「橋渡し役」が存在する必要もない。だが、現状はお互いが必要と感じながらもどのように手をつないだら良いのかとまとっている状態である。そこで、まず初動期においては、教育委員会は、学校と行政をつなぐ橋渡しとしての役割が期待されるのである。

### 《橋渡し的役割》

- ① 教育委員会は、行政側に対し「総合的な学習の時間」についての説明を行う。
- ② 教育委員会は、各学校がどのような行政機関に協力依頼を求めているのかを把握し、行政側に情報の提供をしていく。
- ③ 教育委員会は、学校に対して、行政としての業務に支障をきたすことなく、より計画的な連携ができるよう、協力依頼の方法など、提示をしていく。
- ④ 教育委員会は、各学校に対して、「総合的な学習の時間」に関する行政側の情報を提供していく。
- ⑤ 教育委員会は、行政側からの学校への苦情や要望、また、学校から行政側への苦情や要望などをクッション的な立場で受け止め、連絡調整や適切な指導助言を行う。

そこで具体的な調整の流れの一例を提案する。

年度末あるいは年度始めに、行政側の部局長会議等において、教育長若しくは教育部長が、各部局長に対して、「総合的な学習の時間」に関する説明を行い、協力を求める。

説明を受けた各部局長は、所管する各課所に対し協力するよう説明する。

教育委員会は各課所の職員に対して、「総合的な学習の時間」について説明会（研修会）を行う。

各課所では、それぞれ担当者（子ども担当）を置き、学校に対し所管する事務内容について提示し、学校からの人材派遣や情報提供の依頼に対応する。

学校は、行政の協力に対し発表会などの場面において、情報提供を受けた職員などを招待し、行政側にその実績を紹介する。

「総合的な学習の時間」が創設されてから、間もないということもあり、行政と学校との円滑な連携、協力が推進されているとは言い難い。教育委員会としては、学校に対して「総合的な学習の時間」の研究が深まるよう、情報提供や教職員の資質向上を含めた研修の充実を図ると共に、行政機関の一部として、行政各課所に対して「総合的な学習の時間」への理解をより一層求めていくなど、行政内部における連絡調整役を積極的に努めていくことが重要である。

### (5) 「橋渡し」を進めるために

では、教育委員会のこの学校と行政との「橋渡し役」を、より円滑に効果的に進めていくためには、どのようなことが必要であろうか。ここでは「連携推進体制づくり」「学校教育と社会教育の協働」「学社連携・学社融合」を提言したい。

#### ア 連携推進体制づくり

まず、学校と行政との「橋渡し役」を教育委員会が担うためには、連携を進めていくための体制づくりが必要である。

##### ① 教育委員会の窓口

今回の研究会では行政・学校の窓口が分かりづらいとの意見が出された。それはアンケート調査からも明らかである。学校側は行政との連絡調整等の役割及び窓口を教育委員会に期待している。教育委員会へのアンケートでも9割の教育委員会が「学校と行政が連携して、総合的な学習の時間を実施するにあたり、あいだに教育委員会が入り連絡調整などを行う必要があると思われますか」との問い合わせに、何らかの役割があるとしている。このことからも学校と行政との連携をはかるためには教育委員会がパイプ役として連絡調整等をおこなう必要がある。

そこで、教育委員会内に学行連携のための「総合的な学習の時間」担当を設置し、学校側、行政側双方の窓口を明確化、一本化する必要がある。学校から行政からのニーズに「即対応できる」窓口でなければならない。この担当者に誰があたるかは教育委員会の組織構造によっても異なるであろうが、学校との連携を重視するのであれば指導主事が妥当である。また、指導主事ならば、こうした学校と行政との連携を通じて、学校の自主性・主体性を保持しながら「開かれた学校づくり」への意識改革や行動変容を促すことができる。

一方、一本化された窓口ではなく、学校と行政が直接連絡をとるほうが効率的であるという意見も出されている。それには、教育委員会の窓口の明確化と平行して、静岡市の「子ども担当」のように行政側が窓口対応できる体制づくりを、教育委員会側からも積極的に働きかけることが必要である。

## ② 専門職員やボランティアの配置

行政や地域と連携を通じた「総合的な学習の時間」を展開するにあたって学校では調整役すなわちコーディネーターが必要となる。本来ならば担任教師及び教頭がその役を担うわけであるが、現状では時間的・人員的な制約などにより、なかなかうまくいっていない。そこで、教育委員会に「総合的な学習の時間」や地域活動を支援する専門職員やボランティアを配置し、コーディネーターとして行政や地域との橋渡し役を担わせる。

### 「地域教育指導主事」～学校・家庭・地域社会の連携の要～ (高知県の事例)

高知県で「土佐の教育改革」の一つの目玉として地域ぐるみの教育のコーディネーター役として「地域教育指導主事」が、97年度13名、98年度に新たに18名県から派遣され、99年度からは53の全市町村に配置されている。

#### 目的 地域の教育力の向上への支援

#### 事業内容

- ・ 「地域教育推進協議会」への指導助言  
(「地域教育推進協議会」とは、行政、学校、PTA、教育相談員、子ども会の指導者などから成る市町村の組織で、開かれた学校づくりのための事業等を企画実施する)
- ・ 青少年の地域活動の企画
- ・ 家庭教育支援
- ・ ボランティアとの連携
- ・ PTAとの連携等

### 「指導主事（地域教育担当）の派遣」

(鳥取県の事例)

鳥取県では、学校・家庭・地域社会のより一層の連携強化を進めるため、平成13年度から町村教育委員会の求めに応じて指導主事（地域教育担当）を派遣している。

#### 目的 それぞれの町村の抱える教育課題を速やかに解決させるため。

そこで、教師としての指導力とノウハウを生かして、具体的な連携計画を立案したり、地域住民への啓発活動をしたりするなど、学校と家庭、地域社会のいざれにもかかわりを持ちながら、それらをコーディネートするために派遣している。

なお、埼玉県でも社会教育主事の派遣制度を行っているが、派遣数も少なく、主体は社会教育や社会体育であることから性格が若干異なる。この地域教育指導主事の強みは学校・家庭・地域社会の連携強化と開かれた学校づくりへの指導助言と、学校との関係において（派遣も含めた）社会教育主事よりもかかわりやすいところにある。

したがって、こうした地域教育のコーディネーターとしての役割を担い、「総合的な学習の時間」を支援する橋渡し的存在としての指導主事の配置を各市町村教育委員会において検討していくべきである。

### ③ 会議の利用・開催

学校と行政が連携するためには相互理解が必要である。まず、教育委員会は学校に対しては「校長会」、行政に対しては「部課長会議」などを利用し、積極的に情報提供及び意見交換していくことが重要である。そして、学校には「開かれた学校づくり」を進めるためには外部との協働が重要で、これが教師の意識改革につながるとともに、何よりも子どもたちにリアルな情報を提供することができるこことを伝える必要がある。さらに、行政に対しては「総合的な学習の時間」についての説明や学校の状況を説明し、行政職員の理解不足を解消していかなければならない。

さらに、双方の情報交換・意見交換を行うための会議を「橋渡し」的役割の教育委員会が主催し、相互理解を図ることが連携を円滑に進めていくためには有効である。学校側からは学校や子どもたちの状況や「総合的な学習の時間」についての説明や支援協力の依頼を行う。一方行政側からは子どもたちの受け入れ態勢を説明し、学校への事業協力を依頼する。こうした会議を経ることで不用意なトラブルを回避することができる。

### 研究会こぼれ話⑦ 一誰が言いたしちゃ？一

今回の報告書の中で、「行政と学校との連携」を始めるにあたり「連絡会議」の開催や、「部局長会議での依頼」などを提案している。研究会でさらに議論する中、この提案を実施に移すには「誰が言いたしちゃ？」ということになった。さあ、大変だ！

現実問題を考えると「行政は学校からの依頼があれば協力するけど、言い出しじゃしない。」「学校側も、よっぽど困った状態にならないと依頼はきっとしない。」「教育委員会はどちらからでも要望があれば動くけど、自主的には動かないでしょ」…。

あれ、あれ、それじゃ、この提案、ぜんぜん採用されないじゃん…。

「こんな大きな（？）問題！ 解決できないよ！」となった。でも、その答えをあるヒアリング先で聞いた。その方は、「誰が最初に始めてもいいんですよ。気がついた人が始めれば。」「順番や立場を気にする人がいるけど、その人には面子を保てるように配慮してあげれば、文句は言わないよ。」「日ごろのコミュニケーションが大切よ」「だって自分の子どものためでしょ」と笑って話してくれた。

いや、そのとおり！「自分の子どものためでしょ」「住民のためでしょ」

これをつい忘れちゃうんですよね。公務員失格ですよね。反省しました。

そうそう、本題の「連絡会議等の開催だけど」これ教育委員会が主体的に取り組むべきだと私は思うな。だって、両方（行政と学校）の立場を理解しているんだから、その本音を酌んで一肌脱ぐことができると思うんだ！でも、「一肌脱ぐ」には学校や行政各課のサポートが絶対必要！

十分「暖かい環境」をつくらないと。寒くては「一肌脱げない」よね。

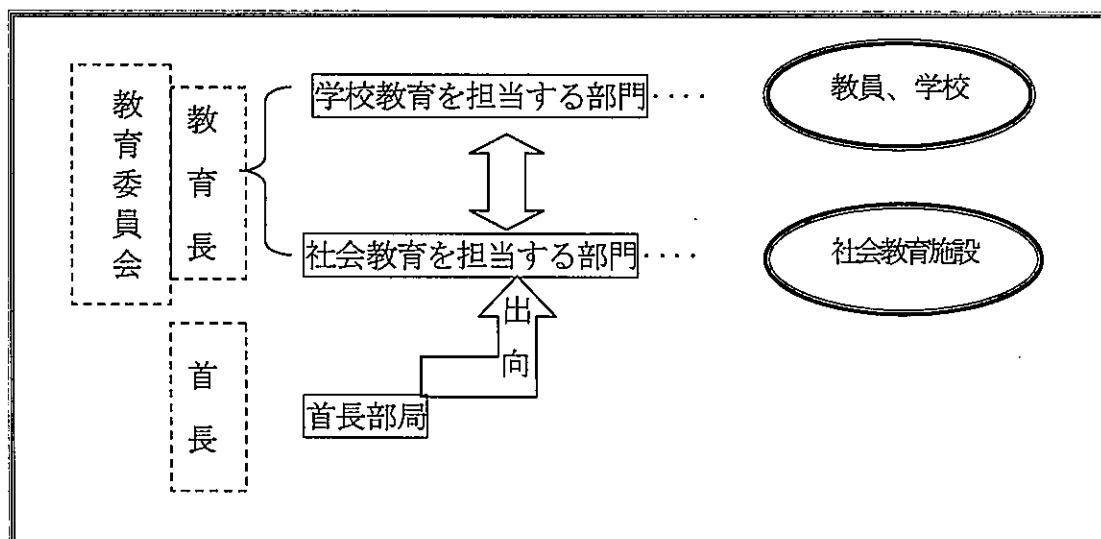
## イ 学校教育と社会教育の協働

学校と行政との連携の第一歩は、教育委員会内において、学校現場と直接かかわっている「学校教育」と行政の手法を心得ている「社会教育」とが協働することである。

前述の組織の説明でも触れたが、教育委員会内においても「学校」と「行政」が存在する。教育委員会（ここでは特に市町村）の構成は、学校教育を担当する部門と社会教育を担当する部門の二部構成が通常である。前者は基本的に教員・指導主事等の学校関係の職員が中心であるが、後者は首長部局からの出向者の職員が中心であることが多い。

(図表4-3-2)

図表4-3-2 教育委員会と首長部局の関係



実情、これまでには社会教育と学校教育との連携は十分とはいえないかった。

そもそも、社会教育法における社会教育行政が対象とする定義が「学校教育法に基づき、学校教育課程として行われる教育活動を除き」となっていたため、なかなか子どもを対象とした教育の領域、つまり学校教育に踏み込むことができなかつた。そのため、教育委員会内においても、社会教育と学校教育との連携は十分に進められず、結果として両者の間に「壁」ができてしまった。

その一方、社会教育に携わる職員は行政の出身者が多く、また、社会教育行政を担う社会教育主事が行政手法を学んでいるなどの理由から、教育委員会内の社会教育は行政との連携が比較的スムーズに進められてきていた。

本来であれば、学校教育が苦手とする行政との連携においては、身近にある社会教育が手助けをすることで、行政と学校との相互理解を深める仕組みをつくることができる。また、現在までに社会教育が作り上げてきた社会教育事業も学校教育と社会教育が手を携えることにより、学校においても有効に活用することができる。

## ウ 学社連携・学社融合

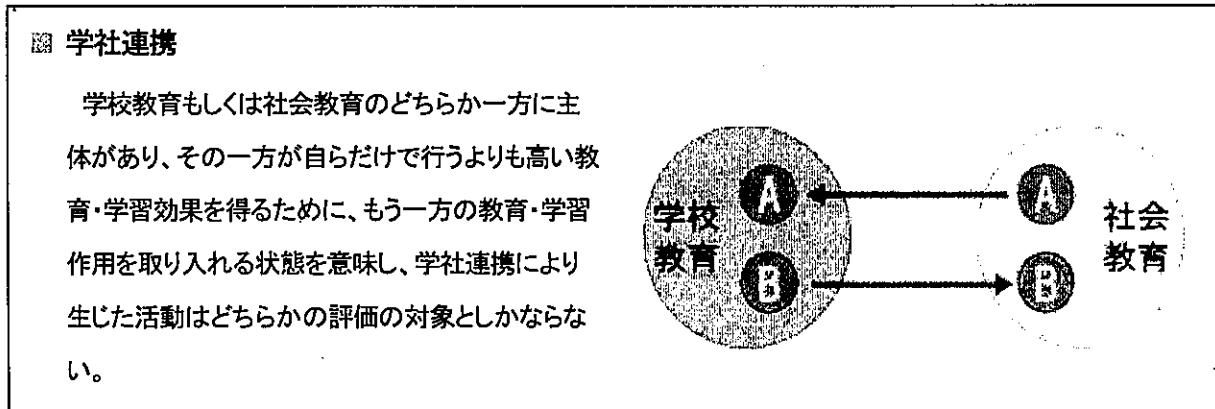
### ① 学社連携

実は先進的な教育の分野においてはすでに学校と社会教育が連携（学社連携）して、授業への専門職員や地域人材の派遣、地域教材の利用、地域への学校施設の開放などを行われている。こうした実績を教育委員会は学校と行政との連携のために活用することにより、より充実した「総合的な学習の時間」の支援・協力をを行うことが出来る。そこで、教育委員会における学校教育と社会教育が連携して、学校と行政との連携が必要な場面に、学校側が必要としているものを、行政に対して支援・協力の要請し、情報提供の手続きなどの「橋渡し」を行うのである。（図表4-3-3）

社会教育担当には一般住民向けに「人材バンク<sup>8</sup>」や「出前講座」など数々の生涯学習データベースや学習プログラムとして用意している。それと同様に学校のニーズに応じた「学校向け」データベース化を進め、学校と行政の連携を支援していくことも必要である。学校への支援は生涯学習社会の実現に向けた基礎づくりとしてあらゆる支援を惜しまぬことである。

学社連携はあくまでも学校側のねらいを実現するために、学校側において不足しているリソース（ヒト・モノ・カネ・情報などの資源）を社会教育側が提供するというものである。このことは、社会教育側においても同様であり、一方的な相互補完関係といえる。（図表4-3-3）

図表4-3-3 学社連携のイメージ



（鹿沼市ホームページより）

<sup>8</sup> 教育委員会の生涯学習担当では、講師や指導者などの人材情報や施設に関する情報、学級・講座情報を一定の目的で集積し、データベース化している。その中でも特に人材情報に関するものを「人材バンク」と呼ぶ。これは、生涯学習を支援する目的で様々な分野で優れた知識や技術を有する地域の人々を指導者として登録し、住民の求めに応じて情報を提供したり、講師として派遣したりするシステムである。

<sup>9</sup> [http://www.city.kanuma.tochigi.jp/Services/Gakushuu/Yuugou/index\\_Yuugou.htm](http://www.city.kanuma.tochigi.jp/Services/Gakushuu/Yuugou/index_Yuugou.htm)

## ② 学社融合

そこで、学社連携をさらに一步進み、「協働」によって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする「学社融合」という考え方が、平成8年の生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」の中で次のように提言されている。

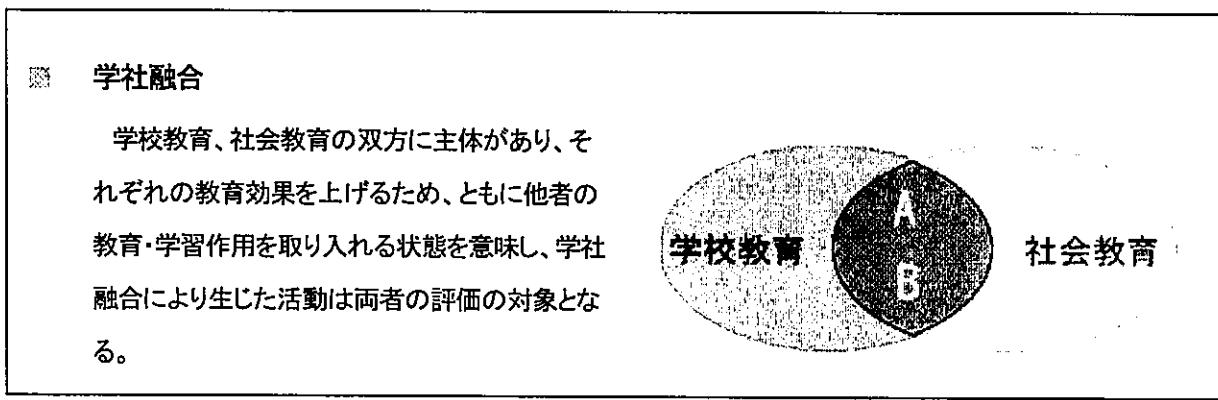
従来、学校教育と社会教育との連携・協力については、「学社連携」という言葉が使われてきた。これは、学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を發揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力しようというものであった。

(中略)

学社融合は、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一步進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうという考え方であり、学社連携の最も進んだ形態と見ることもできる。このような学社融合の理念を実現するためには、例えば、学校が地域の青少年教育施設や図書館・博物館などの社会教育・文化・スポーツ施設を効果的に利用することができるよう、それぞれの施設が、学校との連携・協力を図りつつ、学校教育の中で活用しやすいプログラムや教材を開発し、施設の特色を活かした事業を積極的に展開していくことが重要である。これによって、学校だけでは成し得なかった、より豊かな子どもたちの教育が可能になるものと考えられる。

つまり、「学社融合」とは学校における教育活動と社会教育における教育活動が「部分的に重なる」ということに着目し、その重なった教育活動を単なる「資源交換」や「相互補完」にとどまらず、双方が「協働」して、一つの活動として共通目標を実現していくとするものである。(図表4-3-4)

図表4-3-4 学社融合のイメージ



(鹿沼市ホームページ<sup>10</sup>より)

<sup>10</sup> [http://www.city.kanuma.tochigi.jp/Services/Gakushuu/Yuugou/index\\_Yuugou.htm](http://www.city.kanuma.tochigi.jp/Services/Gakushuu/Yuugou/index_Yuugou.htm)

### 学校（教育）と社会教育が連携した事例

T中学校では「総合的な学習の時間」において自然体験、勤労体験などの体験学習で社会教育担当が窓口となり、担当教師と定期的に打合せを行いながら年間の学習を進めてきました。村有地を利用した蕎麦づくり体験では社会教育担当が経済課農林担当と連絡調整を図り、県農林振興センターから資料提供や指導を受けることができました。また、地域の農業経営者にも連絡し、実際の種まきから収穫までの指導していただきました。もちろん、事前に指導主事にも了解を受け、実施後は報告するなど教育委員会内部での連携も怠らなかった。実際に問題が発生した場合も指導主事に報告し、指導主事から校長へ連絡をしていただいたこともあります。窓口を明確にし、内部調整も確実に行うことによって学校への支援が充実したものになりました。

このような「学社融合」に向けてどのような取組が必要なのだろうか<sup>11</sup>。

まず、学校側においては「開かれた学校づくり」と「教師の意識改革」が課題である。新学習指導要領に基づく指導をおこなっていくためには「開かれた学校づくり」なしに子どもたちの「生きる力」を育くむことはできない。さらに、教師自身も地域との協働なしには「総合的な学習の時間」の充実は困難であることに気付くべきである。また、そのためには行政をはじめとする外部資源の活用することが効果的である。そして、教育委員会は学社連携・融合の実績を踏まえ、学校と行政との連携を図るべく、「橋渡し」的存在として連絡調整を行うことによって学校を拠点とする子どもたちの「生きる力」と、地域の教育力を育むことができるのである。

### 研究会こぼれ話⑧ 一調整担当（橋渡し役）の重要性一

最近行政組織の中に「計画調整課」や「事業調整担当」などと呼ばれる課所がある。この課所の多くの役割は、計画部門と事業実施部門の橋渡し役を行う課所であり、立案した計画を実施に移すためのもうもの問題をいろいろな機関と調整し解決しなくてはならない。「調整し解決する」と言葉では簡単だが、そうはなかなか上手くいかない。だからこそ、昨今この課所が設置されるようになってきている。

「行政と学校との連携」における調整担当（橋渡し役）は、多くの場合教育委員会と考えられる。設置された経緯は違うかもしれないが、調整担当としての役割は同じであり、その重要性も同じである。その意味で「総合的な学習の時間」を契機とした「行政と学校の連携」を上手く機能させるかは、教育委員会の働き次第ともいえる。

もちろん、行政や学校の協力があってこそ、その役割を担うことができるのではあるが。

改めて、今回の研究会を通して、より一層、教育委員会の役割の重要性を感じている。

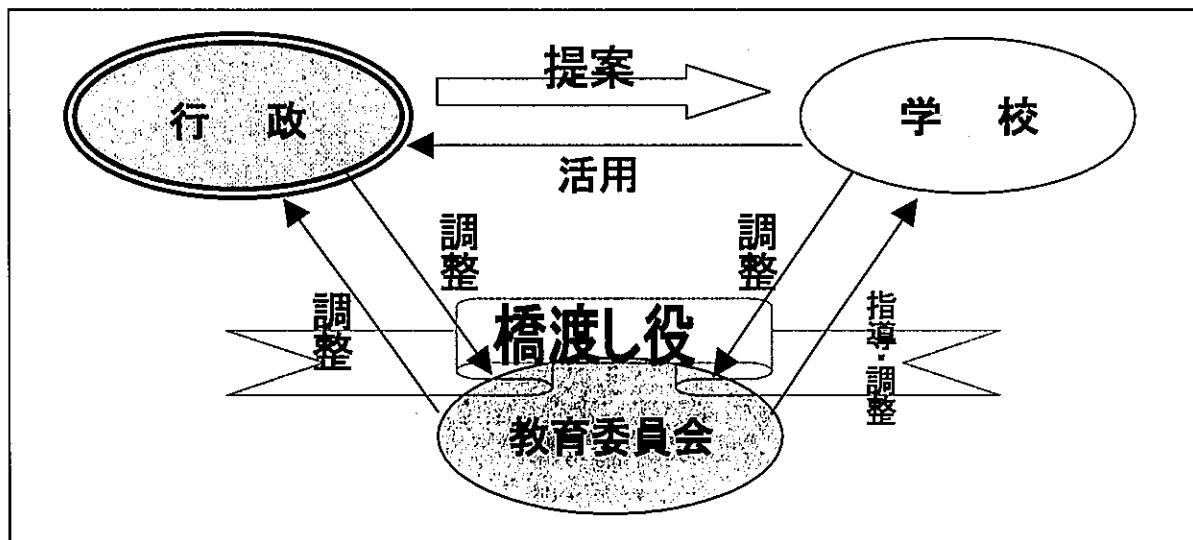
<sup>11</sup> 学社融合の成果については第3章先進事例（9）の北海道苫前町の事例を参照。

#### 4 行政と学校の連携の在り方

本章では、行政と学校の連携の在り方について、行政、学校、教育委員会という3つの組織の視点から提案してきた。その中でもとりわけ、教育委員会が行政と学校の双方のコーディネーターとして重要な役割を果たすことを、ここであらためて強調したい。また、行政と学校の連携は、それぞれからのアプローチ、つまり行政から学校へのアプローチと、学校から行政へのアプローチという二つの視点にわけて連携の在り方を整理することで、この章の提案がそれぞれの組織で、より有効に機能するものと考える。この二つの視点から、行政、学校、教育委員会の連携相関関係を整理するため、簡潔に図で示す。

行政から学校へのアプローチについては、まず行政が「総合的な学習の時間」を通じ、学校そしてその先にいる子どもたちや地域を対象とした行政事業を提案する。そして学校は「総合的な学習の時間」の教材として行政事業を活用し、子どもたちの教育に役立てる。  
(図表4-4-1) このことは行政からのニーズを起点とした行政と学校の連携といえる。

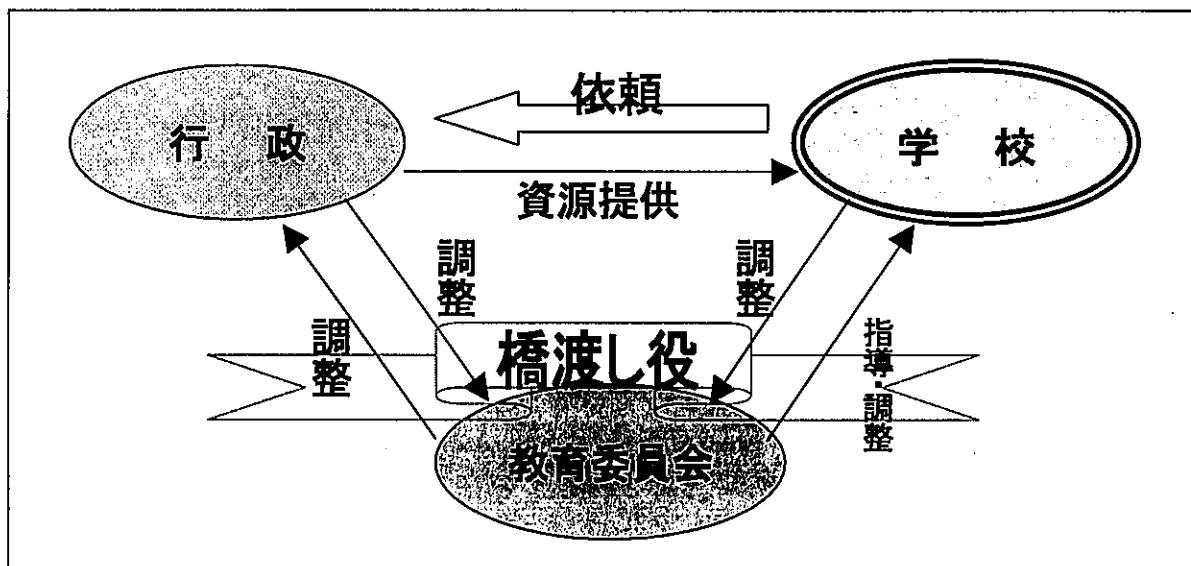
図表4-4-1 行政→学校へのアプローチ



一方、学校から行政へのアプローチについては、まず学校が「総合的な学習の時間」を進めて行くにあたって、その教材となる行政へ協力依頼をする。そして行政は「総合的な学習の時間」の教材となる施設、備品、資料、情報、人材等の資源を学校へ提供する。(図表4-4-2) このことは学校からのニーズを起点とした行政と学校の連携といえる。

いずれのアプローチについても、教育委員会は、行政と学校の連携を円滑に進めるべく、行政および学校の調整役として機能する。この役割の必要性は、もともと組織としてのつながりが希薄な行政と学校の関係をうまく結びつけるため、従来から行政、学校と一定のつながりをもつ教育委員会が、両者の橋渡し役として介在するところにある。

図表4-4-2 学校→行政へのアプローチ



このことをいいかえると、「総合的な学習の時間」を通じた行政と学校の連携が進み、行政と学校の関係が密になれば、教育委員会が両者の調整役として介在する必要はなくなる。つまり、本章で提案した行政、学校、教育委員会という三つの組織の視点からの行政と学校の連携の在り方は、それぞれの提案が実現し、行政と学校の関係が深まれば、単純に行政と学校という二つの組織で、自然に連携が生まれることとなり、それが本研究会の理想でもある。

**研究会こぼれ話⑨ 一まずはやってみよう！一**  
「100点の提言×0歩=0点<20点の提言×0.1歩=2点前進」

研究会のなかで、「どんないい提言も、やらなきゃ0点だよね」という会話があった。政策提言を行う自治人材開発センターとしては何より厳しい指摘である。それは、同様に私たち研究員とて同じことがいえる。つまり、私たちがどんないい提言や考えを出しても、自分たち自身が実行できないようなものでは、当然他の人は賛同してくれない。そこで、まず「自分たちでやってみよう！」ということになる。「上手くできなくてもいいじゃないか、新たな取組だ、失敗したらそれを次の糧にしてやってみよう」ということで始まった。（でも、失敗しないように最善を尽くしています。）

第5章はその取組紹介の章である。まだ、まだ始まったばかり、今後どんな展開になるか分からぬが、その過程を大切にしながら、研究を進めていきたい。

読者の皆さん、今後の私たちの展開を楽しみにしていてください。応援してくださいね（＾＾）／

## 第5章 ケーススタディ～「税」と「総合的な学習の時間」

本章では、前章までに述べた課題や提言について、具体事項を交えて検証し、今後の「『総合的な学習の時間』を通じた学校と行政の連携」の実施に向けて示唆していく。そして検証に当たって取り上げるテーマは、行政において重要な「税」とする。

### まず前提として

現在、河川や里山、町の商店街といった自然環境や地域と密接に関連しているフィールドを活用し、多種多様な「総合的な学習の時間」が進められている。しかしながら一方で、インターネットの検索や読物資料などを利用して学習を進めるケースも見受けられる。このようなケースでは、本来の「総合的な学習の時間」のねらいを達成できなくなってしまう。また、内容や評価方法などが均質化してしまうことで、「総合的な学習の時間」の可能性を狭めてしまう。

「総合的な学習の時間」は、その本質として、子どもたち自らがいろいろな分野と連携して幅広いフィールドで学習していくことのできる学習である。

「総合的な学習の時間」の目的である「自己の生き方」を育成するという目標は、前章まででも述べているように学校・行政ともに同じ願いである。しかし、「子どもの生きる力」の育成という言葉は抽象的であり、行政担当者にとっては漠然としすぎて何をどのようにすれば良いのかの判断がしにくく、また支援を求められたときも行政は対応に戸惑ってしまう。しかし、「総合的な学習の時間」のテーマを、行政課題に関連する具体的なカリキュラム（河川学習など）として設定できれば、行政の対応の仕方が具体的なものとなる。また教師は、その提案を活用していくことにより、「総合的な学習の時間」のフィールドの範囲を広げ、授業を進める上での新たな手法を展開できるものと考える。

### 1 今回、なぜ「税」なのか

#### (1) テーマ選択のためのキーコンセプト

「総合的な学習の時間」のテーマとして、今回「税」を取り上げた理由について以下に述べる。

**行政にとって現実に重要な課題であること**

→行政の重要な課題となるフィールドであることから、行政が積極的にアクションを起こすことができる。また、重要度の高さから事業化がしやすい。

**「総合的な学習の時間」になじみにくいと考えられていること**

→「総合的な学習の時間」になじまないと思われているフィールドをテーマとすることで、「総合的な学習の時間」の新たな展開の可能性が見えてくる。

学校と行政が協働して「総合的な学習の時間」に取り組むためには、お互いが活用しあえるテーマの設定が重要であるといえる。

### (2) 行政は具体的に「総合的な学習の時間」にどうかかわるのか

行政が「総合的な学習の時間」に提案を行うとき、行政の目的や規模などにより展開方法が異なってくるケースがある。例えば、国が全国の小学生に発信することと、村が地元の子どもたちに対して伝えたいことでは、最適な提案手法は異なる。

現在、「総合的な学習の時間」へ行政がかかわっていくスタイルとして、二つのタイプがある。一つは教材を作成し学校に提供するスタイル、もう一つは教師と協働して授業をつくりあげるスタイルである。(図表5-1)

図表5-1 行政のかかわるスタイル

個別対応型	教材作成型
① テーマ設定の自由度が高い	① 事業化しやすい
② 不確定要素に対応しやすい	② 教師の選択性の確保
③ すぐに企画できる	③ 教師が導入しやすい
④ 少予算	④ 高い完成度が必要
⑤ 事業化が困難	⑤ 活用されるかどうかが不確実
⑥ 個人への負担が大きい	⑥ 相互の意思疎通がしづらい
⑦ 個人の資質に左右されやすい	⑦ 不確定要素に対応しにくい

「総合的な学習の時間」で、子どもの思い、願いに沿ながら、学校と行政が連携する方法としては、地域の行政と協働して授業を開催し、汎用的に作成された教材を活用していくことが、双方の利点をより活かせるといえる。

### (3) 具体的なかかわりへのポイント

#### ア 時間軸

提案・支援などの要求がある場合、学校・行政のお互いが、年間を通してどの時期にどのようなことをしているのか、どの時期が繁忙期なのか知ておく。お互いそれらを考慮した上で、アプローチをしあうことは、連携において非常に重要なことである。

#### 繁忙期・閑散期

行政と学校、いつが忙しいかということは、お互いなんなくは知っているようで、よく知らないものです。行政担当者は、職場によっても違いますが、10月ごろの予算資料作成や6・9・12・2月の議会開催の時期は、通常業務に加えてこれらに対応するため、特に忙しくなります。また議会開催中は答弁対応のため、出張がしづらい時期もあります。

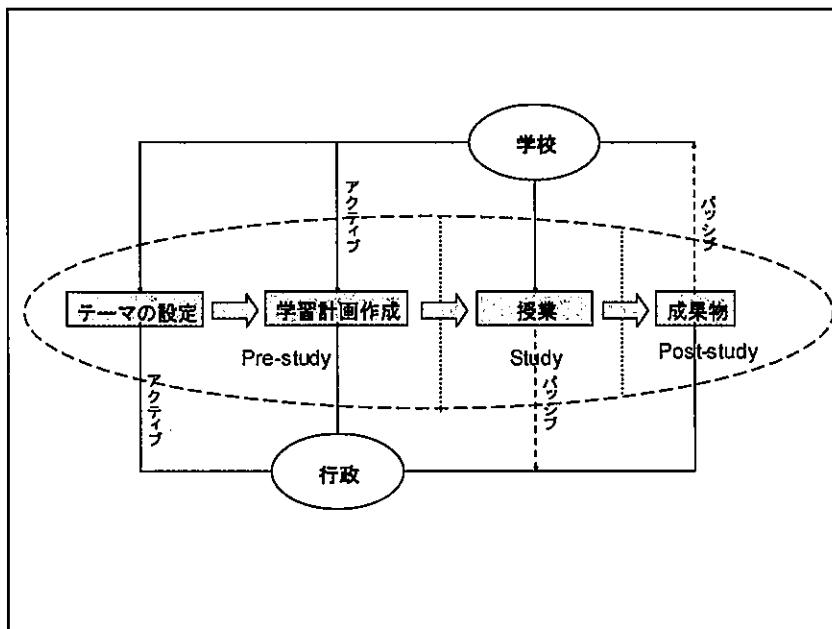
一方、教師の繁忙期は学期始めや学期末になります。また夏休みなどの学校の授業がない時期は、教師にとって閑散期といえる時期であり、自主研究に取り組みやすい時期もあります。

また教師は年間カリキュラムの作成を、前年度の2月下旬～3月上旬ごろから開始するケースが多いので、この時期を見計らって、事前に行政がアクションを起こすことは効率的かつ効果的といえるでしょう。

#### イ アクティブポイント・パッシブポイント

「総合的な学習の時間」の運営の流れの中で、行政は特に、アクティブポイント（積極的に関係できるところ）と、パッシブポイント（受動的に関係できるところ）を明確にしていく必要がある。（図表5－2）

図表5－2 行政アプローチ図



この流れの中で、学校と行政の両方がアクティブポイントとなる、「テーマ設定～学習計画作成」の段階については、詳細な打合わせを行うなどしてとりわけ綿密な調整を心がける必要がある。

また、授業の段階で学校がアクティブポイント、行政がパッシブポイントとなることは、「総合的な

学習の時間」の授業を学校主導のもと進め、必要に応じて行政が関与するというスタイルを取ることを意味する。

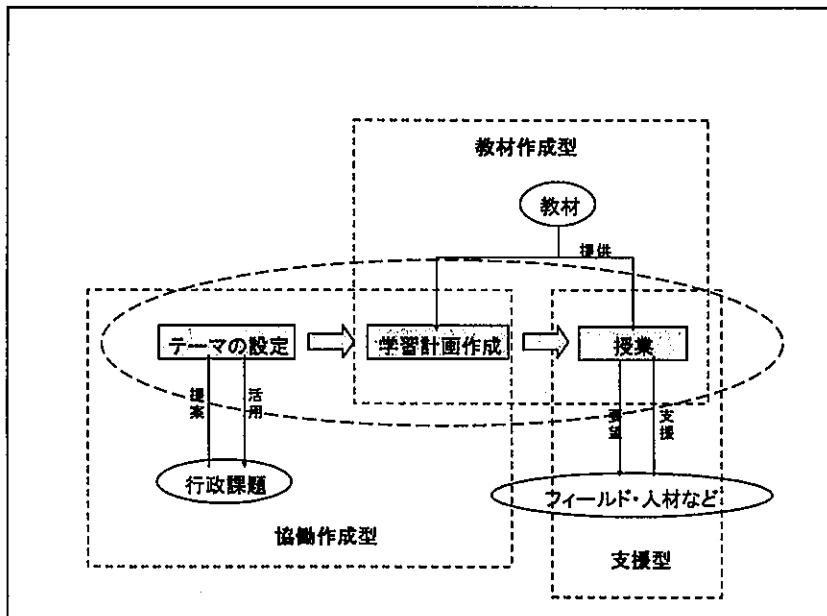
さらに、成果物の段階で行政がアクティブポイントとなることは、学習成果物の行政施策への反映を意味する。（詳細については、本章3節（4）を参照。）



## ウ 連携のタイプ

学校・行政は、お互いどのレベルまで相手を必要としているかを明確にした上で、連携し「総合的な学習の時間」を作り上げていく必要がある。(図表5-3)

図表5-3 行政連携図

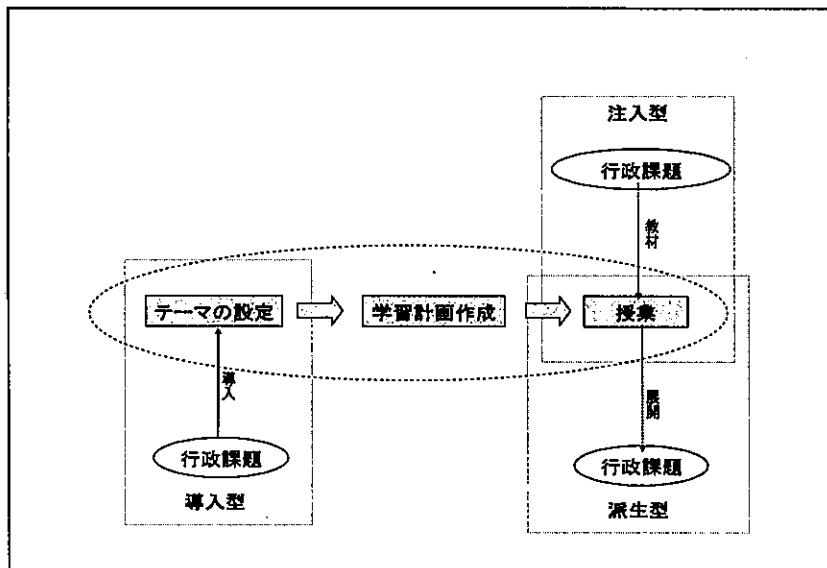


- 協働型（行政は、学習計画カリキュラム作成時から協働して行う）
- 支援型（カリキュラムなどに関与せず、照会などあったときに対応する）
- 教材作成型（内容・テーマについて学校に取り上げてもらいたいことを教材化する）

## エ 学習計画について

行政は、子どもたちに伝えたいことを明確にし、学習計画のどの段階で行政課題を取り込めば良いのか、教師と行政担当者で調整する必要がある。(図表5-4)

図表5-4 学習計画とのかかわり



- 導入型（行政課題をテーマとして導入する／到達点については不定）
- 派生型（導入部については教師が選択する／関連が出てきたときに行政課題を取り上げてもらう）
- 注入型（行政の依頼により単発的に授業で取り上げてもらう）

このように、行政の「総合的な学習の時間」へのかかわり方には様々な方法とそれに応じた利点があり、実際にどのように関連していくかは、テーマや時間や人員などを考慮して検討すべきである。また、常に子どもが主体であることを念頭におきながら、学校と行政は対等の関係として取り組むべきである。

## 2 仮想プラン

本研究会では、「税」をテーマとした「総合的な学習の時間」についての学校と行政の協働作業を具体的に検証するため、両者がアクティブポイントとなる（図表5－2参照）学習計画作成時点までの作業を、仮想的に行った。その結果、75ページにあるような「学校給食」をきっかけとした『学校給食のねだんのひみつ？』というタイトルの仮想プランを提案するに至った。

### （1）仮想プラン作成作業の経緯

仮想プランを作成しようとした当初、「税」をメインテーマとしたプランを想定していた。そこで、浦和税務署に協力を依頼し、教師を交え、具体的に検討を重ねた。

今後の実践を念頭に置くと、導入部で「税」を前面に出した場合、子どもたちが興味を引きにくく、取組が難しいと判断した。そこで「税」をより分かりやすく、子どもたちに親しみやすい形にするために、一宮税務署が作成した教材『税金ってなへんだ？』（20ページ参照）を参考に、「総合的な学習の時間」における具体的なテーマを模索した。

### （2）学校給食を仮想プランとした経緯

「総合的な学習の時間」に『学校給食のねだんのひみつ？』というタイトルで、学校給食に目を向けた経緯には以下のポイントがある。

- ・ どこの学校でも可能であること。
- ・ 学校給食は子どもたちの生活に根ざしていること。
- ・ 食は子どもたちにとって興味・関心が高いこと。
- ・ 子どもたちがこのプランを通して取材やインタビューすることにより、家庭はもとより、学校職員（調理員、学校栄養職員、事務職員）、地域、行政ともかかわること。
- ・ 発展性（広がり）のあるプランであること。  
発展性の例 環境…ゴミ減量、エネルギー資源の節約、生命、健康、栄養など
- ・ 埼玉県の重点政策である食農教育<sup>1</sup>と関連すること。

---

<sup>1</sup> 食農教育という観点からは、農林水産省の出先機関である食糧事務所との関与も考えられる。

### (3) 行政と学校の要望

行政と学校が、学習の中で子どもたちに学んでほしいポイントを明確にし、以下のことをお互い再認識した。

#### ア 行政側（浦和税務署）の要望

市民の生活の中では多くの税金が使われており、子どもたちの生活も例外ではない。まずそれを認識してもらい、「税」の意義や役割を知ってもらいたい意向がある。さらには、将来を担う子どもたちに納税義務の大切さを知ってもらうため、「総合的な学習の時間」で取り組むことが望ましいものと考えている。

さらには、小学生の段階で、自分たちと「税」とのかかわりを知ることが、将来良き市民（大人）としての自覚を持ち、行政が身近として感じられるようになることが期待できる。

#### イ 学校側の要望

仮想プラン「学校給食のねだんのひみつ」のねらいより、身近な学校給食に目を向け、その費用がどのように「税」とかかわっているのかを知ることにより、おいしく、安全で安価な給食にするために様々な人々が努力していることに気付くことができる。

また、物やお金の大切さを感じ取り、大切にしようとする実践力（自己の生き方）に結びつく態度を育むことができると考えている。

### (4) 仮想プランの作成にあたっての工夫

- ・ 子どもたちが身近に感じられる「税」をテーマとしたこと。
- ・ できるだけ行政が多くかかわれる内容を想定したこと。
- ・ 作成に当たり、事前に教育委員会や学校保健課、浦和税務署、西川口税務署などと情報交換をしたこと。

### (5) 仮想プラン実践に向けての課題

最初のテーマは「学校給食」であり、ある程度までは「税」にかかわるテーマで進められることが予測されるが、子どもたちの興味（思い、願い）によっては、その後、全く違うテーマへの展開が考えられるので、どこまで「税」について認識を深められるかが予測できない。

しかしながら、このような取組を継続していくことは大切なことであり、そのためには、学校（教師）側が、「税」が「総合的な学習の時間」とどのようにかかわって学習できるのかのノウハウを学ぶ必要がある。

## 「税」にかかる「総合的な学習の時間」仮想プラン

### 学校給食のねだんのひみつ？

(30時間扱い)

#### 活動のねらい

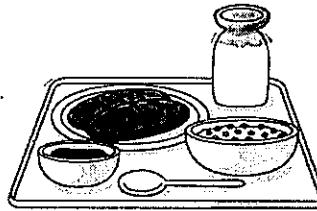
学校で毎日食べている給食に目を向け、その費用がどのように「税」とかかわっているのかを調べ、理解する。

おいしく、安全で安価な給食にするために、調理員をはじめとして市役所の職員や店の人など多くの人々が努力していることに気付かせたり、物やお金の大切さを感じ取らせたりする。

#### 活動の流れ

##### 1 給食1食分の値段を調べよう (3時間)

- (1) 給食代金を調べる。
  - ・ 家の人に聞く。
  - ・ 事務職員、学校栄養職員、調理員にインタビューして調べる。



##### 2 食事1食分の値段を調べよう (5時間)

関連教科（6年生 家庭科 1食分の調理）

- (1) 家で食べる食事1食分の値段を調べる。  
(例えばカレーライスなど家庭でも給食でもあるメニューを想定)
  - ・ 家の人に聞く…材料費のみで人件費は入っていない。
- (2) お店（食べ物屋さん）で食べる1食分の値段を調べる。
  - ・ お店の人に聞く…材料費などもうけを上乗せしてある。
- (3) 家の1食分、外食の1食分、給食の1食分の費用を比較する。
- (4) 給食費と同じ値段で、家で何が作れるか、お店で何が食べられるか調べる。
  - \* 3つの食事について、それぞれの性格の違いをしっかりおさえる。
  - \* 給食の値段の秘密について調べようとする意欲をもたせる。

**3 給食がどうして220円で食べられるか (8時間)**

- (1) 家庭科の調理実習で1食分の調理をする。 ←6年生以外の学年は(2)から活動する。
- (2) 調理員の仕事をビデオで見たり、疑似体験したりしてみる。
  - ・給食室の大きな道具を借りて疑似体験をしたり、学校栄養職員や調理員に苦労していることをインタビューしたりする。 → **給食センター**
  - ・自分たちのために給食を作ってくれることに感謝の気持ちを持つ。
- (3) 市役所などで本当の値段を調べる。 → **市学校保健課  
県農芸畜産課(牛乳の値段)**
- (4) 給食を作る費用の税金の補填分について調べる。

**「税」とのかかわり [川口市の例]**

- ・給食一食分を家庭で支払っている値段220円
- ・補填分 人件費約200円 + 光熱費など

- \* 市町村によってはセンター給食なので、給食センターとのかかわりも考えられる。
- \* 給食にかかる実際の金額と自分たちが負担している金額との差額が税金で補われている。
- \* 実際の差額を計算し、1年間分、小学校6年間分のお金の重みを実感させても良い。

**4 給食の残菜について調べよう (5時間)**

- (1) 学校給食の残菜の量を調べる。(1週間)
  - ・給食室に依頼する。昼休みに給食室で計量する。
  - ・市役所に残菜を処理するのにどれくらいの費用がかかるかインタビューする。 → **市学校保健課(残菜量)  
市環境推進課(残菜処理費)**

**「税」とのかかわり [川口市の例]**

- ・残菜を処理する費用(運搬費1キロ9あたり31円 + 処理費)

- (2) 残菜を減らすにはどのようにすればよいのか考え実践する。
  - 例 ① 給食の果物の皮は学校園に埋めたりコンポストに入れたりEM菌作りをして堆肥にする。
  - ② 野菜の屑は飼育小動物の餌にする。
  - ③ 一口運動を推進し給食の食べ残しをなくす。

**5 学校給食について、これまで調べた結果をまとめ、発信する。 (9時間)**

- (1) 調べたことをまとめた。
- (2) 税務署の方を招いて発信し、アドバイスをいただく。 → **地域の税務署**
- (3) その他、伝えたい人に発信をする。
- (4) 今までの学習を通してお世話になった方々に感謝の気持ちを表す。
  - \* 給食について調べたいことが、環境、栄養面、衛生面などの健康や生命といったフィールドに広がる場合も考える。

## ○指導体制

見学（インタビュー）の日程調整を含めて十分な打合せを行う。

## ○指導上の留意点

残業上の問題から環境問題への発展する可能性もあることから、子どもたちの意欲を押さえ込まないように留意する。

### 3 ケーススタディを通して

#### (1) 「子ども」という主体

「総合的な学習の時間」の主体は子どもであり、学校・行政の役割は、子どもが自ら学んでいくための環境を充実させていくことがある。主体を明確にすることが、学校・行政それぞれのアプローチの手法や手段を明確にすることにつながる。

#### (2) 学校と行政の協働プロセス

一つのテーマを「総合的な学習の時間」に取り込むために、学校と行政は互いに調整し、その過程でテーマが細分化され、優先順位の設定がなされる。ここで両者のニーズに合致した具体的なカリキュラムが作成される。このプロセスは学校・行政両者にとって、重要な財産となる。

#### (3) テーマの派生（ウエービング）

仮想プランにあるとおり、例えば「学校給食」という切り口から、「税」というテーマへある程度誘導した形で授業をスタートさせることはできても、「総合的な学習の時間」であるからこそ、子どもたちの派生（ウエービング）を制約することはできないわけで、学習が深まれば、全く違うテーマへの派生も十分あり得る。このことを前もってしっかりと認識し、違うテーマへと派生した場合の行政の対応を、当初から検討しておく必要がある。

いわば行政は、一つの行政課題をテーマとした一方的な学習提案にとどまるのではなく、学校との協働や子どもたちの学習の派生をフィードバックし、学校が、子どもたちが、常に活用できる持続可能な提案—サステナブル・サジェスチョン—を心がける必要がある。

#### (4) 「総合的な学習の時間」を総合的に学習する

子どもたちを「小さな市民」、「未来の市民」としてとらえると、学習の中でのテーマの派生、子どもたちの学習の到達点は、それこそが市民ニーズであるといえる。例えば、行政が提案したものとは異なった形でテーマが派生し、予想外な展開を迎えるということは、行政の思惑とは異なる、真の市民ニーズを享受できる可能性でもあり、これを単に子どもたちの気まぐれと割り切るのは軽率な行為ともいえるのではないだろうか。行政は一つの行政課題をテーマとして子どもたちへ学習のきっかけを与えたことになるが、その成果は

行政自体が総合的に学ぶ必要がある。本章1節（2）の図表5－2にあるとおり、「『総合的な学習の時間』を通じた学校と行政の連携」の成果は、行政施策へのフィードバックというスタンスで行政が積極的に関与する必要があり、このことが行政にとって、地域にとって、とても貴重な財産となり得るのである。

本研究会では、テーマの設定から学習の計画策定までを仮想的に行つたが、この後の展開である行政施策へのフィードバックを実証していくためにも、これまでに提言したものを持続していくことが必要不可欠である。

### そして、そのあと…

「総合的な学習の時間」のテーマは、子どもたちの気付きや興味の深まりによって、様々な展開をし、拡がっていきます。そのため、行政の中の様々な課所が学校と連携していくことになります。

つまり、最初は「税」であれば税金を担当する課所の人たちが、その後環境や農業、国際問題に学習が展開していくけば、その担当の課所の人たちと連携することになります。税金を担当する課所の人たちは、子どもたちの関心が「税」に深まってほしいと考えますが、学習が環境へと向ければ、環境を担当する課所の人たちが対応することによって、より深い学習へ進めます。

行政にとって、子どもたちの関心が環境や農業などのフィールドに進んでいくことは、子どもたちに税や環境、農業などが自分たちとどうかかわっているのかを総合的に考えてもらえる絶好の機会となり得ます。

このことをしっかりと認識できれば、最初にかかわった課所（例：税務課）と、成果があらわれてきた課所（例：環境課）がたとえ違っても、行政という一つの組織にとっては、大いに意味があることだといえるのです。だからこそ、最初にかかわった課所で、成果がカタチにあらわれないからといって、主体的にかかわることをやめてしまうのは残念でなりません。組織全体という視点で担当者や担当課が理解していく必要があります。

自分たちの課所のことだけを考えるのではなく、「子どもたちのこと」、「住民全体のこと」を考えて行政サービスを行う。この一見当たり前と思われることを、行政担当者はあらためて認識する必要があります。

「総合的な学習の時間」を通して、一番たくさんのことを得るのは、行政なのかもしれません。

そして「総合的な学習の時間」の導入は、「行政が変わる！」きっかけといえるのではないでしょうか。

## おわりに

21世紀は地域の時代と言われているが、行政は地域が抱える課題解決に向けて、地域に密着した開かれた行政を目指して変わらなければならない。また、21世紀の教育改革が進む中、「生きる力」の育成を目指した新教育課程が全面実施となった平成14年度、「総合的な学習の時間」の創設により学校も大きく変わろうとしている。開かれた学校づくりの推進とともに、教育が学校だけのものではなく、地域とともに次代を担う子どもの育成にあたらなければならない時代が到来している。

そこで、本研究会では「行政が変わる！学校が変わる！～『総合的な学習の時間』を通じた学校と行政の連携～」をテーマに掲げて、地域における人づくりの視点を重要視しながら、行政と学校の具体的な連携の方策について研究してきた。10年経てば子どもも立派な市民となることを考えるならば、行政と学校が「子どもを育てる」という共通の視点に立つことは日本の将来にとって必要不可欠なことである。

研究を進めるにあたり、まず、これまで学校が行政に支援を要請したり、行政が企画したもので学校に協力を要請したりするという一方通行的なアプローチを、双方向的な連携に変えるために、「総合的な学習の時間」のねらいや内容等について行政側研究員に理解してもらうことが課題となった。そこで、教職員側研究員からの説明を求めるとともに、川口市立原町小学校の研究発表会に参加し、「総合的な学習の時間」の実際を見学して、共通理解を図った。また、行政と学校が連携している先進的な取り組みを全国に求め、現地調査を実施し、情報の収集に努めた。さらに、「行政と学校が連携した人づくり」をテーマとしたシンポジウムを開催し、行政職員と教職員に広く連携の必要性をアピールした。

本研究会は行政職員と教職員が共同して研究を進めてきたが、研究を進めるにつれて、日々子ども社会に生きているといつても過言ではない教職員と、日々大人社会を相手にしている行政職員との、ギャップの大きさを実感させられたことも事実である。連携を進めるためには、様々な障害が存在する。学校は教育行政の中の独立した組織であり、教育行政にあたっているのは教育委員会である。また、行政にもそれぞれ担当部所が決まっている。その各々独立した機関の連携を進めるためには、行政と学校の両者が「21世紀の人づくり」という共通の視点に立つことが重要であることを改めて認識する必要がある。

本報告書では行政と学校の連携の具体的な方策を提言しているが、本報告書を参考に実際の行動に移らなければ何の意味もなさない。それぞれの地域において行政と学校の連携を進め、評価していくことが今後の課題である。行政と学校の連携の成果が表れるのは十年以上先のことと考えるが、今取り組まなければ何の成果も期待できない。本報告書が「行政が変わる！学校が変わる！」一助となることを研究員一同期待している。



# 卷末資料



学級が変わる！行政が変わる！

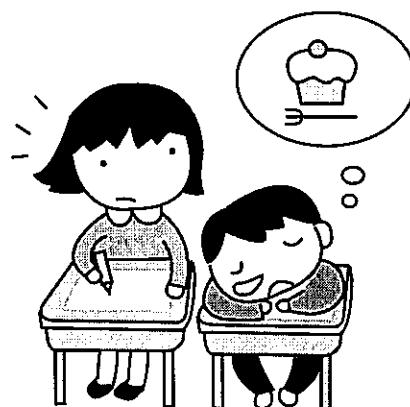
## 研究会こぼれ話⑩ -交流って楽しい（^o^）-

今回、行政職員と教職員が集まって研究会が発足した。それまでには紆余曲折があったが、多くの方のご尽力の賜により、研究会を約半年間継続し、このたびの報告書を完成することができた。

研究会の成果は数多くあるが、一番はこれだけのメンバーに出会い、いろいろな意見交換や情報交換ができることだ。今まで多くの行政職員にとって教職員は、また教職員にとって行政職員は、ほとんど知ることのない分野の人である。それが今となっては、様々な場面でかかわりを持つことがでてきている。研究会を通してのメンバー相互の意見交換や情報交換から、「行政職員はこんなことを考えているんだ。こんな思考回路をしているんだ。」、「教職員はこんな状況なんだ。こんなことを考えていたんだ。」ということが分かり、良い経験ができたものだと感じている。こんな経験をすることができたのも、このメンバーに出会えたからだ。今後の人生において非常にありがたいことだと感じている。

これから自治体の仕事において「行政職員と教職員」の交流は非常に有意義であると思った。

これから是非、多くの地域で、こうした交流を取り組まれることを私たちは願っている。そして、それは仕事以外の部分でも、非常に楽しい経験になることをここに宣言しちゃいます！





## 1 アンケート調査結果

### 【アンケートの目的】

「総合的な学習の時間」を通じた学校と行政の連携について、行政、学校、教育委員会にアンケートを実施することにより、それぞれの意識を把握し、現状と課題を提起する。

### 【アンケート(1)】－行政向けアンケート(県内編)－ ······ PP82～83

対象	埼玉県庁各課所 495 課所 県内市町村（企画、環境、福祉、まちづくり、議会担当課） 450 課所	
回答数	埼玉県庁各課所 129	県内市町村 239
回収率	埼玉県庁各課所 26%	県内市町村 53%
実施時期	平成 14 年 3 月	

### 【アンケート(2)】－行政向けアンケート(県外編)－ ······ PP84～85

対象	46 都道府県、10 政令市（埼玉県、さいたま市除く） 489 課所 (環境、福祉、国際理解、まちづくり、農政担当課)
回答数	320
回収率	65%
実施時期	平成 14 年 8 月

### 【アンケート(3)】－学校向けアンケート－ ······ PP86～90

対象	埼玉県内の小学校（私立、国立小学校を除く） 836 校（本校 831 校 分校 5 校）
回答数	435
回収率	52%
実施時期	平成 14 年 10 月

### 【アンケート(4)】－教育委員会向けアンケート－ ······ PP91～93

対象	埼玉県内の市町村教育委員会 90 課所
回答数	68
回収率	76%
実施時期	平成 14 年 12 月

### 集計結果の見方

- 設問ごとに各選択肢を選んだ数とその割合を示す。割合は設問ごとの回答総数に占める百分率とし、円グラフで表した。
- 各設問で複数回答があった場合の割合は回答数（回答課所、回答校）に占める割合とし、棒グラフで表した。
- 各設問の回答総数と回答数が一致しない場合は、無回答があったことを示す。

## 学校と行政の連携に関するアンケート集計結果(1)

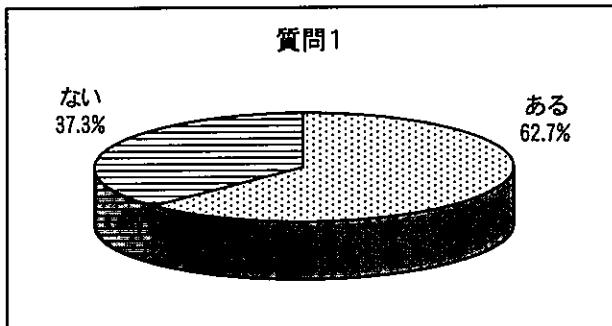
【対象】 埼玉県庁各課所  
県内市町村(企画、環境、福祉、まちづくり、議会担当課) 495 課所  
450 課所

【回収率】 埼玉県庁各課所  
県内市町村 26%  
53%

【実施時期】 平成14年3月

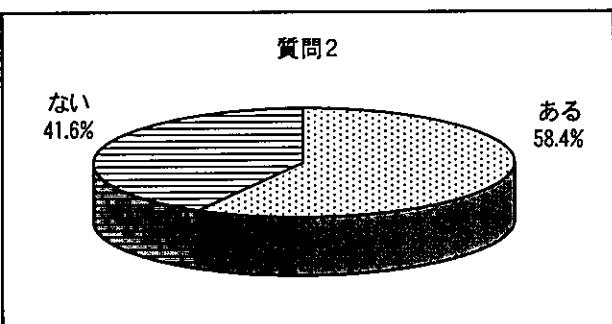
質問1 貴課が抱える課題の中で、解決に向けて住民の協力が必要なものがありますか？

選択肢	回答数	割合
① ある	222	62.7%
② ない	132	37.3%
合 計	354	100.0%



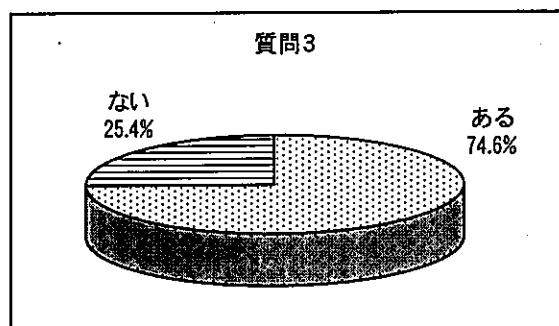
質問2 貴課所が担当する事業について、子供たちを対象として啓発活動  
(資料配布・説明会・見学会等)を実施したことがありますか？

選択肢	回答数	割合
① ある	164	58.4%
② ない	117	41.6%
合 計	281	100.0%



質問3 今までに貴課所において、上記啓発活動などを行うにあたり、  
学校との連携・協力をしてきたことがありますか？

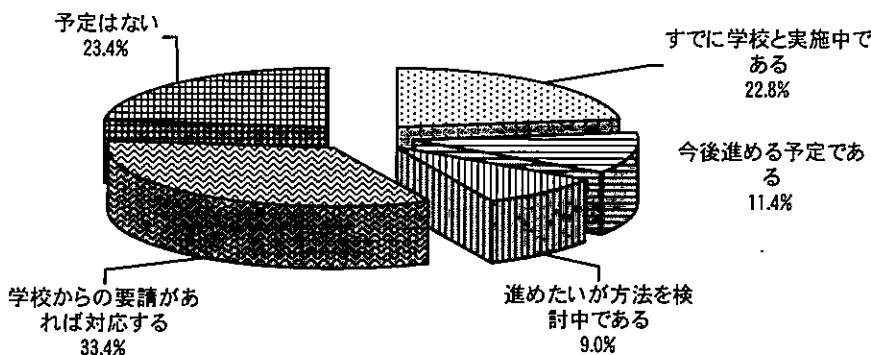
選択肢	回答数	割合
① ある	135	74.6%
② ない	46	25.4%
合 計	181	100.0%



## 質問4 今後、学校との連携・協力をする予定がありますか？

選択肢	回答数	割合
① すでに学校と実施中である	66	22.8%
② 今後進める予定である	33	11.4%
③ 進めたいが方法を検討中である	26	9.0%
④ 学校からの要請があれば対応する	97	33.4%
⑤ 予定はない	68	23.4%
合計	290	100.0%

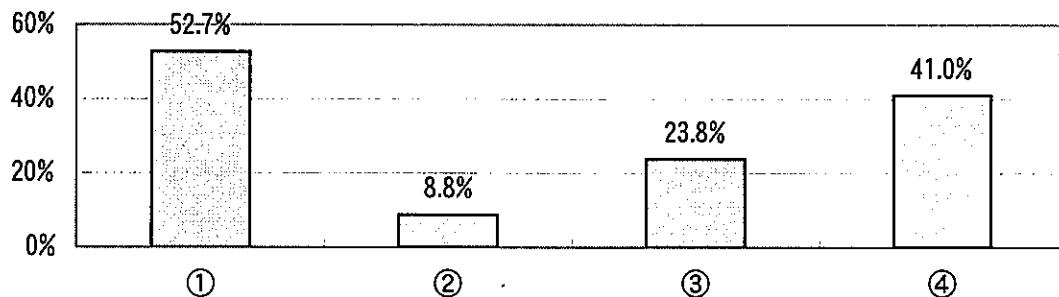
質問4



## 質問5 学校との連携・協力を進めるに当たっての課題は何だと思いますか？（複数回答可）

選択肢	回答数	回答率
① 学校側の意向がわからない	126	52.7%
② 学校側の窓口がわかわない	21	8.8%
③ 調整の時間がない	57	23.8%
④ その他	98	41.0%
合計	302	
回答課所数	239	

質問5



その他の回答の主なものは以下のとおり。

- |                         |   |    |
|-------------------------|---|----|
| 1 教師の理解不足・問題意識の無さ       | 6 | 課所 |
| 2 組織や職員の人員的・能力的不足       | 5 | 〃  |
| 2 学校が忙しくて調整が出来ない        | 5 | 〃  |
| 2 交流の場がない・連携不足・相互理解不足   | 5 | 〃  |
| 5 内部体制づくり(行政の方針や具体的な内容を | 4 | 〃  |
| 6 学校の閉鎖性                | 2 | 〃  |
| 6 教育委員会に壁がある            | 2 | 〃  |

## 学校と行政の連携に関するアンケート集計結果(2)

【対象】 46都道府県、10政令市  
(埼玉県、さいたま市除く)

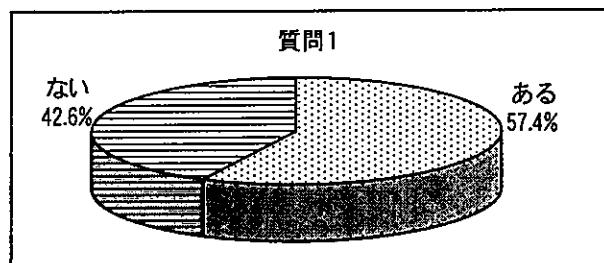
489 課所

【回収率】 65%

【実施時期】 平成14年8月

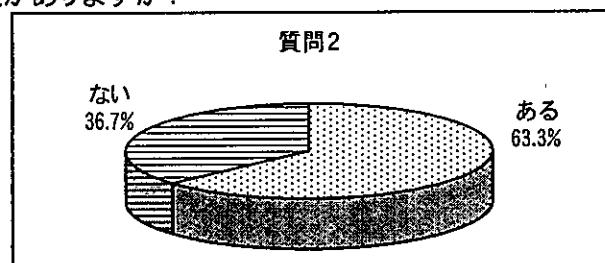
質問1 貴課所が担当する事業について、子供たちを対象として啓発活動  
(配布資料・説明会・見学会等)を実施したことがありますか?

選択肢	回答数	割合
① ある	183	57.4%
② ない	136	42.6%
合 計	319	100.0%



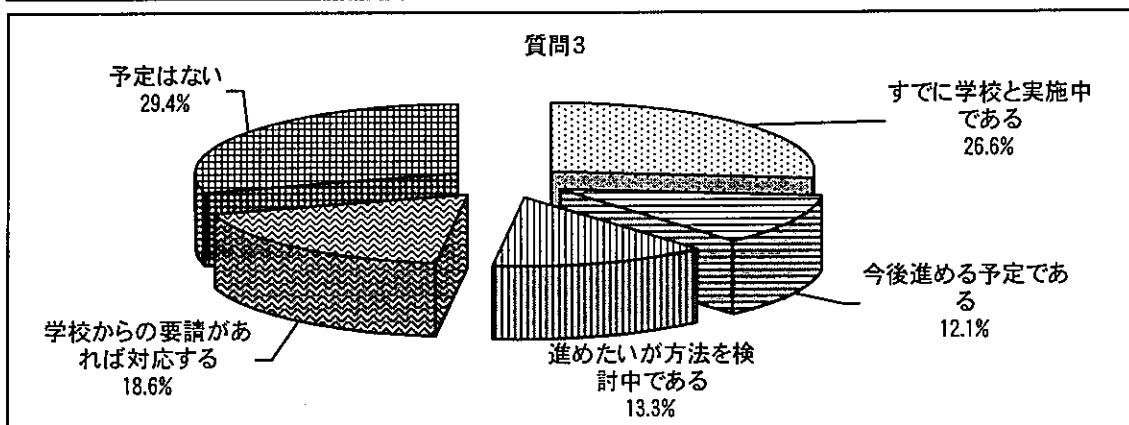
質問2 今までに貴課所において、上記啓発活動などを行うにあたり、  
学校との連携・協力をしてきたことがありますか?

選択肢	回答数	割合
① ある	124	63.3%
② ない	72	36.7%
合 計	196	100.0%



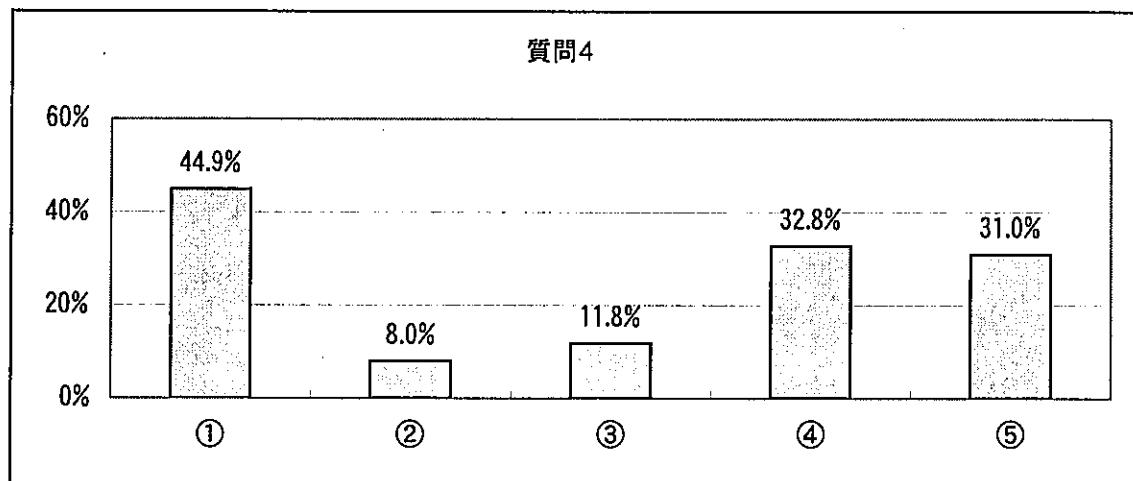
質問3 今後、学校との連携・協力をする予定がありますか?

選択肢	回答数	割合
① すでに学校と実施中である	86	26.6%
② 今後進める予定である	39	12.1%
③ 進めたいが方法を検討中である	43	13.3%
④ 学校からの要請があれば対応する	60	18.6%
⑤ 予定はない	95	29.4%
合 計	323	100.0%



## 質問4 学校との連携・協力を進めるに当たっての課題は何だと思いますか？（複数回答可）

選択肢	回答数	回答率
① 学校側の意向がわからない	129	44.9%
② 学校側の窓口がわかわない	23	8.0%
③ 調整の時間がない	34	11.8%
④ 行政内部での課題解決	94	32.8%
⑤ その他	89	31.0%
合計	369	
回答課所数	287	



その他の回答の主なものは以下のとおり。

- |                        |   |    |
|------------------------|---|----|
| 1 交流の場がない・連携不足・相互理解不足  | 8 | 課所 |
| 1 組織や職員の人員的・能力的不足      | 6 | "  |
| 2 学校が忙しくて調整が出来ない       | 6 | "  |
| 3 教師の理解不足・問題意識の無さ      | 5 | "  |
| 4 連絡体制の無さ、連携のルールの無さ    | 5 | "  |
| 5 行政と学校の意識のズレ(行政の押しつけ) | 4 | "  |
| 6 予算無し                 | 3 | "  |
| 7 学校の閉鎖性               | 2 | "  |
| 8 学校間の温度差              | 2 | "  |
| 9 教育委員会に壁がある           | 2 | "  |

学校と行政の連携に関するアンケート集計結果(3)  
(学校向けアンケート結果)

【対象】 埼玉県内の小学校(私立、国立小学校を除く)  
836校(本校831校 分校5校)

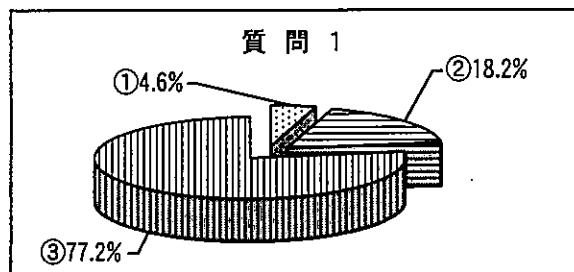
【回答数】 435校

【回収率】 52%

【実施時期】 平成14年10月

質問1 貴校の児童数は何名ですか?

選択肢	回答数	割合
① 100名未満	20	4.6%
② 100以上~250未満	79	18.2%
③ 250以上	336	77.2%
合計	435	100.0%



質問2 貴校の教員(総合的な学習に携わる教員)数は何人ですか?

回答(435校の平均)

平均16.3人

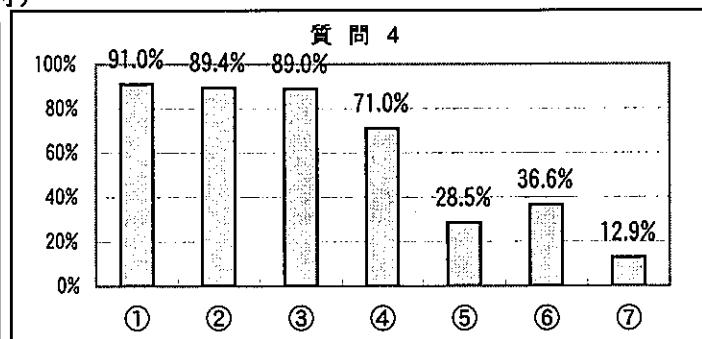
質問3 貴校の学級数は何学級ですか?

回答(435校の平均)

平均15.4学級

質問4 平成14年度の「総合的な学習の時間」はどのようなテーマにしましたか?  
(学年で違う場合は複数回答可)

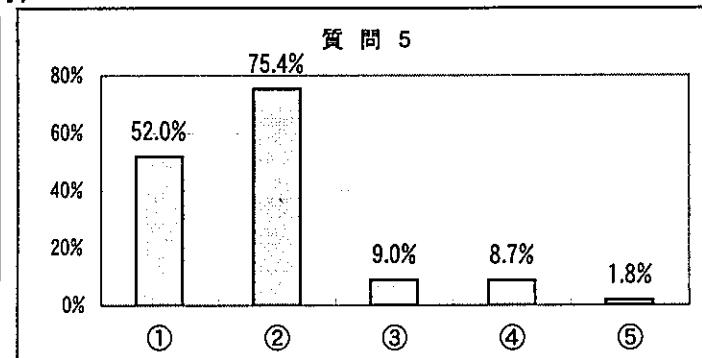
選択肢	回答数	割合
① 環境	396	91.0%
② 福祉健康	389	89.4%
③ 国際理解	387	89.0%
④ 情報	309	71.0%
⑤ 農林水産	124	28.5%
⑥ まちづくり	159	36.6%
⑦ その他	56	12.9%
合計	1820	
回答校数	435	



質問5 テーマや内容はどの単位で決めているのですか?

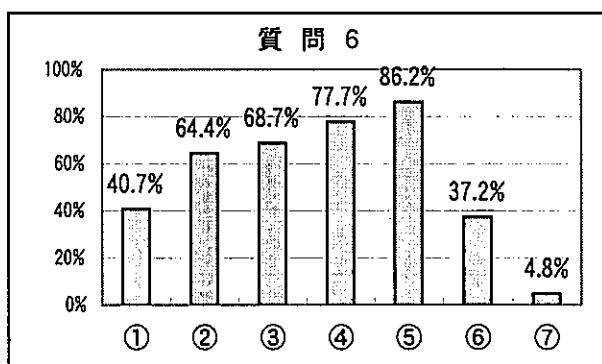
(学年で違う場合は複数回答可)

選択肢	回答数	割合
① 学校全体	226	52.0%
② 学年全体	328	75.4%
③ 各クラス	39	9.0%
④ 各生徒	38	8.7%
⑤ その他	8	1.8%
合計	639	
回答校数	435	



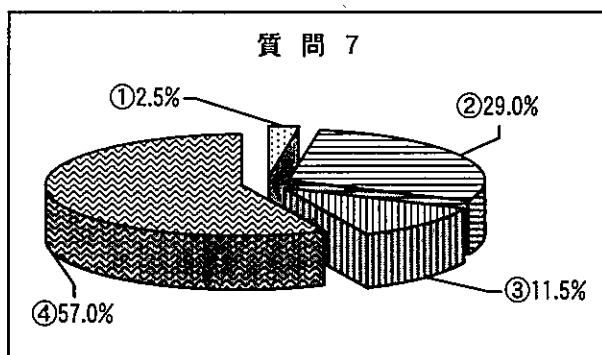
## 質問6 「総合的な学習の時間」の活動内容はどのように探していますか？

選択肢	回答数	割合
① 教育委員会資料	177	40.7%
② 学校教材	280	64.4%
③ 市販図書	299	68.7%
④ インターネット	338	77.7%
⑤ 地域の人材	375	86.2%
⑥ 行政	162	37.2%
⑦ その他	21	4.8%
合計	1652	
回答校数	435	



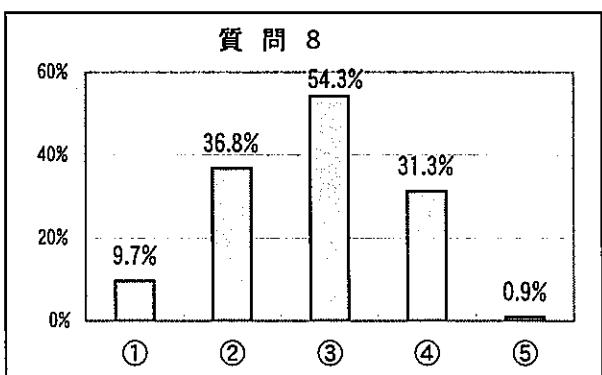
## 質問7 現在、「総合的な学習の時間」に活用するテーマや教材が十分足りていると感じていますか？

選択肢	回答数	割合
① 十分足りている	11	2.5%
② ある程度足りている	126	29.0%
③ 不足しているが外部から支援は求めるまでではない	50	11.5%
④ 不足しているので、外部からの支援を求めている	247	57.0%
合計	434	100.1%



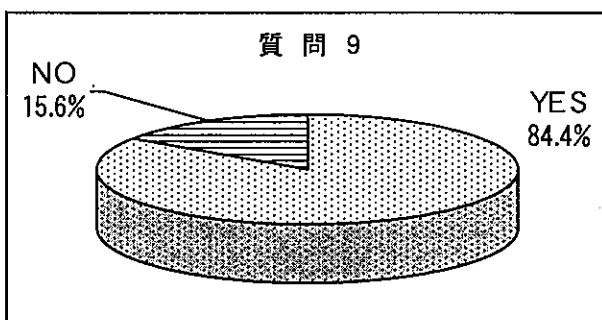
## 質問8 これから行政に協力を求めたいことがありますか？

選択肢	回答数	割合
① 具体のプログラムの提示	42	9.7%
② 情報提供して欲しい	160	36.8%
③ 総合的な学習の時間への運営支援	236	54.3%
④ 必要な時にのみの支援	136	31.3%
⑤ 必要ない	4	0.9%
合計	578	
回答校数	435	



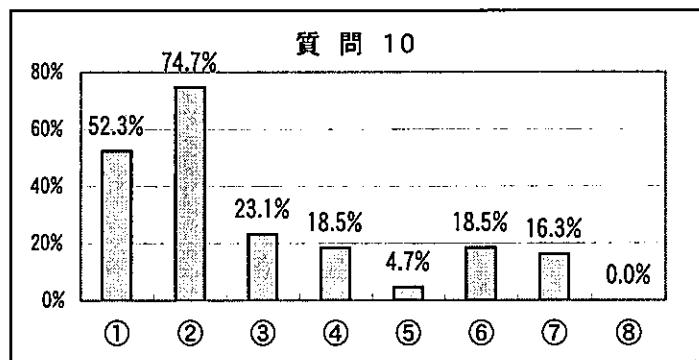
## 質問9 今までに行政に協力を求めたことがありますか？

選択肢	回答数	割合
① YES	363	84.4%
② NO(質問15へ)	67	15.6%
合計	430	100.0%



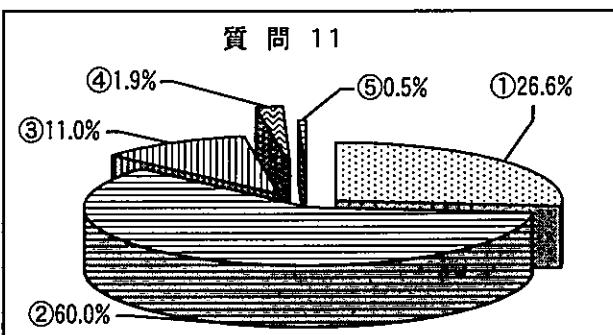
質問10 「総合的な学習の時間」のテーマについて、具体的に行政のどの部局と調整しましたか？

選択肢	回答数	割合
① 環境	190	52.3%
② 福祉	271	74.7%
③ 国際理解	84	23.1%
④ 農林水産	67	18.5%
⑤ 企画	17	4.7%
⑥ 河川	67	18.5%
⑦ まちづくり	59	16.3%
⑧ その他	0	0.0%
合計	755	
回答校数	363	



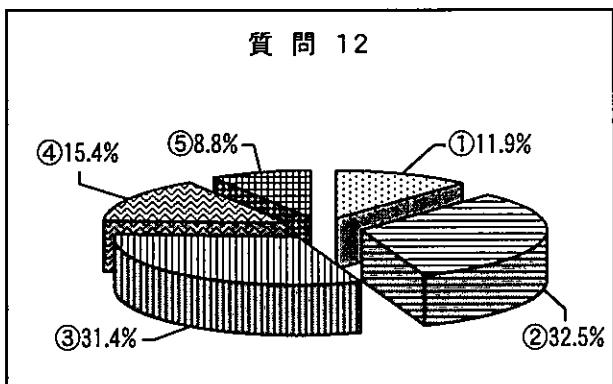
質問11 その際、調整を通じて行政の対応はどうでしたか？（率直にお答え下さい）

選択肢	回答数	割合
① 非常に協力的	97	26.6%
② 協力的	219	60.0%
③ 普通	40	11.0%
④ 協力的とはいえない	7	1.9%
⑤ 非常に非協力的だった	2	0.5%
合計	365	100.0%



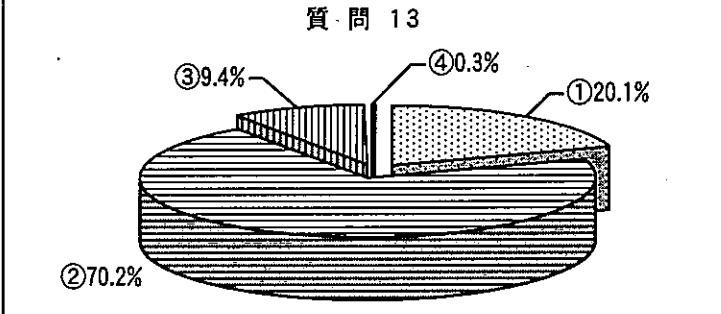
質問12 その際、「総合的な学習の時間」についてどのくらい説明をしましたか？

選択肢	回答数	割合
① 1時間以上	43	11.9%
② 1時間～30分	118	32.5%
③ 30～10分	114	31.4%
④ 10分未満	56	15.4%
要件のみ（「総合の時間」の説明はしなかった）	32	8.8%
合計	363	100.0%



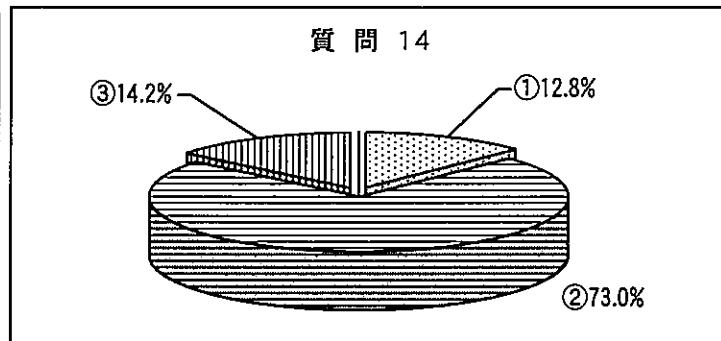
質問13 担当の先生は、行政に協力を依頼する際に、テーマとした課題について、どのくらい事前学習をしていますか？

選択肢	回答数	割合
① 充分した	73	20.1%
② ある程度	255	70.2%
③ 少しした	34	9.4%
④ 全くしない	1	0.3%
合計	363	100.0%



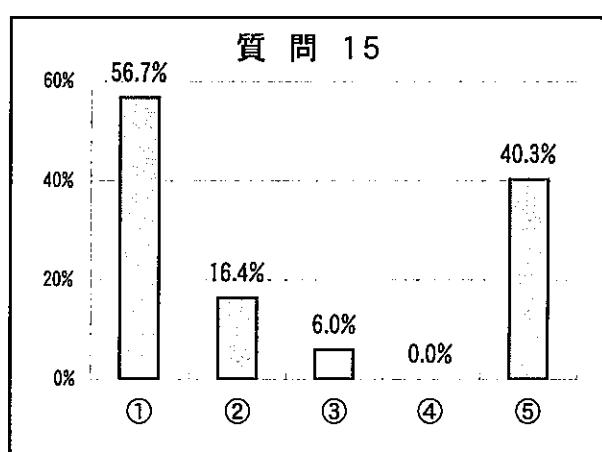
質問14 子供達は、行政に問い合わせや訪問する際に、課題についてどのくらい事前学習をしていますか？

選択肢	回答数	割合
① 充分した	46	12.8%
② ある程度	262	73.0%
③ 少しした	51	14.2%
④ 全くしない	0	0.0%
合計	359	100.0%



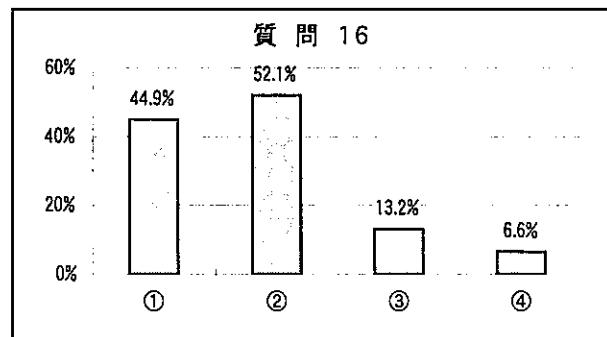
質問15 なぜ協力を求めなかつたのですか？

選択肢	回答数	割合
① 協力の依頼方法(窓口等)がわからない	38	56.7%
② 連絡する時間がなかった	11	16.4%
③ 協力が得られないとと思ったから	4	6.0%
④ 行政と関わりたくないかった	0	0.0%
⑤ その他	27	40.3%
合計	80	
回答校数	67	



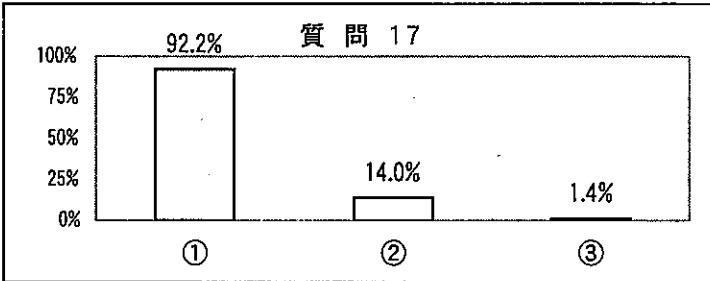
質問16 行政への協力を求めたい時に困ることはなんですか？

選択肢	回答数	割合
① 窓口が分からない	164	44.9%
② 受けてもらえるか不安	190	52.1%
③ 行政の事がわからず不安	48	13.2%
④ その他	24	6.6%
合計	365	



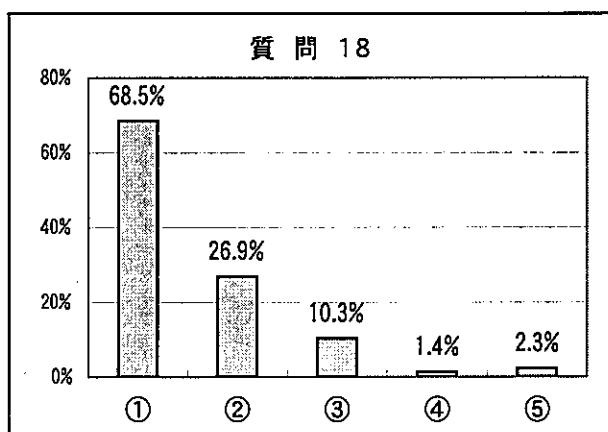
質問17 教員にとって、教育委員会とは主に何を指していますか？

選択肢	回答数	割合
① 学校教育	401	92.2%
② 社会教育	61	14.0%
③ その他	6	1.4%
合計	468	
回答校数	435	



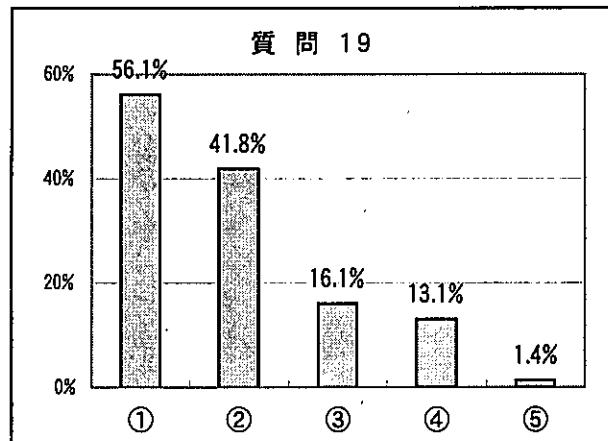
## 質問18 行政との関係を持ちたいとき、どこに調整機能を求めたいですか？

選択肢	回答数	割合
① 教育委員会学校教育担当	298	68.5%
② 教育委員会社会教育担当	117	26.9%
③ 首長部局(企画調整担当等)	45	10.3%
④ NPO法人	6	1.4%
⑤ その他	10	2.3%
合計	476	
回答校数	435	



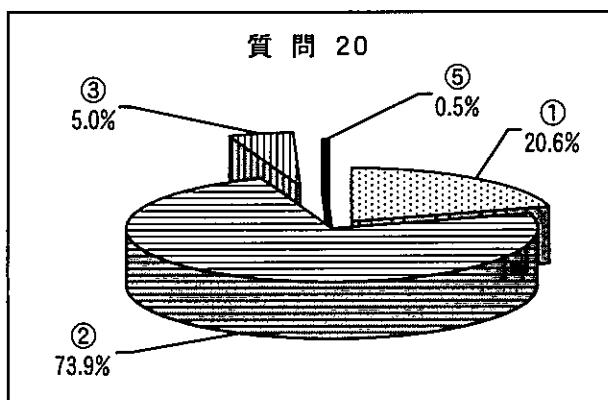
## 質問19 行政から学校への依頼に対して、配慮して欲しいことは何ですか？

選択肢	回答数	割合
① 子供のレベルの配慮して欲しい	244	56.1%
② 教員に十分な情報を入れて欲しい	182	41.8%
③ プログラム作成前に相談して欲しい	70	16.1%
④ 依頼そのものを減らして欲しい	57	13.1%
⑤ その他	6	1.4%
合計	559	
回答校数	435	



## 質問20 「総合的な学習の時間」を契機とした、行政からのアプローチをどのように感じていますか？

選択肢	回答数	割合
① あった方がよい	82	20.6%
② あった方がよいが、学校からの必要に合わせてアプローチしてほしい	294	73.9%
③ 今まで問題はない	20	5.0%
④ 必要を感じない	0	0.0%
⑤ その他	2	0.5%
合計	398	100.0%



## 学校と行政の連携に関するアンケート集計結果(4)

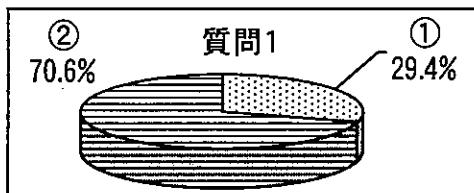
【対象】埼玉県内市町村教育委員会 90 課所

【回収率】76%

【実施時期】平成14年12月

質問1 学校に対して総合的な学習の時間に関する参考資料を作成していますか?

選択肢	回答数	割合
① 作成した	20	29.4%
② していない	48	70.6%
合計	68	100.0%

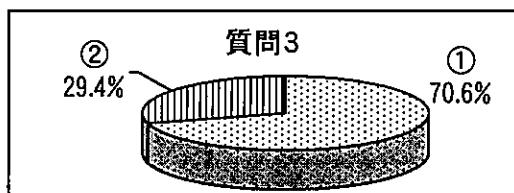


質問2 どのような経緯で参考書等を作成することになったか?

総合的な学習の時間が各学校でより円滑に実施されるため、またカリキュラムづくりの参考となるような情報提供のために作成している。など同様の意見多数。

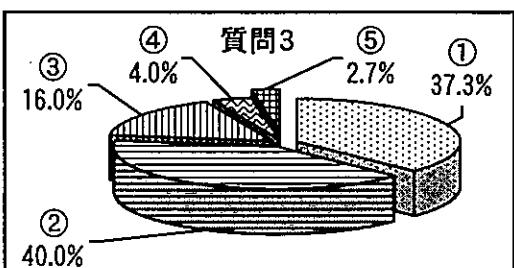
質問3 学校から総合的な学習の時間の実施にあたり、問合せはありましたか?

選択肢	回答数	割合
① ある	48	70.6%
② ない	20	29.4%
合計	68	100.0%



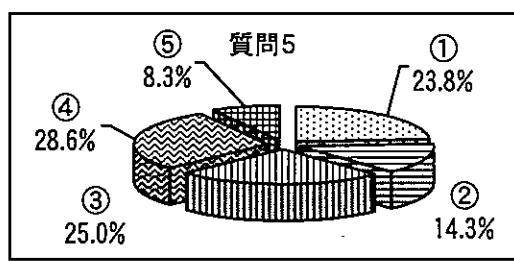
質問4 主に誰からの問合せがありましたか?

選択肢	回答数	割合
① 教諭	28	37.3%
② 教務主任	30	40.0%
③ 教頭	12	16.0%
④ 校長	3	4.0%
⑤ その他	2	2.7%
合計	75	100.0%



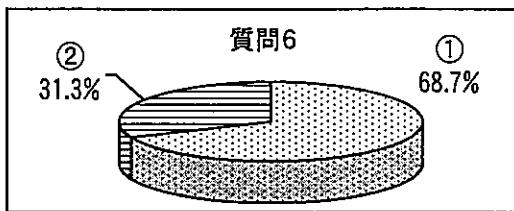
質問5 問合せの内容は主にどのようなものですか?

選択肢	回答数	割合
① 指導方法	20	23.8%
② 評価方法	12	14.3%
③ 人材や専門家の紹介	21	25.0%
④ 公共施設についての紹介	24	28.6%
⑤ その他	7	8.3%
合計	84	100.0%



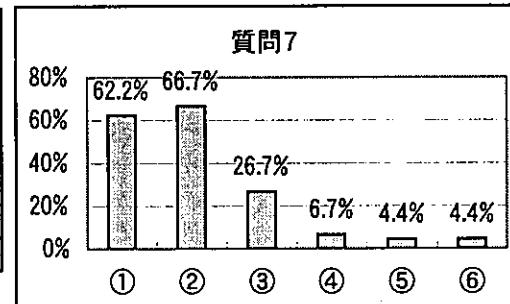
質問6 総合的な学習の時間の実施にあたり、行政への説明などは行いましたか?

選択肢	回答数	割合
① 行った	46	68.7%
② 行わない	21	31.3%
合計	67	100.0%



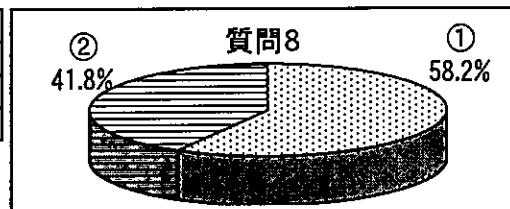
質問7 具体的にはどのようなことをしましたか?  
(複数回答可)

選択肢	回答数	回答率
① 制度の趣旨説明	28	62.2%
② 全般的な協力依頼	30	66.7%
③ 職員の派遣申請	12	26.7%
④ 行政施設リストの作成依頼	3	6.7%
⑤ 人材リストの作成依頼	2	4.4%
⑥ その他	2	4.4%
回答課所数	45	



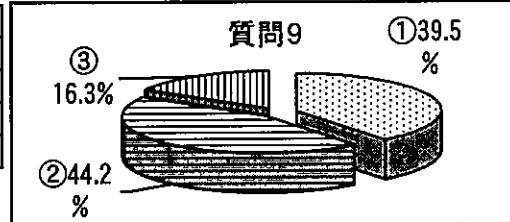
## 質問8 行政から総合的な学習の時間の実施にあたり問合せはありましたか?

選択肢	回答数	割合
① ある	39	58.2%
② ない	28	41.8%
合計	67	100.0%



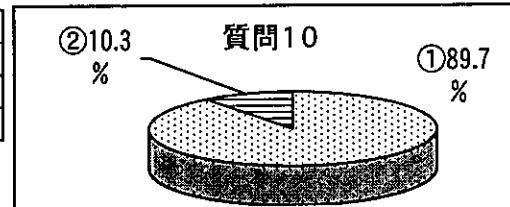
## 質問9 問合せの内容は主にどのようなものですか?

選択肢	回答数	割合
① 総合的な学習の時間の趣旨について	17	39.5%
② 苦情・要望	19	44.2%
③ その他	7	16.3%
合計	43	100.0%

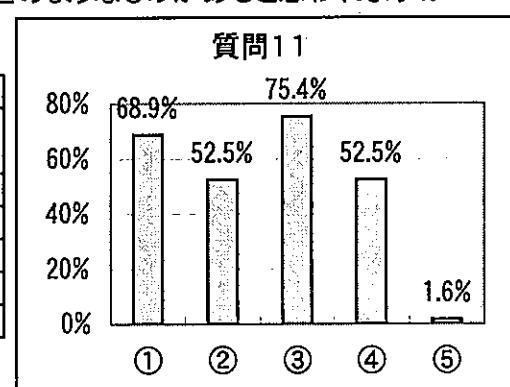


## 質問10 学校と行政が連携して、総合的な学習の時間を実施するにあたり、あいだに教育委員会が入り連絡調整などを行う必要があると思われますか?

選択肢	回答数	割合
① ある	61	89.7%
② ない	7	10.3%
合計	68	100.0%

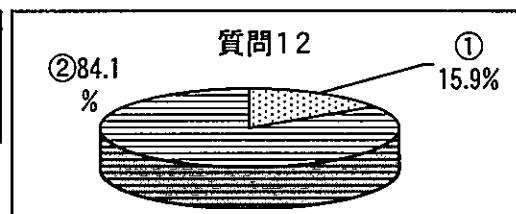
質問11 教育委員会に特に求められる役割としてどのようなものがあると思われますか?  
(複数回答可)

選択肢	回答数	回答率
① 学校への総合的な学習の時間に対する指導助言	42	68.9%
② 学校への地域人材の紹介や調査	32	52.5%
③ 行政との総合的な学習の時間に対する連絡調整	46	75.4%
④ 総合的な時間に関する収集、整理、共有化	32	52.5%
⑤ その他	1	1.6%
回答課所数	61	



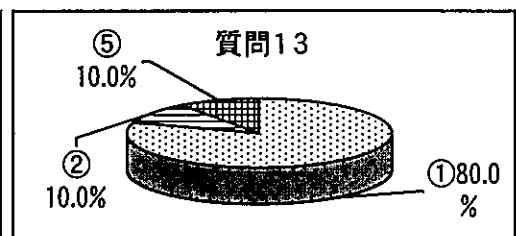
質問12 教育委員会では総合的な学習の時間を実施するにあたり、学校や行政などからなる連絡調整のための組織を設置していますか？

選択肢	回答数	割合
① 設置している	10	15.9%
② 設置していない	53	84.1%
合計	63	100.0%



質問13 その組織はどこが主管課になり、またどのような部門で構成されていますか？

選択肢	回答数	割合
① 学校教育	8	80.0%
② 社会教育	1	10.0%
③ 首長部局	0	0.0%
④ 学校	0	0.0%
⑤ その他	1	10.0%
合計	10	100.0%



### －住民のことを真剣に考えた！（目的指向）－

研究会を主催している自治人材開発センターでは、県・市町村職員向けに様々な研修を行っています。ある講師の方の話ですが、その講師は30歳前後の受講生に向かって「職場の中で住民へつまりはあなたのお客さん～のために、自分たちは『本当はまず何をするべきか？』改めて議論をしたことがありますか？」、「あるという人は手を挙げて！」と質問したそうです。約30人の受講生の中で手を挙げた人は、わずか5人だったそうです。ちなみに手を挙げた受講生は看護士2名、保育士とあと一般行政職員だそうです。

公務員の業務は議論するまでもなく、当たり前のことですが「住民のため」です。しかし、今の時代、議論もせずに、本当に「住民のため……」と言えるのかな？、「『自分たちの業務の本来の目的は何なのか？』改めて考えることが大切ですよ」と言うのが講師の方のお話しでした。

今回の研究会では、どうすることが本当に子どもたちのためになるのか、行政職員と教職員がそれぞれの枠を超えて、改めて議論をしてきました。報告書の中では「行政、学校、教育委員会としてどうすべきか」と、そのあり方を提言しています。無論その最終目的は「子どもたちのためであり、住民のため」であり、そのことをメンバーが逐一確認をしてきました。

メンバーみんなで、この目的を「当たり前のこと」としてきたわけですが、この「当たり前のこと」をできたことがとても嬉しいことと思っています。

今後も「目的指向」を持ちながら、当たり前のことができる職場環境を作ることの大切さを、研究会を通じて感じています。

## 2 「行政と学校が連携した人づくり」シンポジウム

「行政と学校が連携した人づくり」をテーマとしたシンポジウムを、平成15年1月24日埼玉県県民健康センター大ホールにおいて、彩の国さいたま人づくり広域連合自治人材開発センター主催、埼玉県教育委員会共催、埼玉県PTA連合会後援で開催しました。

このシンポジウムでは、平成14年度から完全実施された「総合的な学習の時間」を契機として、行政や学校からの「行政と学校との連携不足」に対する不満の声を踏まえ、今後の「行政と学校との連携の在り方」について、行政職員、教職員がその解決のヒントを得ることをねらいとしました。

- 基調講演 玉井康之（北海道教育大学助教授）
- 研究会中間発表 平成14年度行政課題研究プロジェクトチーム
- パネルディスカッション
  - 進行 玉井康之
  - パネリスト 関根正人（早稲田大学理工学部土木学科教授）
  - 佐藤英次（川口市立原町小学校長）
  - 皆川要吉（草加市立高砂小学校教頭）
  - 三本松広樹（静岡市総務部秘書課副主幹）

本研究会は、自治人材開発センターが主催するこのシンポジウムを、研究会の中間発表の場として位置付け、研究の方向性を確認するとともに、基調講義、パネルディスカッションの中で得られた情報を、研究に成果に盛り込むこととしました。

基調講義の中では、学校が地域とかかわることの重要性、必要性、また行政が学校とかかわることの意義やそのかかわり方等について、講演をいただきました。また、パネルディスカッションでは、4人のパネリストの方に、それぞれの立場から「総合的な学習の時間」にかかわる事例を詳細に説明いただきました。その後、会場からの質疑応答を行いました。

ここでは、基調講演及びパネルディスカッションの内容要旨のみを御紹介します。これをお読みいただくことで、学校と行政が連携していくための課題や今後どのようにしたらスムーズな連携が図れるのかについて、イメージをつかんでいただければと思います。

### 【基調講演】玉井康之氏

#### 〔要旨〕

はじめに

学校と地域の連携の必要性とは、単に大人たちの都合で、子ども・学校を利用するものではありません。子どもの発達・認識の向上という教育的観点が重要です。学校と行政の不協和音（行政は学校のカリキュラムを無視して子どもたちを動員するという批判、学校は閉鎖的であるという批判）に対しては、子どもたちの発達とまちづくりの再生産という長期的な共通目標を持ち、行政と学校が相互に目的・役割を認識し合うことが重要です。



玉井助教授

## 1 子どもの生活・学習から見た学校と地域の連携の必要性

### (1) 学習力の低下及び関心・意欲の低下

子どもの学力が低下しています。その背景には、学校の学習が将来に役立たない、達成感の欠如、自ら学習する努力をしない等の原因があります。また、排他的な受験競争や子どもの生活のバーチャル化による体験・実感の欠如の影響も大きいです。

### (2) 現代の児童生徒の気質の特性

現代の児童生徒の特性として、我慢ができない、自己責任の欠如、人間関係がうまく結べない、無気力、あいさつができない等が指摘されています。

### (3) これらの背景としての児童生徒の生活と社会的な背景

これらの背景として、生活体験の欠如、地域での遊び集団の崩壊、異年齢集団の崩壊、テレビゲームの疑似体験、核家族・少子化、受験競争の激化等が挙げられます。

## 2 地域を活かした学習は学力低下問題につながるか

### (1) 「学力論」の発端は

昭和33年に学習指導要領に法的拘束性が付加され、教師の創造性、地域性が失われつつあり、また、昭和36年全国一斉テストの実施を契機にテスト競争が激化しました。そして学力とは、学習指導要領に示された内容・目標への到達度とされてしまいました。

### (2) 学力に伴う論点

学力とは何なのか。教科書以外の本で学んだことは軽視され、読書量の低下、生活の中で必要な知識の低下、人間関係の能力の低下が進み、学力が低下していきました。

### (3) 学力概念の近年のとらえ方

近年では、学力と集団的自治能力、学力と思考プロセス、学力と生活指導は関係すると考えられています。

## 3 なぜ学校が地域とかかわることが重要なのか

### (1) 地域学習の基礎としての学校の役割

学校による地域づくりが重要である理由は、学校・教師が地域とかかわることによって、生涯学習の基礎となる児童生徒の幅広い発達を培うことができるからです。

### (2) 学校が地域づくりに出ていくことによる児童生徒への教育的效果

学校が地域に出て行くことによって、学校は地域住民から協力を得やすくなります。児童生徒が教師の献身的姿を見ることによって潜在的な模倣学習となります。教師の社会的視野が広がり教育内容の幅が広がり、児童生徒が学校外の活動を意識することにより、学校と社会を結び付けてとらえられるようになる等の効果があります。

### (3) 社会の現実が保護された学校の現実と異なる点

社会の現実は学校の現実と異なり、学校は同級生・友人関係が主ですが、社会は多様な年齢層や異なる階層が存在します。学校は教えてくれるが、社会では自ら学び答えを出さなければなりません。学校では知識の習得が目的だが、社会では知識を活用することが求められています。

#### 4 なぜ行政はまちづくりにおいて学校支援の観点を持たなければならないのか

##### (1) 子どもにとって住みやすいまちとは

子どもは10年後には社会人となり地域の担い手となります。まちのイメージは子ども時代に形成されていくのであります。子どもにとって住みやすいまちとは、物より思い出が残るまち、いじめや非行・校内暴力のないまち、友達との人間関係があるまちです。

##### (2) 子どもを持つ親にとって住みやすいまちとは

親にとって住みやすいまちとは、子どもが喜んだまち、子どもが体験したまち、子育ての情報交換や人間関係のあるまち、いじめや非行や校内暴力など子育てに不安のないまちです。

#### 5 学校と社会教育及び行政が連携した地域づくり

##### (1) 学校・教師・子どもによる地域づくり

生涯学習政策の展開の中では、やがてまちづくりや公共精神の育成が学校教育の大きな課題となります。学校施設・学校行事を地域に開放、農漁業体験学習や地域産業の勤労体験学習の実施、児童生徒によるボランティア活動等の実践が挙げられます。

##### (2) 社会教育施設・行事・団体と連携しながらの地域づくり

公民館の企画やまちづくり活動などへの児童生徒の参加、地域のスポーツ大会や祭りへの参加の位置付けを高くし奨励する等が挙げられます。

##### (3) 教師の特定技能などの指導能力や教育専門施設としての特性を活かしたまちづくり

郷土の歴史講座、スポーツ指導等教師の特技を生かします。学校は、子育てネットワークセンターとしての機能を果たしていくことが求められています。

#### 6 地域に学ぶ「総合的な学習の時間」の基本的な進め方と課題・地域を活かした体験学習

##### (1) 体験学習の再評価

体験学習を通じて、創造する力、行動する力、困難に耐える力が養われます。また、集団生活を通じて、多様な人間と交流する人間関係応用力がつき、労働の重要性を認識し、地域を知り誇りに思う等の効果があります。

##### (2) 総合的な学習・地域体験学習への転換と子どもの能力の活用

公共施設の利用を図ることが求められています。公共施設は、博物館・図書館・郷土資料館等の教育委員会管轄の施設だけではありません。公共機関は、第一に、国の各省庁の出先事務所があり、税務署、刑務所、裁判所、農業事務所、食糧事務所、入国管理局、陸運事務所、郵便局、労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険事務所等があります。第二に、自治体の公共機関があります。市町村役場、議会、公民館、老人ホーム、保健所、消防署、清掃処理工場等があります。

##### (3) 地域調べ学習の事前準備と留意点

地域調べのための道具を紹介します。子ども百科事典、新聞縮刷版、電話帳、住宅地図の四つは必需品であります。調べる題材はメニュー化しておくと良く、インターネットの資料は、安易な資料収集法にならないよう配慮します。

## 7 総合的な学習の再編と行政・学校の連携の条件と役割

### (1) 行政と連携し、カリキュラムの全体を統括する学校運営

社会教育計画と学校教育計画の年度当初の日程等のすり合わせ、社会教育機関と学校との連携による「総合的な学習」「学校五日制」の運営会議、学級間・学年間の調整等が挙げられます。

### (2) 行政・公的機関の学校へ支援・協力

博物館・科学館の体験学習メニューや社会教育講座との有機的な連携、役所職員による出前講座の組織的活用、心の問題等青少年の現代的課題を「総合的な学習の時間」で取り上げます。人材マップ・リーダーバンクを整備し全市民へ協力を呼びかけること等が挙げられます。

## 8 学校による地域の施設の活用方法

### (1) 地域の施設の活用方法の観点

教師がいつも前面に出るのではなく、施設から真摯に学ぶ姿勢を持ち、教科書の枠の中で、解説を専門施設に依頼しないことです。

### (2) 学校によるリアリティの提供と地域施設の発掘

学校が日常的な体験を提供することも重要です。社会の現実の深さを実感できるのは地域の専門施設からであり、教科書では済まされないような現実の複雑な現象や取組があることを体験させることができます。

### (3) 地域の専門施設を活用する教師の姿勢と指導

地域施設の活用は、地域の人材の活用と不可分であります。見る観点を限定的に指定せず、施設の専門職員が最も重要なと考える課題を語ってもらうと良いのです。教師の姿勢としては、教師自身が学ばせてもらっているという姿勢を児童生徒に見せます。これを見て、初めて児童生徒もあらゆる所から学ぶ姿勢を身に付けていくことができます。

### (4) 多くの施設の活用と班学習・調査学習

多くの施設を活用するのであれば、全員が一斉に施設に行く必要はありません。教師の引率のもとに班ごとに訪問することもできます。教師は、専門内容の教授者ではなく、コーディネーターの役割を果たすことが求められています。

## 9 地域の人材の活用方法

### (1) 地域の人材の活用の観点

有名人を招く必要はありません。青年層のリーダー等の中心人物に、自分の頑張っている実践を生の形で語ってもらうと良いのです。

### (2) 地域の人材の活用の特性と合科的役割

地域の人材を活用することにより教育課程がより豊かになります。また、これらの人材の活用では、教科の枠を超えた話題を提供することができます。合科総合学習が可能となります。

### (3) 児童生徒の参加による人材の活用を

児童生徒の認識を高めるためには、人選にまで児童生徒に関与させるプロセスが望まし

く、単に受身でお膳立てされた講義を聞くことは避けるようにします。人選が決まつたら、児童生徒一人一人が質問内容を考えることにより、無意識のうちに学習に対する意欲や目標が沸き立たせるようにします。

#### (4) 人材発掘の方法と社会教育との連携

地域の人材を最も知っているのは、社会教育行政の分野です。また、PTA・父母の中にも多様な職種の人材がいます。自分たちの親たちがクラスの児童生徒に話す教育効果は大きいのです。

### 10 生涯学習政策の広がりと地方分権下の新たな自治体の役割

#### (1) 学校教育・社会教育の融合化から学校教育・生涯学習政策の融合化への展開

想像力や自発的学習課題の発見は、幼児期・学童期・青年期の全体を通じて成し得るものであります。市民も子どもも、生涯学び続ける姿勢と能力が求められています。

#### (2) 地方分権の教育政策と地域づくり

自分のまちに対しては、自分たちで責任を持ち、地域への関心を高め、自治能力を高めていくことが求められています。

#### (3) 生涯学習における青少年教育の重要性及び位置付けの変化

成人教育を中心としてきた社会教育行政から、青少年問題を含めた社会教育へと変化しています。自然・社会・生活体験学習の重要性、学校・家庭・地域の連携、家庭教育の重要性等が求められています。

#### (4) ボランティア・奉仕活動の考え方の普及と変化

地域住民を巻き込み、地域住民と一体となった地域活動が求められています。国際連合は、2001年を「ボランティア国際年」とし、2001年学校教育法が改正され、学校におけるボランティア・体験活動の促進、2001年社会教育法が改正され、地域社会におけるボランティア・体験活動の促進が明記されました。また、NPO法案による市民運動も広がりを見せています。

### おわりに

こうした問題提起を、学校と行政が相互に相談しながら、ぜひ解決していただくことを切に願っています。

#### 【パネルディスカッション】



パネリストの方々  
左から、関根氏、佐藤氏、皆川氏、三本松氏



パネルディスカッションの様子  
左側：玉井氏（進行） 右側：パネリスト

## 〔要旨〕

玉井 行政と学校が連携するにはどのような問題点や課題があるのか、パネリストの皆様一人ひとりから御発言をお願いします。

関根 安全で快適な生活は行政任せではできません。住民と行政との対話や相互理解が必要です。そのためには住民が自らの利益のために地域の問題に关心を持ち、行政とともに考えることが必要になってきています。

しかし、残念ながら「今の大人の意識」を変えることは非常に難しい状況です。その意味で、大人に大きな期待をすることはできません。子どもの意識から変える方が効果的です。子どもは柔軟な思考と行動力を持っていますし、大人へのフィードバックも期待できます。身近な地域について学ぶ「総合的な学習の時間」を活用すればそれができます。

「総合的な学習の時間」では、子どもの関心に火をつけ、自分で考える習慣を身に付けさせる内容になっています。そしてそのテーマには身近な河川など地域の題材を用いることが多いようです。

教師にとって「総合的な学習の時間」における様々なテーマについては、アマチュアの部分もあるようです。いろいろと苦労をしていると聞いております。

だからこそ、「総合的な学習の時間」を活かすためには、地域の人の話を聞く必要性がでてきています。では、地域のことを本当に考え、苦労し、よく知っている人といえば、それは行政職員です。そのような人に話をしてもらった方が良いのです。

子どもはその地域の将来を担っています。その子どもを育てるということが、健全な社会人を育てていくことにつながります。子どもは10年も経てば大人になります。行政が子どもたちに積極的にかかわるという投資は、決して高いものにはならないはずです。

学校は積極的に行政を活用することが求められています。また、行政は学校に協力することが求められているのです。

今まで、どうして行政と学校とがスムーズに連携できないのかと考えておりましたが、この行政課題研究会に参加してみてその理由が徐々に分かってきました。同じ公務員とはいえ、行政と学校とは今まで交流が少なく、お互いによく分かっていないということが分かりました。これを解消していくには対等に話し合い、コミュニケーションをとっていく必要があります。

今日はシンポジウムを通じて、先生方にはぜひ行政をどのように活用したら良いか考えるきっかけにしてほしいと考えています。

佐藤 学校は入づくりの礎を担っており、人とのかかわりをどうするのか、行政も含め地域との連携をどうするのかを重視していかなければならぬと考えています。

子どもの学ぶ内容は、学校外からたくさん入ってきています。時間的、空間的にも広がっており情報が満ち溢れています。学校以外の様々な機関、人々のお世話になっているのが現状です。学校では周りとのかかわり、連携を必要とする意識が出てきています。これまでの閉鎖型（自己完結型）から、開放型へ脱皮しなければなりません。本校では外部機関からの依頼があれば積極的に対応し、外部の空気を取り入れています。そうすると、学

校に対する家庭、地域の目が変わってきます。学校は家庭、地域社会と共同して子どもを育てていかなければなりません。そのためには、学校は目標や課題を地域に提供し、地域と認識を共有しなければならないと考えています。

また、学校では外部との共通理解、打合せの時間をどう作るのかが課題になっています。外部の方に「総合的な学習の時間」の趣旨を理解してもらうのに時間がかかることがあります。しかし、外部の方にも隠すことなく、内情を素直に話さないと学校の意向を酌んでくださいることは難しいのです。

皆川 行政との連携を図るには、子どもたちの進捗状況を逐次報告することが大切です。かかわりを1回きりで終わらせてはいけないと思います。お礼、手紙、写真の送付など、今後の対応も視野に入れ紳士的な対応をしていく必要があります。

子どもたちのマナーのなさで迷惑をかけているのではないかと、いつも気にはしています。聞く態度をきちんと身に付けさせなければいけないと思います。

また、突然コンタクトして受け入れてもらえることがあります、もっと行政や世間のことを知らなければいけないと考えています。これまでの行動を改める必要性を感じています。

学校は学校の年間計画を、行政に知らせたり、ホームページで公開したりと、学校が何をやっているのか、どのような連携を求めているかを公開し、知らせていかなければいけないと感じています。

行政と学校の間にコーディネーターみたいな方々がいればと感じています。中学校区くらいの人材バンクがあれば良いのではないかと考えています。

「総合的な学習の時間」が始まり、日本の教育もそんなに捨てたものではないと感じています。これまでの学習を通じて、子どもは本気の場、本物に出会うことで変容する事が分かってきました。

三本松 地域、家庭の教育力が低下し、学校と先生は孤軍奮闘の状況にあります。当然まず行政が支援すべきと考え、学校の門をたたき、本市の「子ども担当」事業を始めました。学校と行政が共に地域経営の担い手を育てていくという意識を持つことが重要だと思っています。

子どもに「生きる力」が育てば、真の民主主義が実現されるのではないか、新しい日本の形を築く担い手になるのではないかと考えられるからです。この意味でも子ども担当は広報課、情報政策課、学校教育課3課連携事業の一つの到達点であり、次のステップもあります。

本事業により、子どもと接した職員のモチベーションが高まっただけではなく、人として対等な関係から教えられることも多いです。これを土台として、より良い関係を構築していくかと考えています。平成15年度は市職員に学校へ入ってもらい、カリキュラム編成時から行政がかかわる形を想定しており、従来の出前講座とは異なるものとなるだろうと考えています。

玉井 行政と学校が連携するに当たっての問題点や課題が明らかになったところで、今後どのような点に留意しながら連携を進めていくべきかについて、パネリストの皆様一人ひとりから御発言をお願いしたいと思います。

関根 相互の情報提供体制、相互の信頼関係を構築する必要があります。このため、定期的な協議の場を設けて話し合う機会を持つことが大切です。

佐藤 子どもの健やかな成長を視点に考えていく意識を持つことが必要です。丸投げはダメ、きちんと計画し目的を焦点化していく、そしてマナーの徹底が必要です。

皆川 学校の願いをよく伝えること、お互い汗をかき知恵を出し合うこと、経験に学ぶことが大切です。

三本松 行政としては、まずスタッフ部門（総務部、企画部等）の職員が教育委員会の指導主事とよく話し合い、それから学校へアプローチしていくのが良いのではないかと思います。多少時間はかかったとしても「信頼」を広げる形が一番良いのです。

玉井 三本松氏へお尋ねします。職員のモチベーションが高まったとのことでありますか、どのように高めていったのでしょうか。

三本松 職員のモチベーションは、子どもと接した「体験」を通じて高まっていきました。

玉井 関根氏へお尋ねします。先生が所属する土木学会では、学校との連携に向けた動きはありますか。

関根 学会でも専門的知識を伝える必要があると考えています。しかし行政を頭越しするのはよくないと思います。行政の方には、我々学会を巻き込むくらいの考えを持っていただきたい。

玉井 専門家よりも身近な行政の人が対応した方が、子どもへのインパクトは強いと思います。会場の皆様から御意見があればお願いします。

会場〔学校側〕 子どもを外に出すときのマナーが気になります。子どもが悪いときは、その場でしかっていただきたい。

会場〔学校側〕 子どものパワーには大人も元気付けられますが、一方でコーディネートの難しさも感じます。子どもの学びが成立するには、何度も繰り返し行う必要がありますが簡単にできるものではありません。人材バンク等があれば有効だと思います。

会場〔社会教育部門〕 とにかく(行政と学校の)板ばさみ状態になっています。行政側は「総合的な学習の時間」がどんな内容か分からないので、一般市民への回答と同じように全部調べてしまうことが多いです。一方、学校側は、分からることは分からぬといつて、子どもを悩ませてほしいと思っています。また行政としては、子どものしつけまではできません。指導主事の先生方は忙しすぎて、教育委員会という組織として話し合いができるないことが原因かも知れないが、何かヒントがあれば教えて欲しいと思います。

三本松 まずは話し合いです。指導主事の先生方の間に合わせて場を作ることが、一緒にやっていくための基本です。あきらめないことです。

佐藤 まずは、年間計画に位置付けることが必要です。行政からの申し出を柔軟に受け入れていく必要があります。

皆川 大規模校は職員の数が減り忙しいので、サポート体制を作る必要があります。

会場〔行政側〕 薬物乱用防止について学校に持ちかけたとき、学校の先生が共通認識を持ってないので、取り上げられないと言われました。このようなとき、どのようにして共通認識を作っていたら良いのでしょうか。

佐藤 組織を通じて依頼する方が良いと思います。教師単独で応じることは、現状では難しいです。

皆川 そのとおりです。

玉井 学校はばらばらでは動けません。親からも苦情の声が出てしまします。学校の信頼が崩れるようなことはできません。

#### (まとめ)

玉井 この研究会のプロジェクトは県全体で取り組んだのですが、とにかくこのような声が出たことが画期的であります。学校も自治体も特色ある体制づくりをすることで、これまで以上に格差が生まれてくる時代になりました。

このような研修会を定期的に持つことで、共通認識が生まれ、お互いが情報交換し、切磋琢磨をすることでより良い学校づくりや自治体づくりにつなげていくことができるのでないかと考えております。

※今回は紙面の関係上、シンポジウムの要旨のみを掲載しました。全部の内容を知りたい場合には、自治人材開発センター政策研究部までご連絡ください。

### 3 主要参考文献

#### 【書籍】

書名	著者(編者)名	出版社	発行年月日
新しい指導主事の職務	早川昌秀ほか	ぎょうせい	2000.02
学校・地域・家庭連携事例集	玉井康之(編)	教育開発研究所	2002.07
学校と地域とを結ぶ総合的な学習 カリキュラムマネジメントのストラテジー	中留 武昭	教育開発研究所	2002.10
学校を変える 地域が変わる相互参画による学校・家庭・地域連携の進め方	佐藤晴雄	教育出版	2002.11
環境学と環境教育	鈴木紀雄と 環境教育を考える会(編)	かもがわ出版	2001.01
こどもとまちづくり 面白さの冒険	こどもまちづくり研究会	風土社	1996.08
子どもの社会学	門脇厚司	岩波書店	1999.12
子どものための環境学習	結城 光夫・伊原 浩昭	ぎょうせい	2001.08
生涯学習社会教育 実践用語解説	伊藤 俊夫	(財)全日本社会 教育連合会	2002.09
自立する地域 自助・互助・公助のまちづくり	荒田 英知	P H P 研究所	1999.02
誰もが活用したい「総合的な学習」100の実践ポイント	高階玲治編	教育開発研究所	2002.02
地域に学ぶ「総合的な学習」	玉井康之(編)	東洋館出版社	2000.07
地域を生かせ 総合的な学習の展開	野中陽一・堀越勝・ 玉井康之編著	東洋館出版社	2000.07
地方自治を創る 行政広報からの接近	石崎宜雄	北の街社	1986.06
地方分権と教育委員会 (全3巻)	堀内孜編	ぎょうせい	2000.11
分権改革と教育委員会 (分権型社会を創る 10)	西尾勝・小川正人編著	ぎょうせい	2000.06

## 【ガイドライン・報告書等】

書名	発行元	発行年月日
埼玉県小学校教育課程指導資料	埼玉県教育委員会	2001.03
埼玉県小学校教育課程指導実践事例集	埼玉県教育委員会	2003.02
埼玉県小学校教育課程評価資料	埼玉県教育委員会	2002.02
埼玉県小学校教育課程編成要領	埼玉県教育委員会	2000.03
社会教育主事のための社会教育特講 －平成14年度－	国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター	2000.03
【総合的な学習】税金ってな～んだ？	一宮税務署	2001.03
総合的な学習の時間 Q&A	川口市教育委員会	2002.03
総合的な学習の時間 実践事例集（小学校編）	国立教育政策研究所 教育課程研究センター	2002.12

## 【参考となるホームページURL】

タイトル	URL
愛知県生涯学習情報システム「学びネットあいち」	<a href="http://www.manabi.pref.aichi.jp/general/top.asp">http://www.manabi.pref.aichi.jp/general/top.asp</a>
一宮税務署「総合的な学習の時間」ガイド	<a href="http://www.nagoya.nta.go.jp/ichinomiya/sougou.htm">http://www.nagoya.nta.go.jp/ichinomiya/sougou.htm</a>
鹿沼市における学社融合	<a href="http://www.city.kanuma.tochigi.jp/services/Gakushuu/Yuugou/index_Yuugou.htm">http://www.city.kanuma.tochigi.jp/services/Gakushuu/Yuugou/index_Yuugou.htm</a>
熊谷市キッズサポーター	<a href="http://www.city.kumagaya.saitama.jp/kodomo/index.htm">http://www.city.kumagaya.saitama.jp/kodomo/index.htm</a>
埼玉県川口市立原町小学校	<a href="http://homepage3.nifty.com/kawaguchiharamachi-e/">http://homepage3.nifty.com/kawaguchiharamachi-e/</a>
埼玉県立総合教育センター	<a href="http://www.center.spec.ed.jp/">http://www.center.spec.ed.jp/</a>
彩の国子ども・学校支援プログラム	<a href="http://www.pref.saitama.jp/A20/BD00/sien/index.html">http://www.pref.saitama.jp/A20/BD00/sien/index.html</a>
彩の国わくわく子どもページ	<a href="http://www.pref.saitama.jp/kodomo/top.htm">http://www.pref.saitama.jp/kodomo/top.htm</a>
静岡市	<a href="http://www.city.shizuoka.shizuoka.jp/">http://www.city.shizuoka.shizuoka.jp/</a>
とびだせ学級クラブ 総合的な学習リンク集	<a href="http://www.tobidase.com/bessatsu/sogou/index.html">http://www.tobidase.com/bessatsu/sogou/index.html</a>
八潮市まちづくり出前講座	<a href="http://www.city.yashio.saitama.jp/koza/index.html">http://www.city.yashio.saitama.jp/koza/index.html</a>

平成14年度行政課題研究  
**行政が変わる！学校が変わる！**  
~「総合的な学習の時間」を通じた学校と行政の連携~

**研究員名簿**

役割等	所属	職名	氏名
サブリーダー	彩の国さいたま人づくり広域連合自治人材開発センター	主事	新井 友和
	川口市経済部商工課	主任	大熊知佳子
	玉川村教育委員会	主事	押田 貴久
	埼玉県教育委員会指導部指導課	指導主事	小櫃 真人
班長	川口市下水道部下水道推進課	主任	神戸 悟
	白岡町教育委員会生涯学習課	主事	小林 聰一
	鳩ヶ谷市都市建設部都市計画課	主事	小林 弘幸
	川口市立原町小学校	校長	佐藤 英次
サブリーダー	埼玉県南部河川改修事務所	主任	下總 憲一
	鳩ヶ谷市立中居小学校	校長	城田 元昭
	川口市教育委員会学校教育部指導課	指導主事	菅原 京子
	川口市立原町小学校	教諭	鈴木佐治子
班長	埼玉県環境防災部環境推進課	主査	鈴木 康規
	鳩ヶ谷市総務部庶務課	主任	竹内 利麿
	埼玉県パスポートセンター	主任	田島 優子
	埼玉県農林部農芸畜産課	主任	野沢 裕子
班長	彩の国さいたま人づくり広域連合自治人材開発センター	主査	長谷部進一
	朝霞市健康福祉部保険年金課	主任	深谷 秀明
	川口市立本町小学校	教諭	福田むつ子
	彩の国さいたま人づくり広域連合自治人材開発センター	主査	古澤 貢
班長	埼玉県杉戸土木事務所	技師	細川 大輔
	埼玉県八潮新都市建設事務所	技師	森川 肇
	埼玉県環境防災部みどり自然課	主任	山崎 俊幸
リーダー			(氏名五十音順)

アドバイザー	早稲田大学理工学部土木工学科	教授	関根 正人
--------	----------------	----	-------